

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	種苗管理業務		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農林水産省知的財産戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ											
①主な定量的指標等						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等						予算額（千円）	2,329,221				
特性調査の実施点数（点）	447(77%)					決算額（千円）	2,550,555				
農林水産省に情報提供した数（種類）	7					経常費用（千円）	2,479,705				
（２）育成者権の侵害対策及び活用促進						経常利益（千円）	23,811				
育成者権の侵害対策への対応件数（侵害相談への助言、侵害状況の記録、植物体（標本）の寄託及び品種類似性試験）（件）	34/ 6/ 66/ 5					行政コスト（千円）	2,784,582				
（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等						従業員数（人）	223.5				
指定種苗検査実施率（表示検査実施率及び集取実施率）（％）	100 (1,736 点)/ 100(423 点)										
依頼検査の報告までの日数（日以内）	50										
新たに追加した検査対象病害の数（種類）	0										
（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等											
ばれいしょ											
道県の需要量に対する原原種の生産・配布量（生産量、配布量、道県の需要量（申請数量））（袋）	62,913/ 59,943/ 59,946										
原原種の品質検査結果（萌芽率）（％）	99										
さとうきび											
道県の需要量に対する原原種の生産・配布量（生産量、配布量、道県の需要量（申請数量））（千本）	2,232/ 2,131/ 2,131										

	原原種の品質検査結果（発芽率）（％）	94						
（５）研究開発業務との連携強化								
	研究開発部門が育成した新品種の種苗の増殖等の取組状況（品種数）	6 品種 5 系統						

３．中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標				中長期計画				
（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ① 栽培試験及び現地調査の着実な実施 種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査（以下「特性調査」という。）について、我が国の農業振興における重要度等を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の 70%以上を農研機構が適切に実施する。 さらに、将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となるよう体制整備を図ることとし、特に、第５期においては、果樹等の特性調査について、新たに実施できる体制整備を進め、実施可能なものから実施するとともに、特性調査に当たっては、国際的に調和された種類別審査基準に準拠した調査、特別な試験が必要となる形質の調査（成分分析・病害抵抗性検定等）の充実を図ることに留意して取り組む。 特性調査の結果は、品種の審査特性となることを考慮した上で取りまとめ、遅滞なく農林水産省に報告する。 また、新たな収入となる特性調査の手数料については、手数料徴収に関する規程等に従い適切に運用する。 ② 国際的調和の推進と UPOV への貢献 品種登録審査の国際的な調和に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成に参画するなど国際貢献を推進する。 また、農林水産省が作成又は改正する種類別審査基準のうち、一定の品種登録出願が見込まれ、国際的な審査基準に合致していない等、適切な品種保護のため改善が求められる種類別審査基準について、改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供する。 目標期間中には、種類別審査基準の改正に係る情報提供を 30 件以上行う。 さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要望を踏まえ、提供可能な特性調査結果の提供、海外審査機関との連携を進める。 併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」における国際協力活動を支援する。 （２）育成者権の侵害対策及び活用促進 育成者権の侵害対策及び活用促進のため、品種保護Ｇメンによる侵害相談への助言、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、標本の寄託及び DNA 情報の保存、品種類似性試験等				（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ① 栽培試験及び現地調査の着実な実施 種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査（以下「特性調査」という。）について、我が国の農業振興における重要度等を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の 70%以上を農研機構が適切に実施する。 さらに、令和２年の種苗法改正を契機に新たに付加された業務に対応するため、手数料徴収に関する規程を含め関係規程・要領を整備するとともに、将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となることを目指した体制整備を図ることとし、特に、第５期においては、果樹（リンゴ・ブドウ・モモ）の栽培試験及び果樹・観賞植物の現地調査について、栽培・特性調査の技術習得や特性調査マニュアルの作成等を行い、新たに実施できる体制整備を進め、整備が完了したものから順次開始する。また、国際的に調和された種類別審査基準に準拠した特性調査の充実に向けて、まずはトマトの複数年の栽培試験を実施するため施設等の整備を進め、試験を開始する。 特別な試験が必要となる形質の調査（成分分析・病害抵抗性検定等）の充実に向けて、研究開発部門における手法の確立状況も踏まえつつ形質の重要度を考慮して特性調査マニュアルを作成し、出願者からの申請に応じて調査を実施する。 特性調査結果報告書は、特性調査者間の評価の幅を縮小し、結果の客観性がより高まるように留意しつつ取りまとめ、遅滞なく農林水産省に報告する。 ② 国際的調和の推進と UPOV への貢献 品種登録審査の国際的な調和に資するため、UPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成に参画するなど国際貢献を推進する。 また、一定の品種登録出願が見込まれ、国際的な審査基準に合致していない等、適切な審査のため改善が求められるものとして、農林水産省が作成又は改正する種類別審査基準のうち、栽培調査の実施が必要なものについて、農林水産省の依頼に基づいて改正に必要な栽培調査を着実に実施し、その結果を農林水産省に情報提供する。 第５期中長期目標期間中には、種類別審査基準の改正に係る情報提供を 30 件以上行う。 さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要請に応じて、提供可能な特性調査結果を農林水産省を通じて提供するとともに、オランダの栽培試験実施機関と連携して共通の特性調査マニュアル（キャリブレーションマニュアル）を作成する。 併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」における国際協力活動の要請に応じて支援する。 （２）育成者権の侵害対策及び活用促進 育成者権者からの登録品種等の侵害及び活用に関する相談内容に応じて、対抗措置及び活用方法等の助言を行うとともに、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、標本の寄託及び DNA 情報の保存、品種類似性試験等の				

の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。 育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有する。 特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。 また、令和２年の種苗法改正により創設された判定制度に伴う特性調査を実施する。 さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、DNA 品種判別技術の妥当性を確認し、マニュアル化を進める。 （３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 ① 指定種苗の集取等 優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、これまでの違反業者に係る検査や疑義情報に対する機動的な検査へ重点化を図り、効率的かつ実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。 また、国からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理を着実に実施する。 ② 依頼検査の実施 国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼者のニーズに即した検査項目の充実を図る。 特に、病害検査については、検査処理能力の向上を図りつつ、50 日以内に検査結果の報告を行うとともに、種子流通において重要な病害を依頼検査項目に追加する。 種子検査等の業務に関係する国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。 OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づくてんさい種子の検査は依頼があった場合、着実に実施する。 （４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、生産の基盤となる原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび 原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）等に基づき、以下のとおり、需要に即した健全無病な種苗を安定的に供給するものとする。 ア 種苗の生産、配布については、要綱に基づき、農林水産省と協議しつつ、新品種やジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の早期普及拡大に留意して、複数年先までの道県の需要量や産地のニーズに対応した生産配布計画を作成する。また、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行い、品質の高い原原種の安定供給を図る。	品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。 依頼者の意向を踏まえた上で、業務を通じて得られた育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有する。 特に、税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。 また、令和２年の種苗法改正により創設された判定制度について円滑に実施できる体制を構築した上で、法施行後、農林水産大臣の指示に基づき適切に特性調査を実施する。 さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、研究開発部門等が開発した DNA 品種判別技術の妥当性を確認し、確認できたものから品種類似性試験（DNA 分析）の対象に加える。 （３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 ① 指定種苗の集取等 優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、これまでの違反業者に係る検査や疑義情報に対する機動的な検査へ重点化を図り、効率的かつ実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。 また、農林水産大臣からの指示に基づき、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査を着実に実施する。また、農林水産省からの指示に基づき、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理に係る記録検査等を着実に実施する。 ② 依頼検査の実施 ア 国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼に基づく検査を着実に実施するとともに、依頼者のニーズに即した検査項目の充実を図る。 特に、病害検査について以下に取り組む。 ・ 依頼検査点数が増加しているウイルス病及び細菌病の検査について、現行の検査精度を維持した上で、新たな機器の導入や処理方法の改善などにより、検査処理能力の向上を図る。 ・ 種苗業者からの要望や各国の検疫情報などを収集・分析した上で、重要と判断された病害について、研究開発部門と連携するなどして、検査技術の妥当性を確認し、依頼検査項目に追加する。 ・ 検査依頼のあった日から 50 日以内に検査結果の報告を行う。 イ 種子検査等の業務に関係する国際機関である ISTA（国際種子検査協会）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。 ウ OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づくてんさい種子の検査は依頼があった場合、着実に対応する。 （４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、生産の基盤となる原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）等に基づき、以下のとおり、需要に即した健全無病な種苗を安定的に供給するものとする。 ア 種苗の生産、配布については、要綱に基づき、農林水産省と協議しつつ、新品種やジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の早期普及拡大に留意して、複数年先までの道県の需要量や産地のニーズに対応した生産配布計画を作成する。また、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行い、品質の高い原原種の安定供給を図る。
---	--

イ 配布する原原種の無病性（病害罹病率 0.1%未満）と品質（ばれいしょ萌芽率 90%以上、さとうきび発芽率 80%以上）を確保する。		イ 配布する原原種については、ばれいしょ及びさとうきび原原種の収穫直前のほ場検査において病害罹病率を 0.1%未満、別途行う萌芽検査においてばれいしょの萌芽率 90%以上、さとうきびの発芽率 80%以上を確保する。	
ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを継続して行い、品種の純粋性の維持を図る。		ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを継続して行い、品種の純粋性の維持を図る。	
エ 原原種の配布先の意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。		エ 実需者のニーズに沿った原原種の品質が確保されているか確認するため、配布先である道県へアンケート調査を実施し、必要な品質改善策を検討し、講ずる。	
オ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。		オ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。	
（５）研究開発業務との連携強化		（５）研究開発業務との連携強化	
① 種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化		① 種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化	
研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。		研究開発部門が開発した DNA 品種識別等に係る技術を速やかに導入し、種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。さらに、種苗管理業務の画期的な省力化・効率化の実現が期待できる課題（AI を活用した病害判定）に研究開発部門と連携して取り組む。	
② 研究開発成果の社会実装支援		② 研究開発成果の社会実装支援	
研究開発部門が開発した新品種の早期普及を支援する。		農研機構として、早期普及を推進することとした農研機構育成の新品種のうち、輪作ほ場等を活用するなどして増殖が可能なものについて増殖し、その普及を支援する。	

評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 【評価の視点】 ・品種登録審査を着実に推進するための栽培試験等が適切に実施されているか。また、果樹等の栽培試験及び現地調査を新たに実施できる体制整備や形質調査等の充実が適切に進展しているか。	（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ① 栽培試験の着実な実施 種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験について、我が国の農業振興における重要度等を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、確実に実施する。 令和３年度においては、令和２年の種苗法改正を契機に新たに付加された業務に対応するため、	（１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ① 栽培試験の着実な実施 種苗法に基づく栽培試験について、我が国の農業振興における重要度などを考慮した農林水産大臣の指示を受けて、農研機構において栽培試験を実施することとされた植物種類について、出願品種の植物種類に応じた適切な栽培環境となる実施場所を選定し、さらに、実施場所のほ場・施設使用状況や労力及び対照品種の入手時期などを考慮した試験計画を四半期ごとに策定した。 その上で、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の 70%（409 点）を超える 447 点の栽培試験について、類似度の高い対照品種を選定し、特性調査マニュアルなどを用いて確実に試験を実施した。さらに、病害抵抗性検定 3 点を実施した。これらの結果を取りまとめ、栽培試験結果報告書を農林水産省に提出した。 なお、キンギョソウなどの 4 種類の特性調査マニュアルについて、近年の栽培試験で得た知見を基に栽培管理及び特性調査の留意点を詳細に記載するなどの改正を行うとともに、出願者が願書の作成に先立って実施する出願品種の特性調査において活用できるよう、農研機構のウェブサイトマニュアルを公開した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠： 種苗管理業務を効率的かつ着実に実施し、特性調査の実施点数（70%以上）、種子の依頼検査の報告までの日数（50 日以内）、道県の需要量に対する原原種の生産・配布量（ほぼ 100%）を達成するなど、令和３年度の定量的指標を達成するとともに、 ・種苗法改正を踏まえた特性調査の規程・要領の改正や栽培技術の習得を着実に実施 ・ウリ科野菜の緑斑モザイク病の検査手法を、簡易 ELISA 法に変更するため、検査精度を検証
	ア 業務方法書、手数料徴収に関する規程及び要領並びに特性調査実施規程及び要領を整備する。	ア 令和２年の種苗法改正（令和４年４月１日施行）により、新たに付加された業務（現地調査など）に対応するよう、 <u>業務方法書、組織規程、組織規則、手数料に関する条項を含む現地調査・栽培試験実施規程、現地調査・栽培試験実施要領を整備</u> した。整備に当たり、業務の効率	

		化や簡素化に留意し、農林水産省と８回協議を行った。加えて、栽培試験業務の品質管理マニュアルについて、新設並びに業務の効率化の観点から改訂を行った。	・依頼検査項目の拡大に向け、植防研で開発されたダイコン黒斑細菌病検出法の室内試験を実施し、マニュアル案を作成
	イ 果樹３種類（リンゴ・ブドウ・モモ）の栽培試験の体制整備に向けて、樹種に応じた土壌改良、剪定や接ぎ木等の栽培技術の習得及び特性調査マニュアル案を作成する。加えてリンゴについては、試作に向けて苗定植を実施する。	イ 果樹３種類（リンゴ・ブドウ・モモ）の栽培試験の体制整備に向けて、果樹茶業研究部門（果茶研）の研究拠点３カ所（盛岡・安芸津・つくば）に <u>種苗管理センター（種苗Ｃ）の職員３名を研修生として駐在させて、種苗の増殖から収穫及び剪定までの栽培技術、特性調査の方法や評価に関する技術を習得するとともに、習得した技術や情報を栽培試験で活用できるよう、３種類（リンゴ・ブドウ・モモ）の特性調査マニュアル案を作成した。</u> 加えて、ブドウ及びモモの既存品種の特徴や特性データを整理し、試作用品種（ブドウ：９品種、モモ：５品種）の選定を行った。 リンゴの栽培試験地として、年度当初は種苗Ｃ上北農場を予定していたが、農研機構内の調整を行い、リンゴの栽培により適した東北農業研究センター盛岡研究拠点に変更し、試験地を確保した。なお、このことにより、上北農場で予定していた晩生品種の栽培適性を確認する試作は、必要がなくなったため、中止した。また、令和３年度補正予算の決定を受けて、リンゴ栽培試験の実施に必要な施設整備（囲障設置、給水施設の改修など）に向けた仕様書を作成した。 ブドウ及びモモの栽培試験地（果茶研千代田試験地）については、土壌分析結果から排水性や通気性を改善するための硬盤破碎工事を実施するとともに、緑肥栽培や堆肥投入による土壌改良を実施した。これらが順調に進んだため、 <u>ブドウ及びモモについては、前倒して試作に着手した。</u>	・「 <u>AIを活用した異常株検出支援システム搭載抜き取りヘルパーの開発と高精度化</u> 」として課題化し、研究所との連携の枠組みを構築 ・ <u>種ばれいしょに対する４種のウイルス遺伝子同時検定法の妥当性と効率性を確認し、検定マニュアルを作成</u> ・ <u>ケーンハーベスターを用いたさとうきび採苗作業による労力の軽減効果や増殖用種苗の品質について確認</u> ・ <u>特性調査体制整備のため、計画を前倒してブドウ・モモの試作に着手</u> ・ <u>カンキツ果実のDNA品種識別技術について妥当性を確認し、品種類似性試験のメニューに追加</u> など、当初計画を上回る実績を上げた。
	ウ 国際的に調和された種類別審査基準である UPOV（植物新品種保護国際同盟）テストガイドラインに準拠したトマトの複数年の栽培試験のために必要な施設を整備する。	ウ 国際的に調和された種類別審査基準に準拠したトマトの複数年栽培試験のために必要な施設を雲仙農場に整備した。	
	エ 特別な試験が必要となる形質の調査（成分分析・病害抵抗性検定等）の実施に向けて、研究開発部門から調査方法に関する情報収集を行い、調査可能な形質を整理するとともに、特性調査マニュアル作成の必要性を検討した上で、作成方針を整理する。	エ 特別な試験が必要となる形質（以下「特別調査形質」という。）全 281 形質（成分分析・病害抵抗性検定など）の実施に向けて、審査基準に記載された情報を基に調査の実施可否を個別に検証し、技術的に調査可能なもの（104 形質（うち、出願があった場合に必ず調査する形質 25 形質、出願者から申請があった場合に調査する形質 79 形質））、国内未発生病害の抵抗性検定につき調査不可能なもの（16 形質）、種苗Ｃにおいて調査手法が未確立のため、情報収集を必要とするもの（161 形質）に分類整理した。情報収集を必要とするもの（161 形質）については、過去５年間出願実績がないなど、出願される可能性が極めて低い 67 形質を除く 94 形質について、研究開発部門から調査方法に関する情報収集を実施した。 加えて、技術的に調査可能なもの（104 形質）について、特性調査マニュアル（以下本項において「マニュアル」という。）作成の必要性を個別に検討した。その結果、出願があった場合に必ず調査する形質（25 形質）では、マニュアルがあるもの 10 形質（改正が必要なものも含む）、マニュアルはないが、審査基準を参照することにより調査可能なもの 15 形質に整理した。また、出願者から申請があった場合に調査する形質（79 形質）については、マニュアルが	＜課題と対応＞ （１）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 種苗法改正を契機とした新規業務の実施に向けて以下の体制整備を推進する。 ・果樹３種類（リンゴ・ブドウ・モモ）の栽培試験の体制整備として、栽培試験地の施設整備及びほ場整備、特性調査マニュアルの改正などを行う。 ・トマトの複数年の栽培試験のため、施設内の環境を整備するとともに、

		あるもの 56 形質、マニュアルはないが調査可能なもの 18 形質、マニュアルのないもの 5 形質に整理した。これら整理結果を踏まえて、植物種類別の優先順位を考慮したうえで、特別調査形質のマニュアル作成方針を策定した。 【技術的に調査可能なもの（104 形質）における、マニュアル有無の内訳】 特別調査形質（281） 種苗Cで技術的に可（104） 必須形質(25) マニュアルあり（10） マニュアルはないが調査可能（15） 選択形質(79) マニュアルあり（56） マニュアルはないが調査可能（18） マニュアルなし（5） 実施不可（16） 種苗管理センターにおいて調査方法が未確立（161） 研究部門に情報収集（94） 出願される可能性が極めて低い（67）	複数年の試験が必要となるものについて試験を開始する。 ・病害抵抗性などの特別調査形質について、調査手法の確立状況やマニュアル作成の要否を整理する。 ・特性調査者間の評価の相違が改善されるよう、評価の相違が生じやすい形質について、特性の評価基準を作成する。
	オ 過去の特性調査結果の分析により、特性調査者間の評価の幅が縮小され、再現性が高く同一の判定となるような特性の評価基準の作成を開始する。令和３年度は、出願数が多いキクについて作成する。 また、栽培試験結果報告書を遅滞なく農林水産省に提出する。	オ 特に特性調査者間の評価の幅が生じやすい色、形に関する形質について、出願数が多いキクの 200 品種以上の特性調査写真と特性評価結果を比較分析し、階級の境界事例を明らかにするとともに、実施場所と本所評価者との目合わせを行い、農林水産省へ情報提供の上、各階級に該当する多数の事例を記載した特性評価基準を作成した。また、栽培試験結果報告書についても、業務の効率化に向けて栽培試験実施場所で行う報告書検定にかかる現行のチェックシートの様式の改善に取り組み、遅滞なく農林水産省に提出した。	
・植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成への参画等適切な対応がなされたか。また、種類別審査基準について、改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供したか。	② 国際的調和の推進と UPOV への貢献 ア 品種登録審査の国際的な調和に資するため、UPOV が開催する会議（野菜、農作物、観賞植物及び林木の作業部会）に職員が参加し、テストガイドラインの検討においては、日本で育種目標となっている形質が取り入れられるよう提案を行う。 特に、職員が座長を務めるケール及びアンスリウムのテストガイドラインについては、主担当として原案を作成し、同盟国の意見を調整して議論を取りまとめる。	② 国際的調和の推進と UPOV への貢献 ア 品種登録審査の国際標準化に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する３つの技術作業部会(野菜、農作物、観賞植物及び林木)に参加した。UPOV テストガイドライン（国際的な技術指針、以下「UPOV-TG」という）」の検討では、特にケール及びアンスリウムにおいて職員が座長を務め、日本で育種目標となっている形質を反映した原案の作成及び議論の論点整理を行った。 また、新型コロナウイルスの世界的な流行により技術作業部会がオンライン開催となったことを受け、担当者に加えて若手職員各１～２名を参加させて国際業務を経験させるとともに、果樹の現地調査及び栽培試験を種苗 C で新たに実施することなどを踏まえ、上記の３つの作業部会に加えて果樹、コンピュータ及び自動化技術、生化学及び分子技術の３つにも職員を参加させ、UPOV-TG への意見提案や情報収集を行った。	・指定種苗検査について、これまでの違反業者などに係る検査や疑義情報に対する機動的な検査により、効率的かつ実行性のある種苗検査を引き続き実施する。 ・依頼検査について、依頼数の多い病害に係る検査実施能力の向上を図るとともに、種苗業界からの要望を考慮して検査項目の拡充を図る。
	イ 一定の品種登録出願が見込まれ、国際的な審査基準に合致していない等、適切な審査のため改善が求められるものとして、農林水産省が改正する種類別審査基準のうち、栽培調査の実施が必要な６種類について、農林水産	イ 農林水産省が改正する種類別審査基準のうち、栽培調査の実施が必要な６種類について、 ・モモ、ブドウ及びカボチャは、UPOV-TG の作成・改正に伴い、UPOV-TG に準拠した審査基準を作成するために必要な栽培調査を行い、得られた特性調査データを取りまとめ、特に、上記の果樹については、果茶研の研究拠点で栽培されている既存品種の特性調査データなど	（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ・道県の需要に即した健全無病なばれいしょ、さとうきび原原種を確実に生産・配布する。

	省の依頼に基づいて着実に実施し、その結果を農林水産省に情報提供する。	研修で得た情報を取りまとめ、その結果を農林水産省に情報提供した。 ・ロードヒボクシスなど３種類は、審査基準が古く、近年の新たな特性を持った品種が適切に評価できないことや標準品種が入手困難な状況を改善するため、栽培調査を行い、形質や標準品種を見直し、その結果を農林水産省に情報提供した。 これに加えて、新たにハナハッカ種の種類別審査基準を作成するために、当該植物について必要な栽培調査を行い、得られた特性調査データを取りまとめ、農林水産省に情報提供した。	・原原種配布先へのアンケート調査結果を分析し、必要に応じて品質改善策を検討して講ずる。
	ウ オランダの栽培試験実施機関 Naktuinbouw と連携してチューリップの特性調査マニュアル（キャリブレーションマニュアル）を完成させる。 国際的な審査協力として、海外審査機関からの要請があれば、提供可能な特性調査結果を農林水産省を通じて提供する。	ウ 品種登録審査の国際的な調和に資するため、オランダの栽培試験実施機関 Naktuinbouw と種苗 C との連携協定に基づき、令和３年度に作成予定としていたチューリップの特性調査（全 31 形質）について技術的なすり合わせを行い、両国共通のマニュアルを作成して公開し、国際調和を進展させた（累計 10 種類）。 また、欧州植物品種庁（CPVO）から農林水産省に対し、ワサビ品種の審査協力の依頼があったことから、農林水産省の依頼に基づき、種苗 C が栽培試験を受託することとし、令和４年度の試験開始に向け、種苗 C、農林水産省及び CPVO の三者で、実施内容や報告書の取扱いについてすり合わせを行った上で、技術試験合意書（MOU）を締結した。また、試験設計及び栽培管理の概要について CPVO と調整し、供試品種の入手準備を進めた。 なお、海外審査機関からの特性調査結果の提供依頼はなかった。	（５）研究開発業務との連携強化 ・種苗管理センターの機能強化・業務の効率化・高度化に向け、研究開発部門と連携し、課題解決に取り組む。 ・農研機構全体の戦略に基づいて、早期普及を推進することとした農研機構育成品種のうち、輪作ほ場などを活用するなどして増殖が可能なものについて増殖し、その普及を支援する。
	エ 「東アジア植物品種保護フォーラム」における国際協力活動の要請に応じて支援する。	エ 「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動では、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）がフォーラム活動の一環として実施した「DUS 試験技術研修」（オンライン）に講師として参画し、栽培試験の基礎から実践に係る技術研修を行い、参加国の技術の向上に貢献した。具体的には、知識の確実な定着に資するため、栽培試験の基本知識の習得を目的とした「基本コース」（10 ヶ国 39 名が参加）と、経験者向けの「専門コース」（６ヶ国 17 名が参加）の２回に分けて、受講者のスキルに応じたカリキュラムとなるよう工夫して実施した。加えて、９月に農林水産省が主催した「東アジア植物品種保護フォーラム国際セミナー」（オンライン）にパネリストとして参画するとともに、１月にベトナムが主催した「育成者権の行使に関するセミナー」においては、講師として種苗 C の品種保護対策業務に関する講義を行った。 また、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた活動では、９月から 11 月にかけて JICA が開催した 2021 年度課題別研修「高品質種子の供給のための植物品種保護制度及び種子の品質管理制度」（オンライン）に職員が講師として参画し、アジア・アフリカの UPOV 未加盟国を中心とした研修生（10 ヶ国 22 名）に対し、栽培試験の実践的な知識・技術に関する講義を行った。新型コロナウイルスの影響により令和３年度はオンライン開催となった状況を踏まえ、栽培試験の最大拠点である西日本農場の紹介やキクの特性調査方法について動画教材を作成し、講義において活用した。 このほか、オランダの Naktuinbouw から要請のあった、日本の品種保護制度や栽培試験に関するインタビューへの対応を行った。	
（２）育成者権の侵害対策	（２）育成者権の侵害対策及び活用促進	（２）育成者権の侵害対策及び活用促進	

及び活用促進 【評価の視点】 ・育成者権の侵害対策のため、侵害相談への助言、依頼への対応が適切に行われているか。	育成者権者等に対し、改正種苗法における改正点について、ウェブサイトの「よく寄せられる質問」を通じて情報提供するとともに、育成者権者等からの登録品種等の侵害及び活用に関する相談内容に応じた対抗措置及び活用方法等について適切な助言を行う。 また、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、寄託、品種類似性試験等の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。 依頼者の意向を踏まえた上で、業務を通じて得られた育成者権侵害に関する情報については、農林水産省等の関係行政機関で共有する。 特に税関に対し、水際対策に関する情報としてブドウ及びカンキツの DNA 品種識別技術について農林水産省を通じて速やかな情報提供を行う。 また、令和 2 年の種苗法改正により創設された判定制度が円滑に運用開始できるよう、法が施行される令和 4 年 4 月 1 日までに規程、実施手順を整備する。 さらに、研究開発部門が開発したバレイショ DNA 品種識別技術について妥当性確認を実施するための予備試験を行う。	農研機構ウェブサイトに掲載中の「よく寄せられる質問」について、種苗法改正を契機に品種登録制度の変更点などを踏まえた全面的な見直しを行い、農林水産省に対して法解釈の確認を行った上で 6 月にウェブサイト上で公開した。 また、育成者権者などからの侵害相談が 34 件あり、侵害疑義品の確認方法と相手方への警告方法など具体的な対抗措置を助言した。また、種苗の輸出・輸入、農業者の自家増殖に関する質問などの一般相談が 90 件あり、電話相談は当日中、メールでの相談は 3 日以内に回答を行った。 育成者権者などから、侵害状況記録書の作成 6 件、寄託 66 件（新規 40 件、更新 26 件）、品種類似性試験 5 件の合計 77 件の依頼があり、全て対応した。令和 3 年度は捜査機関からの依頼が多く、寄託 66 件のうち 18 件、品種類似性試験 5 件のうち 5 件が捜査機関からの依頼であった。 また、農林水産省の委託事業により、新たに品種登録出願時の種子 74 点、凍結乾燥標本 354 点、DNA 試料 50 点の保存を行った。 育成者権者などから寄せられた侵害相談及び相談窓口に寄せられた権利侵害が疑われるインターネットでの販売状況に係る情報について取りまとめた概要を農林水産省に報告するとともに、種苗 C として導入することとしたブドウ、カンキツを含む DNA 品種識別技術については、採用後、速やかに農林水産省に情報提供するとともに、税関など関係機関が参照できるようにウェブサイトにおいて公開した。 種苗法第 35 条の 3 に基づく判定制度については、種苗法第 15 条第 2 項の現地調査又は栽培試験を準用することから、「現地調査・栽培試験実施規程」及び「現地調査・栽培試験実施要領」を改正し、判定調査に関する条項を追加するとともに、実施手順を整理した上で判定にかかる特性調査について品質保証マニュアルに追加した。また、判定調査の請求者からも種苗の生産の依頼が受けられるように「品種保護対策業務実施規程」を改正した。 食品研究部門（食品研）で開発したバレイショ塊茎からの DNA 品種識別技術について、開発元が用いている DNA 抽出法と種苗 C で通常用いている DNA 抽出法の比較検討や、使用機器が異なることによる分析データへの影響を確認するなど予備試験を行い、マニュアル案を作成した。 また、カンキツについて育成者権を侵害しているか否かを市販の青果や輸入された果実で確認できるようにするため、農林水産省の補助事業により果茶研が作成した果実からのカンキツ DNA 品種識別技術のマニュアル案について、種苗 C 及び公益財団法人かずさ DNA 研究所において妥当性を確認した。これにより<u>品種類似性試験（DNA 分析）の対象にカンキツの果実を追加</u>し、登録品種 12 品種が識別可能となった。 加えて、カンキツの葉の DNA 品種識別技術について、より多くの品種の識別を可能とするために、種苗 C が保存しているカンキツの登録品種などから 70 品種を遺伝子型データベースに追加し、判定可能な品種数を 22 品種から 54 品種（うち、判定可能な登録品種は 12 品種から 28 品種）へ拡大した。	
（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 ① 指定種苗の集取等 優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種	（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 ① 指定種苗の集取等 優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、過去 10 年間の検査で違反が見られた種苗業者や違反の多い業態であるホームセンターを含む 20 社の取り扱う	

【評価の視点】 ・指定種苗等の検査及び依頼検査が確実に行われているか。また、ニーズに即した依頼検査項目等の拡大が適切に行われているか。	苗の検査については、これまでの違反業者等に係る検査や疑義情報に対する機動的な検査へ重点化を図り、効率的かつ実効性のある種苗検査を実施する。このため、農林水産大臣から指示のあった指定種苗の表示検査（1,500 点程度）及び集取（400 点程度）を計画的に実施する。 なお、改正種苗法の趣旨を踏まえ、種苗業者に対する指定種苗の表示に関する情報提供も併せて実施する。 また、農林水産大臣からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査を着実に実施する。 さらに、農林水産省からの指示に基づき、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理に係る記録検査等を着実に実施する。	種苗 1,736 点の表示検査を、農林水産大臣の指示に基づき実施した。その結果、7 社・37 点の表示不備があったことから、当該業者にその改善に係る報告を提出させた。 また、農林水産省から農産物直売所における指定種苗取扱の有無及び表示状況に関する現況調査の要請があったため、上記の表示検査実施行程に合わせて農産物直売所 4 箇所を対象に調査し、その結果として野菜苗などに表示不備があった旨を農林水産省に報告した。 表示検査を実施した種苗業者のうち 22 社から、過去の検査で違反のあった品種などに重点化して 423 点の種子を集取し、表示された発芽率が満たされていることを確認するため、発芽検査を実施した。 集取した種子のうち生産等基準に定めのある種類の種子 398 点についてはその純潔度合及び発芽率が基準に適合していることの検査を実施した。加えて令和 3 年度及び令和 2 年度に集取した種子の生産等基準に係る品種純度検査は、過去に違反があった品種を中心に 26 点実施した。 表示発芽率、基準発芽率、品種純度を満たさない種子については、種苗業者に改善報告の提出を求め、それらの回答を農林水産省に報告した。各検査の実施点数、違反点数は下表のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1169 728 2039 924"><tr><th colspan="2">検査種類</th><th>検査点数</th><th>違反点数</th></tr><tr><td rowspan="2">発芽検査</td><td>表示発芽率</td><td>423</td><td>20（4.7%）</td></tr><tr><td>基準発芽率</td><td>398</td><td>12（3.0%）</td></tr><tr><td colspan="2">純潔度合検査</td><td>398</td><td>0（0.0%）</td></tr><tr><td colspan="2">品種純度検査</td><td>26</td><td>0（0.0%）</td></tr></table> 集取後速やかに検査を実施するとともに、検査結果の通知に際して、従来は集取した全業者に通知していたところ、令和 3 年度は違反のあった種子及び業者（20 点・11 業者）に限定したことにより、集取日から平均 41 日で検査結果を通知することができ、第 4 期中長期目標期間（注）の平均 85 日から 51.8%短縮して検査の実効性を向上させた。 （注）：新型コロナウイルス感染拡大防止対策による検査休止期間を除く なお、表示検査を行った種苗業者 30 社に対して、検査の際に、改正種苗法における指定種苗の表示制度に関する情報提供も併せて行った。 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 32 条第 2 項に係る農林水産大臣の指示はなかった。農林水産省からの要請に応じて、遺伝子組換え生物等の検査法を確立するための妥当性確認試験（ペレニアルライグラス及びペチュニア種子）に参加し、令和 4 年 1 月 28 日の期限までに試験結果を報告した。 「EC 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領」に基づく農林水産省からの指示に基づき、日本の種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログに品種登録した野菜種子のうち、令和 3 年度は 4 社が取り扱う 11 種類 114 品種の輸出状況及び品種維持の状況に係る記録の検査を実施した。このうち、過去 2 年間に輸出実績のある種子については、要領により種子サンプルの保管が義務付けられていることから、これに該当する 8 種類 49 品種について現物確認を行い、確実に保管されていることを確認した。	検査種類		検査点数	違反点数	発芽検査	表示発芽率	423	20（4.7%）	基準発芽率	398	12（3.0%）	純潔度合検査		398	0（0.0%）	品種純度検査		26	0（0.0%）
検査種類		検査点数	違反点数																		
発芽検査	表示発芽率	423	20（4.7%）																		
	基準発芽率	398	12（3.0%）																		
純潔度合検査		398	0（0.0%）																		
品種純度検査		26	0（0.0%）																		
	② 依頼検査の実施	② 依頼検査の実施																			

	ア 国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼に基づく検査を着実に実施するとともに、特に、病害検査について以下に取り組む。 ・ 依頼の多いウイルス病の検査処理能力の向上を図るため、簡易 ELISA 法の導入に向けて、どの程度効率化できるかを検証する。また、依頼の多い細菌病の検査処理能力の向上を図るため、作業体系の分析や情報収集を行う。 ・ ダイコン黒斑細菌病について、研究開発部門で開発された検査法を用いて室内試験を実施し、その結果を踏まえて検査マニュアル案を作成する。 ・ 検査依頼を受け付けた日から 50 日以内に検査結果の報告を行う。	ア 国際的な種子流通の活性化に対応するため、種苗業者などからの依頼に基づき発芽検査 891 点（R2 年度比 9 % 増）、純潔度合検査 449 点（R2 年度比 3 % 減）、病害検査 1,528 点（R2 年度比 35 % 増）を実施した。 また、種苗業者からの依頼に応じて病害検査及び発芽検査に関する技術講習会をそれぞれ 8 月及び 11 月に各 1 回開催し、技術移転を行った。 さらに、依頼者のニーズを反映した着実な検査実施に向けて、管理本部業務改革・DX 推進室と連携して、依頼受付事務の電子化など効率化に向けた検討に着手した。 加えて、病害検査については、検査実施能力の向上や新規対象病害への検査拡大に向けて、以下に取り組んだ。 ・ 種苗業者からの依頼の多い<u>ウリ科野菜の緑斑モザイク病（CGMMV 及び KGMMV）検査について、従来の DAS-ELISA 法から効率化が期待できる簡易 ELISA 法の検査精度を検証した。</u>また、検査マニュアルなどの改正案作成に前倒しで着手し、令和 4 年度に検査項目へ導入できる見通しが立った。 ・ また、依頼の多いアブラナ属野菜の黒腐病検査について、検査実施能力の向上が期待できる検出法について情報収集を行った。 ・ 植物防疫研究部門（植防研）で開発された<u>ダイコン黒斑細菌病検査法について室内試験を実施した。</u>その結果、当該試験においては対象細菌を正しく検出できることが確認できたことから、当該検査マニュアル案を作成した。加えて、室間試験の計画を前倒しで策定し、令和 4 年度に検査項目に追加できる見通しが立った。 ・ 全検査点数 2,304 点について、検査依頼を受け付けた日から 50 日以内（平均 20.8 日）に検査結果の報告を行った。また、検査及び事務担当者の複数体制を確保した上で担当者間の連携を密にすることにより、新型コロナウイルス感染拡大防止のための出勤制限下においても、令和 2 年度のような新規受付中止の事態を招くことなく、通常どおり検査を継続した。	
	イ 種子検査等の業務に係る国際機関である ISTA（国際種子検査協会）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。	イ 5 月 20 日、6 月 3 日にオンラインで開催された ISTA 年次総会に、農林水産省から日本代表として参加するように依頼のあった職員 1 名に加えて、若手職員 2 名を参加させて国際標準化業務を経験させた。総会の開催前に国内の ISTA 認証検査機関で協議し、ISTA 規程改正案について対処方針を定めて、本総会に出席して討議した結果、我が国の意見が反映された新たな国際規格が策定された。	
	ウ OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づくてんさい種子の検査は、依頼があった場合、着実に対応する。	ウ 種苗業者から、OECD 品種証明制度に基づく輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。	
（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 【評価の視点】 ・ 道県の需要に対応した原原種の供給の安定確	（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア 道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保するため、「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）第 4「原	（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア ○道県の需要量に対応した原原種の生産配布計画の作成 道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保するために、「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、道県知事が作成した需要見込みについて農林水産省から通知を	

保、健全無病な種苗の供給生産・配布が適切に行われているか。	種ほ及び採種ほ設置計画書の提出」に基づく需要量に対応した生産配布計画（ばれいしょについては3年先までの計画）を作成するとともに、要綱第7「配布の申請」に基づく道県からの申請数量に対して支障を来たすことのないように生産・配布する。また、道県の需要に対応した健全無病な種苗の供給を前提に、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行う。	受け、需要見込みを最大限充足する生産配布計画を以下のとおり作成した。 ・ばれいしょについての生産計画は、道県の需要と保有種子量を基に気象災害などによる減収を考慮し、大規模品種の複数農場生産によるリスク分散や小規模品種の危険率を見込んで作成した。 平成31年に要綱が改正され、道県に3年先まで見通した種ばれいしょ生産計画・要望数量の作成が課されることとなり、令和2年1月に初めて農林水産省に提出された。このため、原原種用の種いもである場用種子の生産は改正前の見込によるものから、実際の長期需要に基づくこととなり、令和2年度は、これを場用種子生産計画に反映させ、道県が作成した需要に対して生産量を担保できる場用種子量を確保した。このことにより、令和3年の需要増が事前に示されていた品種については需要を満たすことができたが、令和3年1月に農林水産省に提出された直近の需要において、コロナ禍による消費が増加したポテトチップなど加工原料品種や、新たなジャガイモシストセンチュウ発生地域の確認による抵抗性品種への転換を急遽に進めるといった状況変化により、令和2年度から需要が増加変更された品種については場用種子が不足した。その結果、需要を満たす保有種子量となったのは69品種中64品種であった。場用種子が不足した品種は他の品種で振替・補完し、需要量を満たす生産計画を作成した。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>需要量(袋)</th><th>生産計画(袋)</th><th>充足率</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年秋植用</td><td>1,864</td><td>1,980</td><td>106%</td></tr><tr><td>令和4年春植用</td><td>58,024</td><td>58,649</td><td>101%</td></tr></tbody></table> ・さとうきびについては、要綱に基づき県からのさとうきび種苗の令和4年度の実績が農林水産省に提出されており、これを需要見込として、気象災害による減収を考慮するため過去7年の品種ごと作期ごとの生産実績に基づき、令和4年春植・夏植用の生産計画を作成した。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>需要量(千本)</th><th>生産計画(千本)</th><th>充足率</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年春植用</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>100%</td></tr><tr><td>令和4年夏植用</td><td>1,106</td><td>1,106</td><td>100%</td></tr></tbody></table> ○道県からの申請数量に対応した原原種の生産配布 令和3年秋植用ばれいしょ原原種生産においては、3月下旬及び4月中旬の強風により被覆資材が破損する被害があったものの、生育期間を通して気温が平年より高く、概ね天候に恵まれたことから良好な生育であった。なお、例年より早く梅雨入りしたため、収穫期に降雨が多くなり、収穫が遅延したことから大玉傾向となったものの、充足率は100%を確保した。また、期間中に岡山県、広島県、愛媛県及び熊本県から農家の離農などによる需要の減少報告があった。 令和4年春植用ばれいしょ原原種生産においては、北海道では春先の降雨が多く、ほ場での作業ができない期間があり、植付作業は例年より10日程度遅い5月末までを要した。その後、気温は高めで日照時間も多く推移したものの、6月下旬より降雨量が少なくなり、特に7月中下旬は干ばつとなったため、一部農場においてほ場への散水を実施したが塊茎表面の粗皮発生がみられた。更に8月上旬にはまとまった降雨があり生育は回復したものの、乾燥状態下への大雨の影響により急激な肥大に伴う塊茎の割れや二次成長が多く発生した。生産配布実績については、規格内品が外観品質の低下により、不足したため配布先と協議の上、規格外品を活用して生産数量を確保に努めたことから充足率100%を確保した。		需要量(袋)	生産計画(袋)	充足率	令和3年秋植用	1,864	1,980	106%	令和4年春植用	58,024	58,649	101%		需要量(千本)	生産計画(千本)	充足率	令和4年春植用	1,025	1,025	100%	令和4年夏植用	1,106	1,106	100%	
	需要量(袋)	生産計画(袋)	充足率																								
令和3年秋植用	1,864	1,980	106%																								
令和4年春植用	58,024	58,649	101%																								
	需要量(千本)	生産計画(千本)	充足率																								
令和4年春植用	1,025	1,025	100%																								
令和4年夏植用	1,106	1,106	100%																								

	需要数量(袋) (当初) A	需要数量(袋) (道県都合の 変更後) A'	配付数量(袋) B	充足率 B/A
令和3年秋植用	1,864	1,672	1,672	100%※
令和4年春植用	58,024	58,274	58,271	100%

※充足率については、配布までの期間中に道県都合の需要数量減少があった場合は伴って配布数量も減少することから、変更後の需要数量 A'を母数としている。

・さとうきび原原種の生産において、台風襲来前の剪葉作業や排水対策、通過後のきび起こしや薬剤散布といった対策を講じることにより、倒伏の軽減や地面から茎に侵入するメイチュウなど病害虫の防止などの被害軽減を図った。配布では鹿児島県については要望品種・数量どおりの配布となったが、沖縄県に対しては沖縄農場令和3年夏植用の一部品種（「Ni28」,「Ni29」）において台風被害が大きく、沖縄県からの希望数量を充足することができなくなったため、協議の上、一部代替品種を配布した。

作型（配布時期、 配布先）	需要数量(千本) (当初) A	需要数量(千本) (県都合の 変更後) A'	配布数量(千本) B	充足率 B/A
令和3年春植用 (4-6月沖縄)	543	543	543	100%
令和3年夏植用 (8-10月)	1,103	1,107	1,107	100%
令和4年春植用 (2-3月鹿児島)	482	481	481	100%※

※充足率については、配布までの期間中に道県都合の需要数量減少があった場合は伴って配布数量も減少することから、変更後の需要数量 A'を母数としている。

※第4期までは当該年度に配布申請を受けたものの配布実績を報告対象としていたが、年度ごとの実績報告の観点から、第5期からは当該年度の配布実績を報告対象としている。

○品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減のための対応

「男爵薯」、「メイクイン」、「コナヒメ」などの原原種配布数量が多い主要な品種（2千袋以上）については、気象災害や病虫害の発生などのリスク分散のため、同一品種を複数農場に分散して生産し、原原種の安定供給に努めた。このことにより、萌芽不良や干ばつの影響から減収となった胆振農場の「メイクイン」、「とうや」、上北農場の「男爵薯」について、十勝農場や後志分場における当該品種増収分を充当することで申請数量を確保することができた。

コスト低減に向けて、引き続き、農薬・肥料などの資材の複数農場一括入札を実施した。省力化に向けては、GNSS ガイダンスシステムを導入（後志分場）し、予防措置として実施していたジャガイモモップトップウイルス（PMTV）病害検定については近年発生実績が無いことから休止した。

農場における生産環境維持のため、外部からの土壌付着の恐れのある資材導入を忌避してきたところであるが、自給畜肥の中止から20年以上経過し、ほ場の肥沃度向上に取り組む必要があり、外部からの堆肥など資材導入のため、農林水産省に要望して施設整備予算を獲得し、堆肥消

	イ 配布する原原種については、適切な栽培管理に努めるとともに、栽培ほ場で目視による病害検査を実施し、ばれいしょ及びさとうきび原原種の収穫直前のほ場検査において罹病率を 0.1%未満、別途行う萌芽検査においてばれいしょの萌芽率 90%以上、さとうきびの発芽率 80%以上を確保する。	毒施設の 2 農場設置に向けて取り組んだ。	
		イ ○無病性の維持確保のための対応 <ばれいしょ> ・生育期間中、目視による病徴など株の抜取りを原原種ほで 5～14 回実施し、ウイルス罹病株などをほ場から除去するとともに、薬剤散布を週 1～2 回、合計 8～17 回行うなど、徹底した植物体の無病化に取り組んだ。 ・病害虫の農場内への侵入を防止するため、①ジャガイモシストセンチュウなどの侵入防止対策の徹底、②アブラムシの飛び込み数の定期的な観測に基づく薬剤防除、③採種環境を良好に保つために農場近隣市町村、農業協同組合（JA）など関係機関と連携した周辺環境浄化対策などに引き続き取り組んだ。 ・引き続き、ジャガイモ黒あし病対策として、「イノベーション創出強化研究推進事業」の研究課題「ほ場で突発するジャガイモ黒あし病の感染要因の検証（平成 30 年度）」及び「健全種ばれいしょ生産を達成するジャガイモ黒あし病発病リスク回避技術の確立（平成 31 年度～令和 3 年度）」の成果を活用し、①ほ場周辺の除草・掃除刈りによる環境浄化、②明渠の整備によるほ場への黒あし病菌の流入抑制、③ほ場の排水改良のための暗渠の施工、排水路の設置などを行い、ばれいしょ生育環境の健全化を推進した。なお、令和 3 年度にばれいしょ原原種生産ほ場において病原性の強い <i>Dickeya dianthicola</i> の発生はなく、また、<i>Pectobacterium carotovorum</i> subsp. <i>brasiliense</i> (Pcb) の発生はごく僅か（2 品種 9 株）であった。発生品種については平成 27 年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業「健全種ばれいしょ生産のためのジャガイモ黒あし病の発生要因の解明と高度診断法の開発」の研究成果を活用し、収穫後の風乾期間を通常の 3 週間から 40 日以上に延長の上、出荷前の検査を実施し、不検出であった検査結果を添えて配布した。 ・令和 3 年度の収穫直前の検査におけるばれいしょ原原種の病害罹病率は、令和 3 年秋植用 16 品種及び令和 4 年春植用 69 品種全てにおいて 0.1%未満であった。 <さとうきび> ・生育期間中、目視による病徴など株の抜取りを原原種ほで 13～14 回実施し、ウイルス罹病株などをほ場から除去するとともに、薬剤散布を合計 11～15 回行うなど、徹底した植物体の無病化に取り組んだ。これにより全ての品種において収穫直前の検査における罹病率は 0.1%未満であった。 ○萌芽率等の品質の維持確保のための対応 <ばれいしょ> ・5 年輪作（雲仙農場では 3 年 5 輪作）を行うとともに、浴光育芽、ウイルス病の発生状況の確認及び茎葉処理による生育期間の確保、土壌条件や品種特性に適した収穫機械などのセッティングと速度調整による選別時の塊茎の受傷の軽減、一部のほ場、品種での萌芽不良や塊茎腐敗の改善を目的としたカルシウム資材の施用などにより、ばれいしょ原原種の萌芽率は目標の 90%を上回る 99.6%（令和 3 年秋植用）、98.8%（令和 4 年春植用）を確保した。 <さとうきび>	

		・2年2輪作を行うとともに、品質を大きく損なう台風による被害（倒伏によるメイチュウによる食害、芽枝伸長による品質や収量の低下など）への事前対策としての「剪葉作業（倒伏を軽減するため頂葉部分をカット）」、事後対策としての「きび起こし（人力により倒伏したさとうきびを起こす）」と直後の殺虫剤散布により、さとうきび原原種の発芽率は目標の80%を上回る88.4%（令和3年春植用）、95.1%（令和3年夏植用）、99.0%（令和4年春植用）を確保した。												
	ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを継続して行い、品種の純粋性の維持を図る。	ウ 養液栽培～原原種の各生産段階において、その栽培期間中に品種特性表を用いて形態的特性の確認を実施した。その結果、原原種春植用69品種、秋植用16品種の全てにおいて変異は確認されなかった。												
	エ 実需者のニーズに沿った原原種の品質が確保されているか確認するため、配布先である道県へアンケート調査を実施し、その結果を分析した上で必要に応じて次年度以降の原原種生産配布に関する品質改善策を検討し講ずることにより業務の質の向上を図る。	エ ○ばれいしょ及びさとうきび原原種の配布先に対するアンケート結果における顧客満足度（5点満点）は以下のとおりである。 （ばれいしょ原原種） 令和3年春植用：3.4点【前年3.8点】 令和3年秋植用：4.3点【前年4.0点】 （さとうきび原原種） 令和3年春植用：4.2点【前年4.0点】 令和3年夏植用：4.2点【前年3.9点】 ばれいしょ秋植用について0.3ポイント、さとうきび春植え用について0.2ポイント、夏植え用について0.3ポイント向上したが、ばれいしょ春植用については「原原種の萌芽が揃わなかった」、「貯蔵中の減耗が見られた」、「配布時期が遅い」といった指摘があり0.4ポイント低下した。 ○アンケートに基づく業務の質の向上について 顧客満足度の低下が見られたばれいしょ春植用については、配布先からの連絡相談時により速やかな対応を心がけるとともに、輸送や貯蔵時の管理についての注意喚起や種ばれいしょの品質向上に向けた取組の周知、産地との意見交換などに取り組むとの対応策を整理した。なお、配布時期が遅く、輸送中に種苗凍結のリスクがあるとの意見については、その一因として、道県との事前協議や農林水産省との変更協議といった事務手続きに時間を要していることが考えられる。このため、種苗Cから農林水産省に対して配布手続きの迅速化に資するべく配布に係る事務手続きの簡素化を提案した。（これを受け、農林水産省において令和3年11月8日に要綱が一部改正された。）												
	オ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。	オ ○試験研究機関などからの申請に対し、調査用種苗の提供を以下のとおり行った。申請数量に対する充足率は100%であった。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>品種数</th><th>配布数量</th></tr><tr><td rowspan="2">ばれいしょ (kg)</td><td>令和3年秋植用</td><td>9</td><td>570</td></tr><tr><td>令和4年春植用</td><td>93</td><td>11,187</td></tr></table>			品種数	配布数量	ばれいしょ (kg)	令和3年秋植用	9	570	令和4年春植用	93	11,187	
		品種数	配布数量											
ばれいしょ (kg)	令和3年秋植用	9	570											
	令和4年春植用	93	11,187											

		<table><tr><td>さとうきび (本)</td><td>令和3年春植用(沖縄)</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>令和3年夏植用</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>令和4年春植用(鹿児島)</td><td>6</td><td>2,100</td></tr></table> ○試験研究機関から有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 <table><tr><td></td><td>無病化数</td><td>特性確認数</td><td>育成中止数</td></tr><tr><td>ばれいしょ</td><td>16</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>さとうきび</td><td>2</td><td>7</td><td>2</td></tr></table> カ その他 令和3年度の北海道におけるばれいしょ一般栽培における作柄は、天候不順の影響で平年の97%に留まった。種ばれいしょ生産においても同様の状況で次期作種苗の不足が問題となっている。このため原原種などを配布して余剰となったばれいしょ種苗について、農業者などの要請に基づき、一般用種苗として18品種4,198袋の配布を実施し、産地における一般栽培用の種苗供給に寄与した。	さとうきび (本)	令和3年春植用(沖縄)	0	0		令和3年夏植用	0	0		令和4年春植用(鹿児島)	6	2,100		無病化数	特性確認数	育成中止数	ばれいしょ	16	13	13	さとうきび	2	7	2	
さとうきび (本)	令和3年春植用(沖縄)	0	0																								
	令和3年夏植用	0	0																								
	令和4年春植用(鹿児島)	6	2,100																								
	無病化数	特性確認数	育成中止数																								
ばれいしょ	16	13	13																								
さとうきび	2	7	2																								
(5) 研究開発業務との連携強化 【評価の視点】 ・研究開発成果の種苗管理業務への導入や社会実装支援が適切に行われているか。	(5) 研究開発業務との連携強化 ① 種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化 研究開発部門が開発したバレイショ DNA 品種識別技術について、妥当性確認を実施するための予備試験を行う。 また、AI を活用した病害判定技術の実用化に向けて、異常株・健全株の画像データを研究開発部門へ提供する。	(5) 研究開発業務との連携強化 ① 種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化 食品研で開発したバレイショ塊茎からの DNA 品種識別技術について、開発元が用いている DNA 抽出法と種苗 C で通常用いている DNA 抽出法の比較検討や、使用機器が異なることによる分析データへの影響を確認するなど予備試験を行い、マニュアル案を作成した。(2) 再掲 第4期に構築されたばれいしょ異常株検出のための深層学習モデルを農場での異常株抜き取り作業に活用するため、「AI を活用した異常株検出支援システム搭載抜き取りヘルパーの開発と高精度化」として課題化し、研究所と連携して取り組んだ。令和3年度は、ばれいしょ罹病株の画像データから AI に学習させるための教師データを作成して、農業情報研究センターに提供し深層学習モデルの高精度化に貢献した。また、異常株を準リアルタイムで検知できるよう抜き取りヘルパーを改良し、実用化するために必要なスペックを北海道農業研究センター(北農研)とともに検討し、令和4年度の北農研試験ほ場での試行に必要な準備に北農研と連携して取り組んだ。 次に、現行のジャガイモウイルス検定(ELISA 法)で使用する試薬の入手が困難になることから、北農研が開発した4種のウイルス遺伝子同時検定法(遺伝子診断法)を種ばれいしょの検定に用いるため、室間試験により検定法の妥当性と効率性を確認し、北農研と連携して検定マニュアルを作成した。さらに、植物防疫法告示に遺伝子診断法を追加するよう、農林水産省に提案した。(告示は令和4年5月2日に改正された。) また、農研機構の組織目標に研究所との連携による種苗管理業務の機能強化・業務効率化が位置づけられたことを踏まえ、企画戦略本部とともに研究所との意見交換会を3回開催し、種苗 C の業務上の課題、手間や労力を要する作業工程を説明し、業務改善のため、研究所から活用が期待できる研究成果の提案を受けた。 その中から、さとうきび原原種生産業務の軽労化や効率化が期待される「 <u>ケーンハーベスターを用いた採苗作業の省力化</u> 」について九州沖縄農業研究センター(九沖研)と連携して取り組む																									

		こととし、令和３年度は、鹿児島農場に試験ほ場を設け、ケーンハーベスターを用いた採苗を導入するに当たり、増殖用種苗の収量や労力など、確認すべき事項の調査を開始した。	
	② 研究開発成果の社会実装支援 農研機構全体の戦略に基づいて、早期普及を推進することとした農研機構育成の新品種のうち、輪作ほ場等を活用するなどして増殖が可能なものについて増殖し、その普及を支援する。	② 研究開発成果の社会実装支援 北農研が育成したばれいしょ２品種及び５系統を調査用種苗として配布し、新品種の早期普及などを支援した（２品種及び５系統の配布数量：311kg）。 また、九沖研が育成したさとうきび３品種を調査用種苗として配布し、現場への早期普及などを支援した（３品種の配布数量：1,050 本） さらに、果茶研が育成した、糖度が極めて高く食味の良い晩生のカンキツ「あすき」の母樹について、ウイルスフリーを維持しながら栽培管理を行い、健全な穂木を採取し、現場への早期普及を支援した（採取した穂木の数量「あすき」：2,339g）。	
主務大臣による評価			
評価 A ＜評価に至った理由＞ 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等については、年度目標を達成したことに加え、種苗法改正（令和４年４月１日施行）による新たな業務（現地調査等）に対応するよう、業務方法書をはじめとする規定・規則等の改正、果樹等の特性調査について当初の計画にはないブドウ・モモの試作の前倒しを含めた実施体制の整備、UPOV（植物新品種保護国際同盟）技術作業部会への参画、国際調和のために改正が必要な種類別審査基準の栽培調査を実施し、その結果を農林水産省に情報提供している。さらに、欧州植物品種庁（CPVO）からの審査協力の要請に応じ、ワサビの栽培試験を受託するため技術試験合意書（MOU）を締結するなど国際的調和を推進している。育成者権の侵害対策及び活用促進については、侵害相談に対し対抗措置等について適切に助言している。また、育成者権者（捜査機関を含む）からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録書の作成、寄託、品種類似性試験等について適切に実施したとともに、品種類似性試験（DNA 分析）の対象にカンキツの果実を追加している。農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の収集、立ち入り検査等については、過去の違反実態を踏まえた検査の重点化など必要な組織体制への見直しに併せて、農産物直売所における指定種苗の表示にかかる現況調査を行いその結果を農林水産省に報告している。また、依頼検査については、ニーズに即した依頼検査項目の拡大や検査の効率化に向け、２種類の病害について検査手法の検証等を行っている。 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等については、ばれいしょ及びさとうきび原原種の道県からの申請数量に対してほぼ 100%の配布をすることができている。ばれいしょにおいては近年需要が拡大しているジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種に対応しつつ、生産を着実に実施した。また、生育期間中の徹底した植物体の無病化管理、品質管理の取組を着実に実施した結果、罹病株 0.1%未満、ばれいしょの萌芽率 90%以上、さとうきびの発芽率は 80%を確保し、年度目標を達成している。同時に、農薬・肥料コストの低減に向けた入札体制や、省力化に向けた G N S S ガイダンスシステムの導入、原原種配布に係る事務手続きの簡素化の提案など、合理的な業務運営に向けた取組を進めている。 研究開発業務との連携強化については、各研究機関と連携し、ばれいしょでは、「AI を活用した異常株検出支援システム搭載抜取りヘルパーの開発と高精度化」（農業情報研究センター等）、「４種のウイルス遺伝子同時検定法の妥当性・効率性確認」（北海道農業研究センター）に取り組んでいる。さとうきびでは、九州沖縄農業研究センターと連携し、「ケーンハーベスターを用いた採苗作業の省力化」に取り組むため、増殖用種苗の収量や労力等の調査を開始している。 以上のとおり、年度目標を達成し、適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通に資することに加え、当初計画にはない取組による新制度への円滑な移行、実施への貢献は、当初計画を上回る成果と認められることから、A 評価とする。 ＜今後の課題＞ 第５期中長期計画の達成に向け、行政部局や国内外の関係機関と密接に連絡調整を図り、種苗管理業務の質の向上のための取組をこれまで以上に強化するとともに、業務運営の効率化の維持を求める。特に、改正種苗法に基づく審査手数料について適正に収受するとともに、栽培試験及び現地調査を適切に実施すること、また、育成者権侵害対策に関する現場のニーズの高まりに対応した対策支援の適切な実施が図られることを期待する。ばれいしょ原原種の生産・配布については、品質・生産力向上、省力化及びコスト低減のための対応については、一定の効果が確認されたことから、今後の更なる技術の普及、定着を期待する。			

1．研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
I－5	農業機械関連業務		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、農林水産研究イノベーション戦略、みどりの食料システム戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①モニタリング指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	備考		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
農業機械関連研究に関する技術相談などの件数	99						予算額（千円）	2,003,186					
展示会への出展件数などの広報実績	7						決算額（千円）	2,039,022					
技術講習会などへの講師派遣回数	67						経常費用（千円）	1,649,135					
安全性検査の対象機種数	85						経常利益（千円）	△11,708					
国際標準化等に関する会議への参加件数	29						行政コスト（千円）	1,806,329					
							従業員数（人）	72					

3．中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
人口減少社会の中で、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくため、農業機械の更なる高度化に向けた次の 3 つの分野を中心に業務を進めるとともに、期間中に生じる行政ニーズ等への機動的な対応を図る。 また、これらの業務の推進に当たっては、3 に示した農業・食品産業技術研究との協力分担を適切に行うとともに、外部との連携強化を通じて早期の現場実装や異分野の先端技術との融合を図る。 （１）次世代を担う農業機械の開発 多様な環境条件下において農作物、土壌等の複雑な対象を扱う知見を活かし、スマート生産システムを構築する農業機械、機械化一貫体系を担う農業機械、生産力の向上と持続性を両立する食料供給システムの実現に貢献する農業機械の開発を進める。 （２）他産業に比肩する労働安全の実現	農業者の減少・高齢化に伴い労働力不足が深刻化する中で、生産・流通現場が直面する問題の速やかな解決及び農業機械の更なる高度化に向け、下記の 3 つの分野を中心に業務を進める。また、第 5 期中長期目標期間中に生じる行政ニーズ等へ機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 さらに、これらの業務推進に当たっては、別添の 2（9）に示した研究を農業・食品産業技術研究と協力分担して重点的に推進するとともに、農業機械メーカー、関係団体、研究機関等を含めた外部機関とのより一層の連携強化を通じた早期の社会実装に向けて取り組み、異分野のメーカー、研究機関が有する先端技術との融合を図る。 （１）次世代を担う農業機械の開発 農作物、土壌等の多様な条件下において稼働する農業機械を開発してきた知見を活かしつつ、機械化一貫体系を担う農業機械の開発・改良に加え、広範な農業機械においてデータ活用を可能とするデータ運用基準の策定、都道府県など関係機関等との連携を通じたスマート生産システムを構築する農業機械、生産力の向上と持続性を両立する食料供給システムの実現に貢献する農業機械の開発を進める。 （２）他産業に比肩する労働安全の実現

我が国における農作業安全の拠点機関として、農作業事故実態の調査・分析等を通じたエビデンスに基づき、効果的な作業安全対策の発信、新たな安全機構の開発と実装、ロボットを含めた安全性の評価手法の確立と認証業務の適正な運用を進める。		我が国における農作業安全の拠点機関として、行政機関、農業機械メーカー、関係団体など関係機関との緊密な連携による農作業事故実態の調査・分析結果に基づき、効果的な作業安全マネジメント手法の開発と情報発信、新たな安全機構の開発と実装、ロボット農機を含めた安全性の評価手法の確立と安全性検査等に係る認証業務の適正な実施を進める。	
（３）戦略的なグローバル展開の促進 OECD、ANTAM（アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク）など国際会議におけるエンジニアミーティングでの議論において主導的な役割を担い、我が国に優位性のあるロボットを含めた農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法等の国際標準化を進める。		（３）戦略的なグローバル展開の促進 OECD、ANTAM（アジア・太平洋地域農業機械試験ネットワーク）など国際会議において主導的な役割を担い、各会議におけるイニシアティブの強化・確立を図りつつ、我が国に優位性のある農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法、ロボット農機の評価手法等について、農業機械メーカー等とも連携・情報共有を行いながら国際標準化を進める。	
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
○農業機械の更なる高度化に向けた（１）～（３）の試験研究及び実用化、安全性検査等の取組について、推進体制の構築が適切に行われているか。	令和３年度においては、下記の３つの分野を中心に業務を進める。また、年度中に生じる行政ニーズ等へ機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。	令和３年度においては、下記の３つの分野を中心に業務を進めた。また、年度中に生じた行政ニーズ等へ機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施した。 研究の推進に当たり、研究ステージに応じた評価マネジメントを行うため、6月の中課題検討会（計画検討）において各課題が現場や地域のニーズを踏まえた内容となっているかを検討・確認するとともに、農業機械研究部門内の全研究者の他、農研機構内関係者を参集した研究課題検討会等を12月に開催（リモート会議併用）し、小課題レベルで進捗状況及び研究成果等を検討して中長期計画等に照らした内部評価を実施した。 特に、農業機械等の開発については、担い手等生産現場のニーズを収集・分析し、異分野を含む、農業機械化に取り組むメーカー、関係団体、研究機関等農業機械の関係者が一体的に連携し、新たな研究開発等技術的な現場対応を迅速に行う仕組みとして、平成30年度に設置した農業機械技術クラスターは、令和３年度末において、134組織の会員構成まで拡充し、中長期的に検討が必要な課題については、標準化・共通化推進委員会、安全性向上委員会等の専門委員会を開催して検討を推進した。研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、メーカー、農業者団体、行政等で構成する農業機械技術クラスターの検討会を3回開催し、課題解決を図るために最適な研究実施体制を構築して研究開発を実施した。 なお、分かりやすい研究成果等の情報提供については、研究成果や安全性検査等に関するプレスリリースを令和３年度は16件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 研究の推進に当たり、研究ステージに応じた評価マネジメントを行った。生産現場のニーズに的確に対応するため、メーカー、農業者団体、行政等で構成する農業機械技術クラスターの検討会を開催し、課題解決を図るために最適な研究実施体制を構築し、機構内、民間企業、公設試験研究機関（公設試）、大学、農業者等との連携を強化して研究を推進した。
（１）次世代を担う農業機械の開発 ○知見を活かし、農業機械の開発が進んでいるか。 <評価指標> ・スマート生産システムを構築する農業機械、機械化一貫体系を担う農業機械、生産力の向上と持続性を両立する食料供	（１）次世代を担う農業機械の開発 農作物、土壌等の多様な条件下において稼働する農業機械を開発してきた知見を活かしつつ、都道府県など関係機関等との連携を図り、越冬ハクサイ頭部結束装置、セル成形苗を利用したハウレンソウ移植栽培技術、麦後水稻乾田直播用高速鎮圧振動ローラ、ISOBUSに対応した作業機ECU、ライスセンターのスマート化等の研究・開発に取り組む。また、オープンAPIの実現に必要な事業者間で協調・連携するデータ項目や形式等の調査、水稻の栽培管理用小型電動ロボットの開発にも取り組む。	（１）次世代を担う農業機械の開発 農作物、土壌等の多様な条件下において稼働する農業機械を開発してきた知見を活かしつつ、機構内、民間企業、公設試験研究機関（公設試）、大学、農業者等との連携を強化して研究を推進したところである。 越冬ハクサイの頭部結束作業は、長時間狭い所で腰や膝を曲げた姿勢で行うため、作業者の身体的負担が大きく、労力の確保が難しくなってきたことから、頭部結束作業の機械化が求められていた。開発した越冬ハクサイ頭部結束装置については、令和３年12月にモニター販売を開始した。 セル成形苗を利用したハウレンソウ移植栽培技術については、育苗施設と移植機を試作し、育苗施設の設計基準を解明するとともに、移植機について所期の作業能率等を達成した。また、収	（１）次世代を担う農業機械の開発 地域農業の機械化ニーズへの対応やスマート農業の充実に向けて取り組んでいる農業機械技術クラスター事業では、令和３年度から新たにかんしょ茎葉処理機、漬物用タカナ収穫機、雑穀類対応コンバイン及び果樹園用自動運転スピードスプレーヤの開発の4課題を開始し、17課題を実施した。これらの課題を大学、生産者団体・民間企業、公設試等と協力分担して実施した。

給システムの実現に貢献する農業機械の開発が進んでいるか。		量が落ちる夏場においても、安定した収量を確保することができた。 稲麦二毛作地帯の麦作後水稻乾田直播栽培に適合する高速鎮圧振動ローラを開発した。作業能率は従来に比べて2倍以上に向上し、令和4年3月に受注生産を開始した。 複数メーカーとコンソーシアムを組み、イノベーション創出強化研究推進事業（ISOBUS）対応作業機用電子制御ユニット（ECU）を開発する課題を令和元年度から開始し、農研機構のノウハウを活用して令和3年度は、汎用 ECU 1 台及び作業機 3 機種 of ECU の国際認証を取得した。農業機械の商用品としては国内初であり、開発機の価格は、海外製品に比べて 1/3 である。 ライスセンターのスマート化について、情報化については WAGRI の API を活用し、施設データをほ場の地図画面上に紐付けて管理することができた。自動化については自動清掃機能の改良により、清掃作業時間を既存の施設に比べて 14%短縮することができた。 農林水産省の「スマート農業総合推進対策事業のうち農林水産データ管理・活用基盤強化事業」において、メーカー間で異なるデータ形式の標準化（オープン API）を図りデータ連携・共有を促進することを目的とした「農機 API 共通化コンソーシアム」を設立し、活動を開始した。本コンソーシアムでは、ほ場農業機械、穀物乾燥調製施設及び施設園芸機器の 3 分野についてワーキンググループ(WG)を設け、API の標準的な仕様等について検討を行った。また、生産現場で農業者が使いやすいデータ連携を実現するため、有識者で構成した事業検討委員会からそれぞれの WG へ助言・指導を行った。農業 DX の加速化に向け、農業者のデータ利用環境を向上すべく関係者一体となって取り組んだ。 また、水稻の栽培管理用小型電動ロボットの開発に取り組み、カメラからの取得画像によりイネ列を自動認識し、自律走行するシステムの改良を行った 3 号機を試作した。イネ列の自動追従成功率 95%、イネ列の終端認識率 100%と自動走行の性能を向上させることができた。 地域農業の機械化ニーズへの対応やスマート農業の充実に向けて取り組んでいる農業機械技術クラスター事業では、令和3年度から新たにかんしょ茎葉処理機、漬物用タカナ収穫機、雑穀類対応コンバイン及び果樹園用自動運転スピードスプレーヤの開発の 4 課題を開始し、17 課題を実施した。新たに開始したかんしょ茎葉処理機の課題は、茨城県のかんしょ生産拡大のため施策である「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を受け、茨城県と農研機構との連携協定により、茨城県農業総合センターと農研機構が現地の機械化体系を調査のうえ、高能率収穫作業に結びつく技術開発について検討し、課題化に至ったものである。また、2 大学、25 の生産者団体・民間企業、20 の公設試等と協力分担して実施した。なお、農業機械技術クラスター事業で企画立案した研究課題の評価については、農業法人、農業関係団体、異業種（流通加工、金融）、大学、他独立行政法人、行政からなる農業機械技術検討委員会が実施し、5 段階中 3 点のおおむね妥当の評価を得た。 研究所等との協力分担では、農業機械の ISOBUS に対応した作業機 ECU の開発は北海道農業研究センター（北農研）と、落花生拾い上げ収穫機の開発、効率的かんしょ（甘藷）収穫体系の開発、ライスセンターのスマート化システムの開発は中日本農業研究センター（中農研）と、遠隔操作式高能率法面草刈機の開発では西日本農業研究センター（西農研）と、稲麦二毛作地帯向けの水稻乾田直播用機械の開発は九州沖縄農業研究センター（九沖研）と、茶園用除草機の開発では果樹茶業研究部門（果茶研）と行った。 農業機械技術クラスターの標準化・共通化推進委員会では、農機 API 共通化コンソーシアムの	農業機械技術クラスターの標準化・共通化推進委員会では、農機 API 共通化コンソーシアムの中で、農業機械から取得されるデータのうち共通化するデータ項目の特定及びその標準化に関する議論を行った。 トラクターと作業機の国際通信規格である ISOBUS 対応作業機用コントローラーについて農研機構のノウハウを活用して認証を取得した。農業機械の商用品としては国内初であり、開発機の価格は、海外製品に比べて 1/3 である。メーカー間で異なるデータ形式の標準化（オープン API）を図りデータ連携・共有を促進することを目的とした「農機 API 共通化コンソーシアム」を設立し、ほ場農業機械、穀物乾燥調製施設及び施設園芸機器の 3 分野について WG を設け、API の標準的な仕様等について検討を行った。 （2）他産業に比肩する労働安全の実現 「農作業事故事例検索システム」及び「対話型研修ツール」を活用した研修を 15 件実施した。調査事例を増やすとともに、分析結果を Web 上に公開しアクセス件数が累計で 14,197 件となった。また、「農作業安全に関する指導者向け研修」の受講を要件化、その研修用の講師養成と教材を作成した。令和3年度内に全国 51 回の指導者向け研修を実施した。事故ゼロに向けた現場での取組の推進に大きく貢献している。 農林水産省の「農作業安全検討会」に委員として参画し、中間とりまとめ（令和3年5月）を受けて、トラクター及び安全性検査制度の各分科会にお
-------------------------------------	--	--	---

		中で、農業機械から取得されるデータのうち、共通化するデータ項目の特定及びその標準化に関する議論を行った。 農業機械技術クラスター安全性向上委員会では、令和３年１１月８日に「農作業安全における農業土木と農業機械の連携に向けて」をテーマとした会議を開催した（オンライン併用）。64名参加（46名 Web 参加）で、民間企業からも多数参加があり、環境要因と機械要因のミスマッチから生じた事故事例、地形の３Ｄデータベース化とその活用について討議した。また、公益社団法人日本農業法人協会とは農作業安全の取組に関するアンケート調査を行い、連携を図った。	いて規制強化と制度見直しに向けた具体案の策定作業に貢献した。 令和３年度は、安全性検査を 85 型式、構造変更を 91 型式、一般性能試験を 8 型式、OECD テスト 3 型式、農耕作業用自動車等機能確認を 34 型式実施し、このうちロボットトラクター合格機 2 型式を初めて公表した。
（２）他産業に比肩する労働安全の実現 ○農作業安全に資する取組が進んでいるか。 ＜評価指標＞ ・効果的な作業安全対策の発信、新たな安全機構の開発と実装、ロボットを含めた安全性の評価手法の確立と認証業務の適正な運用が進んでいるか。	（２）他産業に比肩する労働安全の実現 我が国における農作業安全の拠点機関として、行政機関、農業機械メーカー、関係団体など関係機関との緊密な連携による農作業事故実態の調査・分析を実施する。また、その分析結果に基づき、効果的な作業安全マネジメント手法の開発と情報発信、シートスイッチやシートベルト装着検知スイッチを活用した乗用トラクターのフェイルセーフ機構など新たな安全機構や安全装具の開発、自律走行を行う新たな農業機械に対応した評価手法及び国際安全規格等に準拠した新たな安全装備の評価手法の開発すべき評価項目及び技術の検討を実施する。また安全性の高い機械の普及の促進に資する認証業務に必要な情報収集等の実施に取り組む。	（２）他産業に比肩する労働安全の実現 我が国における農作業安全の拠点機関として、事故情報の収集・分析と安全設計情報等の提供・フィードバックにより、農作業事故の実態を的確に把握・分析する体制として、農作業事故詳細調査・分析アドバイザー会議を設けている。22 道県の協力の下、現地の事故情報の詳細を把握し、労働安全分野の外部専門家の意見を踏まえた分析を通じて得られた事故要因と対策方針について、各現地の安全推進担当者にフィードバックするとともに、研修会等での啓発・情報提供活動を行った。 「農作業安全情報センター」ウェブサイトには、様々な事故事例と原因・対策を入手できる「農作業事故事例検索システム」及び研修担当者が生産現場で効果的に農作業安全研修を行える「対話型研修ツール」を公開している。「農作業事故事例検索システム」及び「対話型研修ツール」を活用した研修を 15 件実施した。調査事例を増やすとともに、分析結果を Web 上に公開し、アクセス件数が累計で 14,197 件となった。 また、「農作業安全に関する指導者向け研修」の受講を要件化し、その研修用の講師養成と教材を作成した。令和３年度内に全国 51 回の指導者向け研修を実施した。事故ゼロに向けた現場での取組の推進に大きく貢献している。 さらに、高齢者への配慮として、ウェブサイト以外の情報提供として、各地で開催される農作業安全の講習会や研修会等へ CD 版の農作業安全 e ラーニングや危険作業動画（４件、８枚）の配布を行うとともに、講師派遣を 35 件実施し、参加者は約 2,170 名であった。 農林水産省の「農作業安全検討会」が示した中間とりまとめ（令和３年５月）の論点である安全装備の国内外の格差解消、安全性検査の受検率向上と機種偏重の是正及び農業機械に対する現行法令・規則の徹底準用等について議論する分科会に委員として参画し、国、農業機械メーカー、関連団体と連携して活動に貢献した。この中でトラクターの追突、転倒・転落事故を軽減するために、令和７年度からの新車トラクターにシートベルト装着を促すリマインダ機能の装備化が検討されていることを受けて、シートスイッチやシートベルト装着検知スイッチを活用した乗用トラクターのフェイルセーフ機構など新たな安全機構や安全装具の具備要件を明らかにし、知的財産化に向けた取組を進めた。この他、令和７年度からの新たな安全性検査制度に向けた検査手続きの簡素化、わかりやすさの向上、検査基準等の明確化及び購買行動につながる対応強化等の観点から見直しに向けた、国及びメーカーとの具体的な検討作業に加わった。 他産業の協調安全に係るリスクアセスメント手法の調査並びにロボット技術安全性確保策検討事業（農林水産省補助事業）におけるレベル３を前提としたロボット農機の実証試験及び諸外国の安全性確保策に関する規格、法規制の調査を実施し、ロボットを含めた安全性の評価手法の	（３）戦略的なグローバル展開の促進 OECD については、令和２年度から引き続き議長国（副議長）として年次会合や TWG の運営をサポートした。また、TWG において、日本の農機メーカーと共同でロボットトラクターの安全性に関するテストの実績についてはプレゼンを行ったほか、農林水産省と連携して農作業事故に関する情報収集等についてプレゼンを行い、各国から高い評価を得た。 農業ロボットの研究開発に取り組むフランスの国立農業研究機関である INRAE と農業ロボットに関する合同ワークショップを本部とも連携して開催実施し、相互に研究開発の取組に関する理解を深めたほか、今後も交流を継続していくこととなった。 以上のことから、着実に成果を上げたものと判断し、B 評定と判断する。 ＜課題と対応＞ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」に対応した、省力的な水稻有機栽培システムを構築するための精度の高い「両正条植田植機」の開発に取り組むこととする。

(3) 戦略的なグローバル展開の促進 ○国際標準化の取組が進んでいるか。 ＜評価指標＞ ・国際会議におけるエンジニアミーティングでの議論において主導的な役割を担い、我が国に優位性のあるロボットを含めた農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法等の国際標準化を進めているか。	(3) 戦略的なグローバル展開の促進 OECD トラクターコードの国際会議において、農研機構のロボット農機等の評価技術・手法及びその取組状況について情報発信を行い、理解促進活動を行う。また、ANTAM(アジア・太平洋地域農業機械試験ネットワーク)の国際会議において、歩行用トラクター、背負式動力噴霧機等のテストコード改訂に向け、安全性を確認する試験の具体的手法の情報発信を行う。両会議におけるイニシアティブの強化・確立を図りつつ、我が国に優位性のある農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法等について、農業機械メーカー等とも連携・情報共有を行いながら国際標準化に必要な評価項目及び技術を調査する。	確立に向けた取組を進めた。 また、他産業における労働災害未然防止行動の取組動向についての情報収集、危険体感型安全講習や関連する技術の動向及び課題の調査など、交通事故総合分析センター、労働安全衛生総合研究所等の異分野の5機関と連携を図った。 令和3年度は、安全性検査を85型式、構造変更を91型式、一般性能試験を8型式、OECDテスト3型式、農耕作業用自動車等機能確認を34型式について実施し、このうち、ロボットトラクター合格機2型式を初めて公表した。この他、検査基準に係る技術指導をメーカーに対して21件実施した。 安全性検査Q&Aのウェブ掲載では、質問と回答について新たに17件の掲載を行うとともに、主として海外向けにロボット・自動化農機検査の英訳版を公開した。 (3) 戦略的なグローバル展開の促進 OECDについては、令和2年度から引き続き議長団国(副議長)として年次会合やテクニカルワーキンググループ(TWG)の運営をサポートした。また、TWGにおいて、日本の農機メーカーと共同でロボットトラクターの安全性に関するテストの実績について、説明を行ったほか、農林水産省と連携して農作業事故に関する情報収集等について説明を行い、各国から高い評価を得た。 ANTAMについては、歩行用トラクター、背負式動力噴霧機等のテストコードの修正をTWGで進め、技術的に妥当なテストコード作成に貢献した。また、必要に応じて、ANTAMの場を活用するなど安全性検査に関する我が国の経験をアジア諸国に共有するなど、農業機械の安全に関する能力構築に取り組んだ。 また、持続的農業機械化中央局(CSAM)から要請されている令和4年5月のアジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)年次会合に向けたCSAM管理委員会への立候補の要否について農林水産省とともに検討を進めた。 ISOについては、関係諸国のロボット農機に関する安全性評価試験に関する現状の情報を収集・整理するほか、国際標準の提案に向けた取組を進めた。 農業ロボットの研究開発に取り組むフランス国立農業・食糧・環境研究所(INRAE)と農業ロボットに関する合同ワークショップを本部とも連携して開催し、相互に研究開発の取組に関する理解を深めたほか、今後も交流を継続していくこととなった。	
主務大臣による評価			
評価 A ＜評価に至った理由＞ 令和3年度に実施した取組について、年度計画に照らして着実な成果が見られることに加え、顕著な成果の創出も認められるため、A評価とする。 次世代を担う農業機械の開発については、①越冬ハクサイ頭部結束装置、②セル成形苗を利用したハウレンソウ移植栽培技術、③麦後水稻乾田直播用高速鎮圧振動ローラー、④ISOBUSに対応した作業機ECU、⑤ライスセンターのスマート化技術、⑥農機OpenAPI、⑦水稻の栽培管理用小型電動ロボットを開発し、年度計画に照らして着実な成果を上げた。さらに、開発したISOBUS対応作業機については、農業機械の商用品として国内初であるのみならず、海外製品に比べて価格が1/3であるなど、当該分野に画期性をもたらす成果を挙げており、このことは年度計画を超える顕著な成果であったと評価できる。 他産業に比肩する労働安全の実現については、農作業事故実態の調査・分析を実施し、その分析結果を現地の安全推進担当者にフィードバックする等の効果的な手法での情報発信や、シートベルトリマインダーとシートスイッチの基準骨子案の策定、農林水産省の農作業安全検討会における農業機械の安全性検査制度の制度見直しに向けた検討への貢献など、年度計画に照らして着実な成果を上げた。さらに、年度計画に加え、本年度新たに開始した「農作業安全に関する指導者向け研修」において、全国で51回の開催と3,685名の現場指導者の育成を実施したことは、農業現場における作業安全性の向上に			

著しく貢献するものとして、質的・量的の両面から顕著な成果であったと評価できる。また当該取組は、現場指導者の人材不足が課題となっていた本分野において、行政的ニーズを的確に把握し効果的に対応する政策的に重要なものであり、このような観点からも高く評価できるものである。

戦略的なグローバル展開の促進については、OECD トラクターコードのテクニカルワーキンググループにおいて、議長団国としてテストコードの基準改定に貢献するとともに、ロボットトラクターの安全性に関するテスト実績等のプレゼンを実施し、参加国から高い評価を得た。また ANATAM においては農業機械のテストコード改訂に向けた議論を主導するなど、年度計画に照らして着実な成果を上げた。さらに、年度計画に加え、農業ロボットの研究開発に取り組むフランスの国立農業研究機関である INRAE と農業ロボットに関する合同ワークショップを開催するなど新たな連携構築による研究成果創出に向けた取組も実施しており、将来的な成果の創出が期待される。

＜今後の課題＞

- 第5期中長期目標・中長期計画、令和4年度計画に基づき、
- ・次世代を担う農業機械の開発
 - ・他産業に比肩する労働安全の実現
 - ・戦略的なグローバル展開の促進
- に取り組み、着実に成果をあげることが期待する。

1. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
I－6（1）	生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画、農林水産研究イノベーション戦略、みどりの食料システム戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ														
	①モニタリング指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度		備考		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	提案公募型事業に係る公募説明会等への参加人数（人）	1,428							予算額（千円）	10,025,237				
	国内外への研究成果等の情報発信回数（件）	110							決算額（千円）	9,840,721				
	社会実装が図られた研究開発の本数（件）	59							経常費用（千円）	7,133,725				
	「『知』の集積と活用の中」で紹介された研究開発の本数（件）	9							経常利益（千円）	△43,912				
	マスコミ等に取り上げられた研究開発の本数（件）	161							行政コスト（千円）	7,137,304				
									従事人員数（人）	41.44				

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（1）生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、出口を見据えた執行管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組む。 また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。 これらの研究開発の実施に当たっては、関係府省や国所管の他の資金配分機関等との連携に留意するとともに、「『知』の集積と活用の中」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を推進する。	（1）生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより適正かつ着実に実施する。 その際、上記の研究戦略等を実現するために必要な優先して取り組むべき技術的課題の解決を目指し、当該課題の解決に取り組むのにふさわしい機関に研究課題を委託するとともに、出口を見据えて執行管理を行い、着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組むものとする。研究開発の実施に当たっては、科学技術等に係る国の方針等を注視し、関係府省連携に留意するとともに、他の分野の資金配分機関との情報交換を通じ、協調して実施すべき事項について、連携して取り組むものとする。また、「『知』の集積と活用の中」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を推進する。 ① ムーンショット型研究開発の推進 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により設けた基金を活用し、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を達成するため、農林水産省が作成する「研究開発構想」に基づき、我

また、革新的な研究成果を次々に生み出し、社会実装に向けた取組を推進するため、出口を見据えた国内外の優れた提案の促進につながる情報発信等を進めるとともに、PDCA サイクルを徹底した研究課題の進行管理、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組の推進等を行う。		が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。	
さらに、他の資金配分機関等と連携し、これらの取組を効果的・効率的に推進するため、資金配分機関としてのデータマネジメント体制の整備や、国内外の研究開発動向及び研究成果の社会への波及状況の調査・分析等の機能強化を推進する。		② 優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理の徹底 研究の応募の裾野を広げ優れた研究課題の提案につなげるため、対面に加え、動画や SNS 等 IT を活用した非接触での事業紹介、成果情報の発信、海外への情報発信など多様な方法で推進する。 事業化、商品化、農林漁業等の現場への普及につながる成果の出口が明確な提案を促すため、事業の公募時に解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標と社会実装までのロードマップの作成を義務付けるとともに、研究開発成果の現場での活用に当たって対応すべき法規制や「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年農林水産技術会議）、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年農林水産省）等の国等の指針について、適切に遵守されるよう指導を行う。 研究課題の採択に当たっては、外部有識者を委員とする評議委員会を設置し、採択時の評価ポイントを事前に公開するとともに、評価結果を全ての応募者にコメントを付して通知するなど、公平、公正性、透明性を確保して採択審査を適切に行う。 また、研究課題の推進に当たっては、社会実装が着実に進むよう、恒常的に運営管理に当たるプログラムディレクター（以下「PD」という。）が、各課題の研究計画の加速、絞り込み、統合等に踏み込んで PDCA サイクルを徹底するなど、計画段階から PD による指導、助言を徹底する。 加えて、評議委員会において、研究実施中もプロジェクトの取組状況を確認し、資金配分の見直しを進める等課題の新陳代謝を図るとともに、事後評価も適切に行う。 なお、評価は事業の特徴、研究実施期間等に応じ、できるだけ定量的な手法を用いて厳格に行い、評価結果については評価体制とともに公表する。 起業化支援機関等と連携し、マッチングの実施など研究開発成果を社会実装に結びつける取組を強化する。 また、社会実装の進捗状況を事業終了後に確認するため、社会実装状況調査を実施する。 研究活動における公正を確保するため、他の資金配分機関等と連携した研究不正及び研究費不正を事前に防止する取組を推進するとともに、 ・ 事業に応募する研究者や経理責任者に対し、適切な経理事務等に関する説明・周知及び研究倫理教育の履修の確認 ・ 研究委託機関における管理・監査体制の定期的なチェック及び必要な助言の実施 ・ 研究委託機関からの実績報告書を精査するとともに現地調査の強化 等の不正防止対策を徹底する。	
③ 資金配分機関機能の強化 PD 及びプログラムマネージャーのマネジメントが円滑に遂行されるようにするとともに、ムーンショット型研究開発を契機とした資金配分機関としての機能の強化を図るため、国内外の研究開発動向等の情報収集・分析、知的財産マネジメント支援、データマネジメント等を実施する。さらに、研究課題設定の妥当性を検証し、課題提案できる機能を強化する。			
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和 3 年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価

○社会実装に至る研究開発が適切に推進されているか。 <評価指標> ・ 広く研究機関が公募されるとともに、社会実装を目指す研究機関の採択が行われているか。 ・ 研究開発を推進するためのマネジメントが行われているか。 ・ 研究成果を社会実装につなげるための取組が行われているか。 ・ 研究機関の採択及び執行管理に当たっては、透明性を確保しつつ、公正・公平に行われているか。	基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を交付の際に示された条件に従い、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより適正かつ着実に実施する。 その際、上記の研究戦略等を実現するために必要な優先して取り組むべき技術的課題の解決を目指し、当該課題の解決に取り組むのにふさわしい機関に研究課題を委託するとともに、出口を見据えて執行管理を行い、着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組むものとする。 研究開発の実施に当たっては、科学技術等に係る国の方針等を注視し、関係府省連携に留意するとともに、他の分野の資金配分機関との情報交換を通じ、協調して実施すべき事項について、連携して取り組むものとする。また、『知』の集積と活用の中による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を推進する。さらに、国内の政府系機関等と連携し、スタートアップの総合的支援等を実施する。 ① ムーンショット型研究開発の推進 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により設けた基金を活用し、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を達成するため、農林水産省が作成する「研究開発構想」に基づき、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。 また、ムーンショット目標の達成に向けた戦略的な国際連携を進める。	令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、基礎・応用段階から実用化段階までをシームレスに支援する提案公募型研究、「『知』の集積と活用の中による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合などの研究及び困難だが実現すれば大きなインパクトが期待されるムーンショット型研究開発などを推進するとともに、新たに、サービス事業体の創出や技術開発・事業化を目指すスタートアップの総合的支援を開始し、6 事業で合計 143 課題（プロジェクト）を実施した。さらに、生産現場のスマート化を加速する農業技術などの開発・改良について課題募集を開始した。 ・ 『知』の集積と活用の中による革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究） 3 課題 ・ イノベーション創出強化研究推進事業 105 課題 ・ 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 3 課題 ・ 戦略的イノベーション創造プログラム第 2 期（SIP 第 2 期） 6 課題 ・ ムーンショット型農林水産研究開発事業 10 プロジェクト（課題） ・ スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援） 16 課題 ① ムーンショット型研究開発の推進 ムーンショット型農林水産研究開発事業では、2050 年の社会を想定して設定されたムーンショット目標 5 の達成に向け、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」（内閣府など）に基づき、令和 2 年度に構築したポートフォリオに沿って、以下のような取組を実施し、研究開始から約 1 年が経過したところであるが、既に破壊的イノベーションにつながる成果を創出した。 ・ ムーンショット目標達成までのストーリーや国際連携に係る当面の進め方について、プログラムディレクター（PD）、農林水産省及び農研機構生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）の 3 者で検討を行った（5 月）。 ・ 知的財産管理や社会実装・事業化に知見を有する者を PD アドバイザーに任命して、PD への支援体制を強化した。 ・ 本格採択課題（4 課題）については、コンソーシアム主催の推進会議に出席し、研究の進捗状況の把握を行った（8 月～12 月）。また、FS 的採択課題（6 課題）については、6 月及び 11 月に評議委員、ピアレビュー及び PD などに研究の進捗状況を説明する進捗確認会議を開催し、技術的進捗を精査するとともに、今後の進め方について助言などを行った。 ・ 本格採択課題（4 課題）のプロジェクトマネージャー（PM）を対象に「新たな価値創造のためのワークショップ」を 7 月に開催し、PD の構想について理解を深めた。また、各 PM・コンソーシアムの研究課題の取組を紹介するため、コンソーシアム主体のシンポジウムやフォーラムなど（7 件）の開催を支援した。 ・ ムーンショット目標 5 の認知度を向上させるために一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）や農業協同組合（JA）などと、また、ムーンショット型農林水産研究開発事業の成果に	<評定と根拠> 評定：A 根拠： ムーンショット型研究開発において、研究開始から約 1 年で破壊的イノベーションにつながる成果を創出した。令和 3 年度に開始した <u>スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）</u> において、<u>類似事業にないシーズ創出段階も含めて事業の具体的な内容を検討するとともに、プログラムマネージャーが事業化まで一貫して伴走支援する体制を構築した。</u>さらに、当初計画になかった <u>戦略的スマート農業技術などの開発・改良について、短期間で事業スキームなどを検討し、速やかに課題公募を開始した</u>など、計画を上回る実績を上げたことから、評定を A とした。 ① ムーンショット型研究開発の推進 ムーンショット型農林水産研究開発事業については、<u>研究の技術的内容の精査やステージゲート評価の実施などの取組を進めた結果、研究開始から約 1 年</u><u>が経過したところであるが、既に破壊的イノベーションにつながる成果（化学農業に依存しない害虫防除で青色レーザー追尾技術を開発、牛からのメタン削減と生産性向上の両立を図る革新的技術基盤を構築、藻類を用いた動物細胞の循環型低コスト培養に向けた進展など）を創出した。</u> また、<u>食や農に関する国際機関や在京 EU 代表部との意見交換、日 EU 科学技術協力合同委員会への参画、ムーンショット型農林水産研究開発事業の英語ウェブサイトの開設</u>などにより、国際的な認知度を向上し、人的ネットワークを構
---	---	--	--

	ついて、社会実装に向けた事業化構想を、より実現可能なものにするためにコンソーシアムに参加していない企業などとの意見交換を実施した。 ・ アグリビジネス創出フェアにおいて、事業者との連携促進を図るため、PD と PD アドバイザーによる対談を行うとともに、事業紹介を行うためにポスター展示などを行った（11 月）。 ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の支援機能を活用し、本格採択課題の目標達成を数理科学面から支援するため、希望するプロジェクトを対象に、数理科学の専門家を招き入れ、課題解決の加速化を図った。 ・ PD の研究開発方針などを踏まえつつ、11 月に評価基準を策定した。また、外部有識者で構成された評議委員会を設置し、12 月～令和 4 年 1 月に、<u>ムーンショット目標達成のために実施するプログラム、本格採択課題、FS 的採択課題の評価（ステージゲート評価）を厳格に実施した。</u> ・ 3 月に開催された内閣府戦略推進会議で、<u>令和 3 年度の進捗状況、主な成果（化学農業に依存しない害虫防除で青色レーザー追尾技術を開発、牛からのメタン削減と生産性向上の両立を図る革新的技術基盤を構築、藻類を用いた動物細胞の循環型低コスト培養に向けた進展など）及び今後の方向性などの報告を行い、令和 4 年度のポートフォリオ策定に向けた助言を受け、資源の重点配分やプロジェクトの中止の判断を含むポートフォリオの見直しを行った。</u> ・ 各プロジェクトの令和 4 年度計画を決定するため、3 月に計画検討会を開催した。 また、ムーンショット目標の達成に向けた戦略的な国際連携の目的、役割分担を明確にするため、PD、PM、農林水産省、BRAIN で議論し、「基本的考え方」を策定するとともに、国際機関などにおけるムーンショット目標 5 の認知度向上と国際連携の支援に向けた人的ネットワークを構築するため、BRAIN 内に国際連携シニアコーディネータを配置して、以下の取組を実施した。 ・ <u>食・農に関する国際機関など</u>（国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連大学（UNU）、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（国際農研）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO））<u>に事業紹介や意見交換を行った（9 月～12 月）。</u> ・ <u>在京 EU 代表部との間で情報交換・意見交換を行うとともに、日 EU 科学技術協力合同委員会に参画し、EU 側が特に関心を有する土壌分野に関連した事業紹介を行い、Horizon Europe との連携に向けた期待を表明した（11 月）。</u> ・ ウェブサイトにムーンショット型農林水産研究開発事業の英語ウェブサイトを開設した。	築した。 さらに、プロジェクト、プログラムの評価を行い、評価結果や次年度研究費の拡充を踏まえてポートフォリオの見直しなどを実施した。 ② 優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理の徹底 イノベーション創出強化研究推進事業について、社会実装につながる優れた研究課題の提案を促すため、公募情報を幅広く周知するとともに、提案書への「市場ニーズによる販売・普及戦略」の記載義務付け、社会実装につながる提案となっているかの視点を審査基準に追加、公募前から説明会などにおける基本的な考え方の説明など、<u>社会実装につながる提案を促すことで、幅広い分野から多数の応募を確保した。</u> また、採択した研究課題について、<u>専任の PD が、研究の計画段階から進捗状況を把握し、指導、助言を徹底するとともに、社会実装に向けた活動状況をセンター全体で共有し、コンソーシアムへ助言する取組などを通じて、社会実装に至る事案が上積みされた。</u> 研究活動における公正を確保するため、資金配分機関 5 機関による打合せ（2 回）や研究公正シンポジウムを開催（11 月）した。また、研究者や経理責任者・事務担当者を対象に、研修用ビデオ視聴と e-ラーニング受講を義務付け、研究公正の意識を向上させるとともに、令和 3 年度から新たに、<u>全ての研究機関に対し、研究費の管理・監査体制の定期的なチェックと助言を実施する体制を整えた。</u> ③ ムーンショット型研究開発事業を
② 優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理の徹底 研究の応募の裾野を広げ優れた研究課題の提案につなげるため、事業説明会（対面又はオンライン）の開催、動画や SNS 等 IT を活用した非接触での事業紹介、成果情報の発信、英語による海外への情報発信などを実施する。 事業化、商品化、農林漁業等の現場への普及につながる成果の出口が明確な提案を促すため、説明会等で社会実装	② 優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理の徹底 事業化、商品化、農林漁業などの現場への普及につながる成果の出口が明確な提案を促すため、公募時の提案書及び研究計画書の様式に、解決すべき課題と性能、実用化時期の目標と社会実装までのロードマップの作成を義務付けるとともに、令和 3 年度から「市場ニーズに対する販売・普及戦略」の作成も義務づけたほか、社会実装につながる提案となっているかの視点を審査基準に追加し、実需者ニーズを踏まえ、社会実装に主体的・計画的に取り組む提案を採択する仕組みを強化した。	

を目指すことを明確に説明するとともに、事業の公募時には解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標と社会実装までのロードマップ及び市場ニーズに対する販売・普及戦略の作成を義務付ける。

また、研究成果の現場での活用に当たって対応すべき法規制や「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年農林水産技術会議）、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年農林水産省）等の国等の指針について、適切に遵守されるよう指導を行う。

研究課題の採択に当たっては、外部有識者を委員とする評議委員会を設置し、採択時の評価ポイントを事前に公開するとともに、評価結果を全ての応募者にコメントを付して通知するなど、公平、公正性、透明性を確保して採択審査を適切に行う。

また、研究課題の推進に当たっては、社会実装が着実に進むよう、恒常的に運営管理に当たるプログラムディレクター（以下「PD」という。）が、各課題の研究計画の加速、絞り込み、統合等に踏み込んで PDCA サイクルを徹底するなど、計画段階から PD による指導、助言を徹底する。

研究者主体の社会実装活動を確実に担保するため、①各研究コンソーシアムの推進会議に出席し社会実装への進捗状況の確認・計画修正、②推進会議の議論をセンター全体で共有・議論し改善点を見出した上でコンソーシアムに伝達。併せて優れた取組を横展開、③指摘事項の改善状況を推進会議で確認・修正、というサイクルを繰り返し、センター全体で各研究コンソーシアムを支援する。

加えて、評議委員会において、研究実施中もプロジェクトの取組状況を確認し、資金配分の見直しを進める等課題の新陳代謝を図るとともに、事後評価も適切に行う。

なお、評価は事業の特徴、研究実施期間等に応じ、できるだけ定量的な手法を用いて厳格に行い、評価結果については評価体制とともに公表する。

起業化支援機関等と連携して、マッチングの実施など研究成果を社会実装に結びつける取組を推進する。

また、社会実装の働きかけを通じて得られたノウハウの蓄積、インターネットの活用、協力機関の拡大によりセンターの情報発信力を強化する。

また、応募時の研究の裾野を広げ、社会実装につながる研究課題の提案を促すため、公募時の説明会だけでなく、公募前から説明会や民間企業、大学、日本貿易振興機構（JETRO）などとの個別説明を実施し、現場での活用が期待できる技術の開発や成果の社会実装に対して意欲的に取り組む提案がされるように、基本的な考え方を説明した。

公募情報は、ウェブサイト、SNS、YouTube、メールマガジンを活用して発信したほか、全国農学系学部長会議、全国農業試験場所長会議、スタートアップ支援機関連携協定参画機関などに対して関係機関への周知依頼を行った。令和 3 年度は、新たに大学（産学連携部署）に対して直接情報提供を行ったほか、国立高等専門学校機構、関係学会、経済団体、フードテック官民協議会などに対して関係機関への周知依頼を行い、様々なネットワークを通じて幅広く周知を行った（個別説明や公募情報の周知を依頼した件数は令和 2 年度（54 件）より増加し、86 件となった）。
上記の取組を行った結果、令和 2 年度より応募件数が増加した。

年度別応募と採択の状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
応募課題数	267	70	288	241	271	290
採択課題数	106	27	55	31	39	40
倍率	2.5倍	2.6倍	5.2倍	7.8倍	6.9倍	7.3倍

「イノベーション創出強化研究推進事業」

令和 3 年度公募 1 月公募 5 月採択 [応募数 229 課題：23 課題採択]

緊急対応課題に係る公募 12 月公募 2 月採択 [応募数 1 課題：1 課題採択]

「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）」

8 月公募 11 月採択 [応募数 60 課題：16 課題採択]

研究成果の現場での活用に当たって対応すべき法規制や「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年農林水産技術会議）、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年農林水産省）などの国などの指針について、公募要領、事業実施要領、契約書などに明記し、適切に遵守されるように指導を実施した。

研究課題の採択に当たっては、外部有識者などを委員とする評議委員会を設置し、事前に公表した審査基準を基に採択審査を行った。その結果は、応募者にコメント（不採択課題はその理由）を付して通知を行い、ウェブサイトには採択した研究課題を公表した。

イノベーション創出強化研究推進事業では、研究課題の推進に当たり、専任の PD が、①研究計画検討会において研究計画の内容を検討（Plan）するとともに、②コンソーシアムが開催する推進会議で進捗状況を把握して指導や助言などを実施（Do）し、また、③外部有識者による評価会議（Check）を開催して、④評価結果などを基に研究計画の加速や絞り込みなどを含めた研究計画の見直しを指示（Action）するなど、PDCA サイクルを徹底した進行管理を実施した。

さらに、コンソーシアムによる社会実装に向けた活動を促すため、PD などが推進会議に参加し、社会実装に向けた進捗状況の把握を行った。進捗状況については、推進会議報告会を開催して、センター全体で進捗状況を共有し、今後の活動についての議論を行い、コンソーシアムに助言を実施した。

契機とした資金配分機関機能の強化
食品企業による研究開発動向の調査・分析と研究開発構想の検討を実施したほか、ムーンショット型農林水産研究開発事業においてデータマネジメントに係る基本方針を策定し、各コンソーシアムによるデータマネジメントプラン作成を支援した。

さらに、令和 3 年度に開始したスタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）について、他府省の類似事業にない技術シーズ創出段階も含めて事業の具体的な内容を検討するとともに、シーズ創出から事業化まで一貫してプログラムマネージャーが伴走支援する体制を構築した。

また、当初計画になかった戦略的スマート農業技術などの開発・改良について、12 月の閣議決定後、短期間で事業スキームなどを検討し、令和 4 年 1 月に課題公募を開始した。

<課題と対応>

課題：

ムーンショット目標 5 の達成に向けた研究開発の推進、提案公募型研究から得られた成果の社会実装の一層の推進、研究費不正防止対策などが引き続き課題となっている。

対応：

ムーンショット型農林水産研究開発事業について、ポートフォリオの見直しを踏まえ、ムーンショット目標 5 の達成に向けて研究開発を推進する。

提案公募型研究について、成果の出口が明確な提案を促すため、社会実装の実現を目的とすることを明確に説明するとともに、事業の公募時に解決すべき課

	さらに、知財の専門家を顧問として委嘱し、的確にアドバイスできる体制を維持する。 また、社会実装に向けた進捗状況を事業終了後に確認するため、社会実装状況調査を実施する。 研究活動における公正を確保するため、他の資金配分機関等と連携した研究不正及び研究費不正を事前に防止する取組を推進するとともに、 ア 事業に応募する研究者や経理責任者に対し、適切な経理事務等に関する説明・周知及び研究倫理教育の履修の確認 イ 研究委託機関における管理・監査体制の定期的なチェック及び必要な助言の実施 ウ 研究委託機関からの実績報告書を精査するとともに現地調査の実施 等の不正防止対策を徹底する。	評価体制については、各研究課題の達成に向け、多面的に適切な評価が行えるように、各分野の専門家に加え、研究開発マネジメント経験者、ベンチャーキャピタル、生産者などの多様な人材を確保した。また、評議委員会では、研究の進捗状況を確認し、資金配分を見直すなど、研究課題の新陳代謝を図るとともに、評価基準に基づき、厳格に評価を行い、研究機関にコメントを付して通知し、その結果については評価体制とともにウェブサイトで公表した。 なお、SIP 第2期では、評議委員会での結果を踏まえ、内閣府ガバニングボードにおいて研究成果についての評価が行われた。この評価結果などを踏まえ、令和4年度研究計画の策定に向けた計画検討会を開催し、PD が戦略的に活動強化が必要と判断した課題について、社会実装につながる研究を加速させるために必要な予算を配分した。 研究成果を社会実装に結びつけるため、起業化支援機関が開催するマッチングに参加し、研究機関による研究成果のPR活動や事業化に向けた商談などの取組を後押しした（社会実装件数は59件上積みされた。なお、過去5年間の平均は32件であった。）。 SIP 第2期においては、各コンソーシアムにおいて社会実装責任者を明確化させるとともに、顧客・競合調査（対象となる市場の規模や業界構造の調査、ターゲット市場の顧客ニーズ抽出、競合製品・サービスの強み／弱みなどの調査）やビジネスモデルの具体化（マーケティング、製品・サービスの技術的実現方法の検討、ターゲット市場、顧客に対する参入シナリオの検討）など、コンサルティング業者の協力の下で社会実装に向けた活動を後押しした。また、PD の社会実装に関する考え方をコンソーシアムに周知するなど、社会実装の重要性について意識醸成ができた。 また、アグリビジネス創出フェアや川崎国際環境技術展において事業者などに対し、研究成果情報をPRするとともに、事業化に向けたマッチングの支援などを行った。 さらに、コンソーシアムに作成を求めたPR動画などを、ウェブサイト、SNS、YouTubeを活用して幅広く情報発信を行うとともに、令和3年度は普及関係組織のネットワークを利用した情報発信を実施した。 その他、SIP 第2期においては、農業におけるロボットとデータ活用をテーマにした国際シンポジウムを開催し、資金配分機関長会合（科学技術振興機構（JST）、ドイツ研究振興協会（DFG）主催）に参加し、BRAIN の取組などを紹介するとともに、PD が内閣府のSIPシンポジウム2021に参加して、これまでの研究成果や今後の展望についての進捗発表を行った。 ムーンショット型農林水産研究開発事業で、知的財産顧問（弁護士）がアドバイザーとして各種会議に出席し、各プロジェクトの事業戦略や知的財産マネジメント戦略に対して助言した。また、BRAIN において知財委員会を開催し、PD 及びPM の意向を踏まえつつ、オープンクローズド戦略などについて検討を行うとともに、知的財産管理方針を策定した。 社会実装に向けた進捗状況を確認するため、事業終了後一定期間を経過した研究課題を対象に社会実装状況調査を実施した。調査に当たっては、書面調査、面接調査などを実施し、対象課題における研究の進展、社会実装、普及の状況を把握した。 研究活動における公正を確保するため、<u>他の資金配分機関などと連携した研究不正及び研究費不正を事前に防止する取組として、資金配分機関5機関による打合せ（2回）や研究公正シンポジウムを開催（11月）</u>するとともに、以下の不正防止対策に取り組んだ。 ・ <u>研究者や経理責任者・事務担当者を対象に、適切な経理事務を説明した資料の周知</u>及び研究	題と性能、社会実装までのロードマップ、販売・普及戦略の作成などを義務付ける。また、計画段階からPD による指導などを徹底するほか、研究者主体の社会実装活動が担保されるよう、センター全体で各研究コンソーシアムを支援する。 研究活動における公正の確保について、研究者や経理責任者への経理事務などの説明・周知及び研究倫理教育の履修確認をするとともに、研究機関における管理・監査体制の定期的なチェックなどを実施する。
--	---	---	--

		代表者による研究倫理教育の履修を確認するため、応募時と契約時の委託業務事務担当者説明会資料のビデオ視聴と e-ラーニング受講を義務づけるとともに、その内容を遵守する旨の「研究倫理に関する誓約書」を提出させた。 - 令和３年度から新たに、全ての研究機関に対し、研究費の運営・管理・監査体制の定期的なチェックと報告を指示して状況把握のための書面調査を行うとともに、公的研究費の取扱いに不慣れな委託先への面接・現地調査及び指導を実施し、研究機関における管理・監査体制の定期的なチェック及び必要な助言を実施する体制を整えた。 - 実績報告書の作成が適切に行われるように現地での経理調査を行い、適正な経費執行状況とするように指導を行った。	
	③ ムーンショット型研究開発を契機とした資金配分機関機能の強化 PD 及びプログラマネージャーのマネジメントが円滑に遂行されるようにするとともに、ムーンショット型研究開発を契機とした資金配分機関としての機能強化を図るため、国内外の研究開発動向等の情報収集・分析、知的財産マネジメント支援及びデータマネジメント支援並びに委託研究課題に係るデータベース（プロジェクトマネジメントシステム）構築を実施する。さらに、研究課題設定の妥当性を検証し、課題提案できる体制を整備するとともに、必要な調査分析を行う。	③ ムーンショット型研究開発を契機とした資金配分機関機能の強化 課題提案に向け、特定のテーマについて調査分析を行い、戦略的な研究開発の取組を加速する研究開発構想を策定する体制を BRAIN 内に整備した。また、令和３年度は、最新の国の政策も見据えつつ「食品企業における研究開発動向と取り組むべき研究開発構想」をテーマに、文献調査やインタビュー調査などを通じて、国内外の食品製造業における研究開発動向などの情報収集と分析を行い、研究開発構想の検討を実施した。検討に当たっては、外部有識者で構成したアドバイザリー委員会を開催し、専門的立場から助言、意見などを得て、策定作業に反映させた。 ムーンショット型農林水産研究開発事業の推進に係るポートフォリオの構築・作成支援などを行う仕組みを構築した。令和３年度は、土壌・環境・食品などの分野について、国際会議や基準策定の動向、EU、米国など主要国における関連研究及び政策の動向、Soil health の評価に関する動向を調査し、その結果を PD、コンソーシアム及び農林水産省の関係者と共有した。 ムーンショット型農林水産研究開発事業において、４月に「データマネジメントに係る基本方針」の策定を行い、７月～９月に、各コンソーシアムが作成するデータマネジメントプランの策定を支援し、策定されたデータマネジメントプランは BRAIN において知財委員会で議論を行った。 さらに、委託研究課題に係るデータベース（プロジェクトマネジメントシステム）を令和４年度から運用できるように構築した。 イノベーション創出強化研究推進事業については、社会実装につながる課題が採択されるように運用見直しを農林水産省に提案し、一部適用することとなった。 年度途中に不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究が生じた場合に、農林水産省の指示の下、研究を実施する仕組に基づき、令和３年度は、国内に初めて侵入したトマトキバガの防除対策及び効率的な調査手法を確立するために必要な研究について、短期間で公募を行い、研究を開始した。 スタートアップ総合支援プログラムについては、事業の立上げに当たり、既に同様の事業を実施している他の資金配分機関など（国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）、JST など）からのヒアリングも踏まえて、他府省の類似事業にはない技術シーズ創出段階（フェーズ０）も含めて事業の具体的な内容を検討するとともに、事業化に関する知見と経験を豊富に有し、シーズ創出から事業化まで一貫して伴走支援するプログラマネージャーを公募により決定して綿密に打ち合わせを重ねながら、研究開発テーマの策定や審査体制の構築を	

		進め、研究課題の公募を行い、11月に16課題を採択した。 採択課題については、事業化段階ごとのフェーズ（発想、構想、実用化、事業化の各段階）や、各フェーズの社会実装までの達成目標を設定し、プログラスマネージャーと連携して採択課題の計画について精査を行った。また、スタートアップ支援機関連携協定を介して、他の資金配分機関のスタートアップ支援の類似事業との連携を検討するなど、他の資金配分機関との連携を強化した。 また、11月に日経フードテック・カンファレンス2021において、アグリ・フード分野におけるスタートアップの成長を促進するため、「研究開発成果の事業化」をテーマに、プログラスマネージャーらによるパネルディスカッションを行った。また、採択課題の事業化支援を強化するため、3月に経団連主催の地域協創ウェビナーに参加し、会員企業に対して本プログラムの取組を紹介した。 <u>令和3年度補正予算で措置され、当初計画になかった戦略的スマート農業技術などの開発・改良事業については、12月の閣議決定後、農林水産省や研究統括部スマート農業事業推進室と協議の上、極めて短期間に公募分野を含む事業スキームの構築や公募要領、提案様式及び審査要領の作成を行い、1月には、生産現場のスマート化を加速するために必要な農業技術を開発・改良する提案などの公募を行った。</u>	
主務大臣による評価			
評価 A ＜評価に至った理由＞ ムーンショット型農林水産研究開発事業では、PD支援体制の強化及び各PMの進捗状況を把握する体制を構築し、研究開発の加速化を図った。また、毎年度の事業評価結果に基づき、資源の重点配分やプロジェクトの中止の判断を含むポートフォリオの見直しを行なったほか、在京大使館及び国際機関との意見交換を通じたネットワーク構築を行うなど国際的な認知度向上に向けた取り組みを行った。 令和3年度新規事業であるスタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）において、事業化まで一貫して伴走支援するプログラスマネージャーを公募・採択し、綿密な打ち合わせを重ねながら、他省庁の先行事業にない技術シーズ創出段階を含めた事業スキームの具体化及び課題の公募・採択を行うなど、事業を円滑に実施した。 当初計画になかった戦略的スマート農業技術等の開発・改良については、令和3年12月に補正予算で措置された後、極めて短期間で関係機関と協議のうえ各種要領を作成し、令和4年1月には公募を開始するなど、迅速に事業実施体制を整えた。 イノベーション創出強化研究推進事業では、研究の計画段階から進捗状況を把握し、指導・助言を徹底して行う進行管理を行ったほか、研究成果の社会実装に向けた助言及び研究機関への支援を行うことで、社会実装に至る事案を積み重ねた（令和3年度実績59件、過去5年間の平均値32件）。 資金配分機能の強化については、国内外の土壌・環境・食品などの分野における研究開発動向調査・分析を行ったほか、ムーンショット型農林水産研究開発事業におけるデータマネジメントプラン策定支援などの取組を行っている。 あわせて、令和3年度より全ての研究機関に対し、研究費の運営・管理・監督体制に関する書面調査を行うとともに、公的研究費の取扱いに不慣れな委託先への面接・現地調査及び指導を実施している。 以上のように、「研究成果の最大化」に向けた顕著な成果の創出が確認できることから、A評価とする。 ＜今後の課題＞ 今後とも、ムーンショット型農林水産研究開発事業の着実な運営管理を行うとともに、研究成果の社会実装に向けたPDCAサイクルを徹底させるための研究成果の社会実装に向けたマッチング機能強化や資金配分機能の強化及び研究活動の公正の確保に向けた取組を期待する。			

1. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
I－6（2）	民間研究に係る特例業務		
関連する政策・施策	農林水産研究基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ														
	①モニタリング指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度		備考		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	繰越欠損金の縮減 状況（百万円）	26							予算額（千円）	170,799				
								決算額（千円）	157,539					
								経常費用（千円）	92,295					
								経常利益（千円）	26,463					
								行政コスト（千円）	92,516					
								従事人員数（人）	3.71					

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
（２）民間研究に係る特例業務 民間研究に係る特例業務について、当該業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図る。このため、令和７年度までの繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、既採択案件について、その研究成果の早期実用化や売上納付の最大化等のため、経費節減に努めつつ、次の措置を講じる。 ア 外部有識者等による助言の実施や事業化の進捗状況の把握等を通じた効果的かつ適正なマネジメントの実施 イ 外部機関との連携、各種技術展示会等を活用した研究成果の需要開拓等、販売に結びつけるための取組・助言 ウ ア及びイの効果の検証を踏まえた当該解消計画の随時見直し及びその他必要な処置の実施 また、業務の状況を踏まえつつ、出資金の適切な国庫納付を順次行う等により、民間研究に係る特例業務の終了に向けた取組を行う。		（２）民間研究に係る特例業務 民間研究に係る特例業務について、当該業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図る。このため、関連経費の節減に努めつつ、令和７年度までの繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、次の措置を講じ、既採択案件の研究開発成果の早期実用化や売上納付の最大化を進める。 ① 効果的なマネジメント等による繰越欠損金の早期解消に向けた取組 ア 対象事業者から毎年度提出される製品化状況、売上状況に関する報告書の分析や、プログラムオフィサー、有識者も参画した現地調査を通じて、進捗状況を的確に把握し、事業化の状況を踏まえつつ、効果的かつ適正なマネジメントを実施する。 イ 知財も含めて、外部機関との連携、各種技術展示会等を活用した需要者の開拓等、販売に結びつけるための取組・助言を行う。 ウ ア及びイの効果の検証を踏まえた当該解消計画の見直しを行い、その際、繰越欠損金の解消に向けて講じた手段について、対象事業者への聞き取り等を通じて効果を検証するとともに、成果が十分でない手段については見直し及びその他必要な措置等を実施する。 ② 民間研究に係る特例業務終了に向けた取組 民間研究に係る特例業務の終了に向けて、民間研究特例業務勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金については、業務の状況を踏まえつつ、順次、国庫納付等を行うなど、業務終了に向けた取組を行う。	
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価

○民間研究促進業務に係る資金回収業務の取組が適切に行われているか。 ＜評価指標＞ ・繰越欠損金の解消計画に沿った取組を行っているか。	民間研究に係る特例業務について、当該業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図る。このため、関連経費の節減に努めつつ、令和7年度までの繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、次の措置を講じ、既採択案件の研究成果の早期実用化や売上納付の最大化を進める。	平成28年度より「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、以下の①ア～ウの取組を着実に実施した結果、令和3年度の売上納付額が7百万円となり、また、民間研究特例業務勘定が所有する有価証券については、令和2年度に引き続き信用リスクに留意しつつ、勘定の運営経費を賄うのに十分な運用収益を獲得できる利回りによって運用するなど、繰越欠損金は78百万円（対令和2年度比25%減）となった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠： 「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、計画に掲げた事項を実施した結果、繰越欠損金は78百万円（対令和2年度比25%減）となり、着実に解消されていることから、B評定とした。 ① 効果的なマネジメント等による繰越欠損金の早期解消に向けた取組 プログラムオフィサー、中小企業診断士、公認会計士又は企業の財務会計業務の実務経験者などによるマネジメント体制を計画どおりに整備し、委託先への商品化・事業化などに係る指導・助言を組織的かつ効果的に行った。 なお、委託先の信用情報については、信用調査会社による信用調査だけでなく、企業の財務経理業務の実務経験者による信用情報の確認なども行った。 需要者の開拓など、販売に結び付けるため、アグリビジネス創出フェア、川崎国際環境技術展へ出展し、知的財産を含めて研究成果のPRを行った。 ② 民間研究に係る特例業務終了に向けた取組 令和2年度に償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金（3億円）について、8月に各民間企業など出資者に対して払戻し（1.0億円）を行った。 ＜課題と対応＞ ・委託先の研究から事業化に向けた進捗状況が一律ではないため、事業化の
	① 効果的なマネジメント等による繰越欠損金の早期解消に向けた取組 ア 対象事業者から毎年度提出される製品化状況、売上状況に関する報告書の分析や、研究開発等の経験を有するプログラムオフィサー、専門分野に精通した有識者も参画した現地調査を通じて、進捗状況を的確に把握し、事業化の状況を踏まえつつ、効果的かつ適正なマネジメントを実施する。	① 効果的なマネジメント等による繰越欠損金の早期解消に向けた取組 ア 民間企業において研究開発の経験のあるプログラムオフィサー2名により、書面調査による製品化・売り上げ状況などを確認し、売上納付の増加に向けて課題の管理を行うとともに、企業の財務経理業務の実務経験者が委託先の財務状況の確認などを行った。 また、現地調査（3件）により、外部有識者の公認会計士とともに委託先の研究成果に係る売上高の確認などを行った。 なお、委託先における信用情報については、平成28年度に委託先が破産手続きを行った事例があったため、信用調査会社による信用調査だけでなく、企業の財務経理業務の実務経験者による信用情報の確認などを行った。 また、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の解除後、遅れている実地調査（3件）を実施した。その際に、外部有識者として中小企業診断士が同行し、商品化・事業化などの指導・助言を行った。	
	イ 知財も含めて、外部機関との連携、各種技術展示会等を活用した需要者の開拓等、販売に結びつけるための取組・助言を行う。	イ 需要者の開拓など、販売に結び付けるため、アグリビジネス創出フェア、川崎国際環境技術展へ出展し、知的財産を含めて研究成果のPRを行った。	
	ウ ア及びイの効果の検証を踏まえた当該解消計画の見直しを行い、その際、繰越欠損金の解消に向けて講じた手段について、対象事業者への聞き取り等を通じて効果を検証するとともに、成果が十分でない手段については見直し及びその他必要な措置等を実施する。	ウ 「繰越欠損金の解消に向けた計画」を着実に推進するため、プログラムオフィサー、中小企業診断士、公認会計士又は企業の財務経理業務の実務経験者などによる指導・助言を行い、需要者の開拓や売上納付の増加に資するように、これらの取組を実施した。	
	② 民間研究に係る特例業務終了に向けた取組 民間研究に係る特例業務の終了に向けて、民間研究特例業務勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金については、業務の状況を踏まえつつ、順次、国庫納付等を行うなど、業務終了に向けた取組を行う。	② 民間研究に係る特例業務終了に向けた取組 令和2年度に償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金（3億円）について、8月に一部払い戻しを希望する各民間企業などの出資者に対して払戻し（1.0億円）を行った。	

			進捗状況に合わせたきめ細かな対応を行う。 ・今後も引き続き、関連経費の節減に努めつつ、繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、着実な解消を図る。 ・保有有価証券については、引き続き状況を注視していくとともに、償還期限を迎えた出資金については、業務の状況を踏まえつつ、順次、国庫納付などを行う。
主務大臣による評価			
評価　B <評価に至った理由> 民間研究促進業務にかかる資金回収について、規定上の納付期間満了に伴う納付対象課題の減少により売上納付額は前年から減少しているものの、所有する有価証券の運用収益や行政コストの削減により、繰越欠損金の圧縮が図られている。また、売上の向上による収益納付の増加を図るため、事業化された案件については、アグリビジネス創出フェアや川崎国際環境技術展などの場を活用した研究成果のPRや起業支援機関等を介したマッチングなどを図り新たな販売先の開拓に取り組んでいる。事業化が遅れている課題についても、公認会計士による財務状況の確認、中小企業診断士による指導・助言を行うなど早期事業化に向けた取組を行っている。 以上のように、資金回収業務については、繰越欠損金の解消に向け、着実な取組が行われていることからB評価とする。 <今後の課題> 繰越欠損金の解消に向けた更なる取組の強化が必要である。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II	業務運営の効率化に関する事項					
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：		

2－①主な定量的指標						
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減状況（％）	3					
業務経費の削減状況（％）	1					
その他の指標 共同調達等効率化の取組状況						
	研究用消耗品単価契約品目の拡大（品目）	1,048				
	共同調達品目の拡大（品目*）	17				*調達件数
	調達担当者会議開催数（回）	3				
	延べ参加人数	112				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
1 業務の効率化と経費の削減 （１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標とする。 （２）調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。 また、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターなど他の独立行政法人との共同調達等の連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。 （３）法人全体のデジタルトランスフォーメーション	1 業務の効率化と経費の削減 （１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 （２）調達の合理化 ア 農研機構が研究開発成果の最大化に向け業務を迅速かつ効果的に実施していくため、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を徹底し、適正で迅速かつ効果的な調達の実現に向けて取り組み、毎年度 6 月末までに「調達等合理化計画」を策定し、定量的な目標や具体的な指標を設定し、着実に実施する。当該計画については、毎年度の実績評価の際に、研究現場での実施結果を踏まえ、評価結果に基づきの確に見直す。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品等については、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、ガバナンスの強化を図り、公正性を確保しつつ、特例随意契約方式（公開見積競争、随意契約上限額の引き上げ）などの迅速な調達方法の検討・導入を進める。 イ 共同調達等、国際農研等の他の独立行政法人との連携を積極的に実施し、調達事務の効率化を進める。 （３）農研機構全体のデジタルトランスフォーメーション ア 管理本部に業務改革・DX 推進室を設置し、基幹業務システムの活用等によるデジタルトランスフォーメーションを推進し、電子決裁、オンライン手続の導入、ペーパーレスの実現により、徹底した業務の効率化を図る。

情報分野の技術革新が急速に進展する中、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢、生活様式の変化に対応させた業務体制の構築が急務である。 第４期に構築したエリア管理に加え、基幹業務システムの活用、業務の見直し等によるデジタルトランスフォーメーションを推進し、徹底した業務の効率化を図る。 （４）研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画） 限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保等を図る観点から、他法人等の施設の利用等を検討した上で、農研機構全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、つくば地区の施設や設備の利用と管理については内部組織の枠を越えた農研機構全体としての最適化を図るとともに、小規模な研究拠点等の再編・見直しを着実に進める。また、新たな研究ニーズに対応した施設・設備の整備については他法人等との連携を図りつつ効果的・効率的に実施する。				イ 管理本部の一体的・一元的な管理・運営の下、管理部門のリソースを最適化した「事業場」の管理・運営を徹底する。 ウ 基幹業務システムによる勤務時間管理の効率化を図るとともに、在宅勤務環境を整備し、「新しい生活様式」に対応した業務推進を図る。 （４）研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画） ア つくば地区においては、極端な分散配置等、業務運営の効率化の支障となる組織配置を解消する。 イ 施設・設備は、社会情勢や研究・業務ニーズに応じた利用を前提に農研機構全体で必要な施設・設備を重点化・集約化し、資源の効果的かつ効率的な配分を図り、維持管理費の節減や省エネルギーの推進、老朽化施設の適切な管理を行う。 ウ 現在の利用状況、第５期中長期目標期間の研究課題との関係及び将来の利用予測等を考慮した上で、研究課題や業務に応じた適切な施設・設備の再配分や再配置を行う。新たな研究ニーズに対しては、利用目的に応じて他法人と連携しつつ、必要な施設の整備を行う。 エ 小規模な研究拠点について、第２期から第４期中長期目標期間の検討の結果、組織を見直すこととした研究拠点等は、地域住民や地元地方自治体等の理解を得ながら、組織見直しの実施計画に基づき、着実に再編・統合を行う。 （施設及び設備に関する計画） 【農業技術研究業務勘定】 令和３年度～令和７年度施設、設備に関する計画 （単位：百万円） <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等</td><td></td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,276±χ</td><td></td></tr></table> （注）χ：各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費 【農業機械化促進業務勘定】 令和３年度～令和７年度施設、設備に関する計画 （単位：百万円） <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等</td><td></td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>合計</td><td>730±χ</td><td></td></tr></table> （注）χ：各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費				施設・設備の内容	予定額	財源	研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費補助金	合計	3,276± χ		施設・設備の内容	予定額	財源	研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費補助金	合計	730± χ	
施設・設備の内容	予定額	財源																							
研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費補助金																							
合計	3,276± χ																								
施設・設備の内容	予定額	財源																							
研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費補助金																							
合計	730± χ																								
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価																								
	年度計画			主な業務実績等		自己評価																			

（１）一般管理費等の削減 【評価の視点】 ・業務の見直し・効率化を進め、法人運営に支障を来たすことなく業務経費、一般管理費削減の数値目標が達成されているか。	（１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。	（１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については対令和２年度比３％の抑制、業務経費については対令和２年度比１％の抑制を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：一般管理費については対令和２年度比３％の抑制、業務経費については対令和２年度比１％の抑制を達成した。 調達等合理化計画を策定して着実に実施するとともに、共同調達・一括調達などを着実に実施した。また、新たな特例随意契約方式を導入し、納期の短縮を図った。 <u>新基幹業務システムを導入し、Web会議の活用などによるペーパーレス化を進めるとともに、人事給与システム（就労管理）の本格運用により勤務管理を完全オンライン化したほか、財務会計システム及び人事給与システムの活用により、紙の帳票の25%削減や印刷費の対令和２年度比23.8%削減、超過勤務の減少など、業務効率化で具体的な成果が得られた。</u>さらに、年度計画以上の取組として、令和４年４月から開始する<u>果樹の自家増殖にかかる許諾手続きのオンラインシステムを構築し、完全ペーパーレス化を実現した。</u> 施設の集約については、全事業場において研究所・拠点の本館を指定するとともに、研究グループを本館などの一箇所に集中配置することを進めるとともに、全2,671施設について業務上の必要性から優先的に維持管理するべき606施設を最重要施設に指定した。 以上、年度計画を着実に実施するとともに、追加の取組を実施した他、一部で年度計画を上回る業務の進捗や実績が
（２）調達の合理化 【評価の視点】 ・調達等合理化計画の適正かつ迅速な調達を実現するために定量的な目標や具体的な指標として、どのようなものを設定しているか。その目標や指標が達成されているか。達成のためにどのような取組を行っているか。 ＜その他の指標＞ ・共同調達等効率化の取組状況 ※表中に記載	（２）調達の合理化 ア 農研機構が研究開発成果の最大化に向け業務を迅速かつ効果的に実施していくため、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を徹底し、適正で迅速かつ効果的な調達の実現に向けて取り組み、６月末までに「調達等合理化計画」を策定し、定量的な目標や具体的な指標を設定し、着実に実施する。当該計画は、実績評価の際に研究現場での実施結果を踏まえ、実績評価結果に基づきの確に見直しを行う。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品等については、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、ガバナンスの強化を図り、公正性を確保しつつ、新たな特例随意契約方式（公開見積競争、随意契約上限額の引き上げ）を導入する。	（２）調達の合理化 ア 適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和３年６月 21 日付けで「調達等合理化計画」を策定してウェブサイトで公表し、令和３年度の計画を着実に実施した。 特例随意契約方式を導入するに当たり、全職員を対象とした「研究費不正使用防止に関するコンプライアンス研修」を実施し、ガバナンスの強化を図ったところ、契約担当職員などに係る受講率が100%となった。また、11月24日より特例随意契約方式を導入することができ、従来の調達方法（一般競争入札）より発注までの期間を約 20 日間短縮することができ、納期の短縮が図れた。	
	イ 国際農研等他の独立行政法人との共同調達等の連携を積極的に実施し、調達事務の効率化を進める。	イ 調達事務の効率化を図る観点から、同一の所在地に本所・支所などのある国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センターと連携を行い、共同調達を５地区17件実施した。 共同調達にあって、多くの研究者が集う「つくば地区」においては、試薬及び理化学消耗品について、研究現場での意見を踏まえつつ、新たに必要な品目の追加（333品目）を行う一方、需要が無くなった品目を削減（260品目）するなどの見直しを行い、令和３年度末現在1,048品目の単価契約を農研機構が実施している。	

(3) 法人全体のデジタルトランスフォーメーション ・基幹システムを活用した業務のデジタル化により、どのように業務効率化が図られているか。 <その他の指標> ・業務のデジタル化により管理部の体制が強化されているか。	(3) 法人全体のデジタルトランスフォーメーション ア 業務改革・DX推進室を設置し、基幹業務システム(人事給与システム、財務会計システム、情報共有システム(ワークフロー、アプリ等))の活用による電子決裁、オンライン手続きの導入による業務効率、経費節減効果の検証を進める。 イ 情報統括部を管理本部内に再配置し、一体的にDXを推進する。つくば地区の厚生業務、旅費業務を一元化し、管理本部で集中管理した上で、その効果の検証を行う。 ウ 基幹業務システムによる勤務時間管理の本格運用を開始し、導入による業務効率化を検証する。在宅勤務の本格導入に際して、在宅勤務制度に関する手続きを基幹業務システムと連動させるとともに、農研機構のミッション達成と両立できる制度となるよう試行・検証により問題点を洗い出し、改善を行う。	(3) 法人全体のデジタルトランスフォーメーション ア 法人全体の資源の効果的な再配分のため、業務の効率化が不可避であったことから、<u>新基幹業務システム(人事給与システム、財務会計システム、情報共有システム)を導入し、業務の合理化・効率化、業務量の削減を図った。</u>具体的には、これまでの紙媒体による届出などの<u>手続きをオンライン化、電子決裁へと進めるとともに、Web会議の活用などによるペーパーレス化を推進し、勤務管理の完全オンライン化を実現した。</u>これらにより、令和2年度まで630種類あった帳票類のうち25%を削減した。今後、電子帳簿保存法改正を踏まえ、さらに電子化を推進する予定としている。結果として、<u>令和3年度印刷費については対令和2年度比23.8%削減、約29,562千円の経費節減を図っている。</u>また、令和3年度超過勤務時間についても、DXによる業務効率の影響が大きい管理本部では、対令和2年度比12.9%削減、一人当たりの月平均時間も対令和2年度比10.0%削減と業務効率化が進んでいる。 イ 情報統括部と管理本部業務改革・DX推進室が連携し、令和4年4月から開始する<u>果樹の自家増殖にかかる許諾手続き(申請～許諾～請求書発行～納付手続きの一連の手続)のオンラインシステムを、令和4年2月に構築した。</u> 新たな財務会計システムの導入を機に、つくば地区の旅費業務を一元化した(22名→11名)。これにより、旅費計算における情報の共有化、業務の効率化とともに、ローカルルールの見、改善に繋がっている。併せて、厚生業務についても、業務、情報の集中化により人員削減(16名→10名)し、押印省略による手続きの簡素化、手続きに要する時間の短縮が図られた。 これらにより削減した人員を管理本部の強化、総務課総括チームの新設及び各管理部会計課に充当するなど、業務の選択と集中を図り、限られたリソースを有効に活用した。 ウ 人事給与システム(就労管理)の本格運用を開始し、出勤簿及び休暇簿などを廃止してシステムによる手続きに完全移行し、農研機構全体の業務効率化を図った。 在宅勤務の制度化に向けて試行を継続中である。試行の結果を踏まえ、問題点を洗い出し、令和4年度に正式な勤務制度としての導入に向け、生産性の向上が図られる仕組みへと改善するとともに基幹業務システムを活用したオンライン手続きによる効率化を検討中である。	得られたことから、自己評定を A とした。 <課題と対応> 調達の合理化については、一者応札・応募についての要因を分析するため、業者に対するアンケートを継続して実施し、要因に応じた対策を検討して改善を図る。また、入札参加者の拡大を図るため、引き続き、電子メールによる入札説明書などの配布を進め、入札に参加しやすい環境を整える。 法人全体のデジタルトランスフォーメーションでは、新基幹業務システムによらない手続きのオンライン化、電子決裁を推進するとともに、電子帳簿保存法改正に対応した帳票類の電子化、万全なセキュリティ対策を前提とした電子データによる保管が可能な環境を整える。 在宅勤務に関しては、令和3年度に実施した試行とその検証結果を踏まえ、生産性の向上が図られる在宅勤務制度の仕組みを構築するために、その効果を活かし、また、問題点を解決するための検証をさらに実施するなど検討を進める。 施設の集約化、共用化の推進においては、業務遂行また施設の維持管理の上で職員の理解と協力が必要である。このため、つくば地区における再配置のように事業場を跨ぐ移動が必要となる重要な事項については、統一した方針に基づき、研究所と管理部門間のメリット、デメリットの情報共有や利用施設の調整を十分に行い、農研機構全体で計画的に取り組む。
(4) 研究拠点・研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) <その他の指標> ・将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全対策等が図られているか。	(4) 研究拠点・研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) ア つくば地区においては、極端な分散配置等、業務運営の効率化の支障となる組織配置を解消する。 イ 資産管理の基本方針に基づき、農研機構として真に必要な施設・設備を整理し、優先的に資源配分することで維持管理費の節減や省エネルギーを推進する。	(4) 研究拠点・研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) ア つくば地区において、事業場を跨いでモザイク状態(一つの本館に複数の研究所が配置)となっている居室・実験室利用状況の改善に向けて、資産・環境管理委員会と資産・環境管理検討委員会(下部委員会)が連携して調整し、適正な配置への移動を進めた。 イ <u>資産管理の基本方針に基づき、農研機構として真に必要な施設を仕分け、最重要施設として606施設を指定した。</u>これにより優先度による維持管理費の集中投入が可能となった。また、今後必要となる施設の維持管理費の見通しを立て、長期的な維持管理の在り方の検討を開始した。	

・つくば地区の再編、地域の研究拠点や小規模研究拠点等の再編・見直しの取組が行われ、施設・設備の最適化の見直しが進められているか。	ウ 資産・環境管理委員会において、第５期中長期計画の達成に向け、資産利用の全体最適化を図り、一元的に資産の再配置、再配分を進める。関係する省庁や法人と連携を取り、新たな研究ニーズを把握し、必要とされる施設及び運営体制について検討する。	ウ 施設利用の集約・最適化に向け、資産・環境管理委員会において居室利用等の基本方針（研究グループはまとまる、個室利用をやめる、施設共用の徹底）を作成し、居室利用する別棟数を98棟から73棟（居室数は636室から520室）に削減し、居室当たりの利用者数（研究グループ）を1.9人から2.3人に増員し、施設利用の集約化を推進した。外部機関との連携を強化するため、補正予算によってつくば地区のネットワークの広帯域化・セキュリティ強化に向けた研究基盤整備を開始した。									
	エ 小規模研究拠点の組織見直し計画について、地元や関係省庁等の理解を得ながら、再編・統合、必要な施設・設備の具体化、資産の処分を着実に進める。	エ 西日本管理部の旧綾部研究拠点内4箇所の跡地利用に向けて、上野地区の解体撤去工事設計を進めるとともに、以久田野地区の解体撤去工事に着手した。 青野地区及び位田地区については関係省庁に報告しつつ、売却に関わる住民説明会を行い、売却に関わる業務を進めた。									
	（施設及び設備に関する計画） 【農業技術研究業務勘定】 令和３年度施設、設備に関する計画 (単位：百万円) <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>機関維持運営施設の整備 研究棟・管理棟・接続棟耐震工事 共同研究棟耐震工事 製剤研究棟耐震工事</td><td></td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>合計</td><td>655</td><td></td></tr></table>		施設・設備の内容	予定額	財源	機関維持運営施設の整備 研究棟・管理棟・接続棟耐震工事 共同研究棟耐震工事 製剤研究棟耐震工事		施設整備費補助金	合計	655	
	施設・設備の内容	予定額	財源								
	機関維持運営施設の整備 研究棟・管理棟・接続棟耐震工事 共同研究棟耐震工事 製剤研究棟耐震工事		施設整備費補助金								
	合計	655									
【農業機械化促進業務勘定】 令和３年度施設、設備に関する計画 (単位：百万円) <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>研究施設の整備 次世代農業機械技術研究開発棟整備その他工事</td><td></td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>合計</td><td>146</td><td></td></tr></table>		施設・設備の内容	予定額	財源	研究施設の整備 次世代農業機械技術研究開発棟整備その他工事		施設整備費補助金	合計	146		
施設・設備の内容	予定額	財源									
研究施設の整備 次世代農業機械技術研究開発棟整備その他工事		施設整備費補助金									
合計	146										
【農業技術研究業務勘定】 (1) 当事業年度中に完成した主要施設 令和３年度施設整備費補助金予算の生物機能利用研究部門研究棟・管理棟・接続棟耐震工事（取得原価1,382百万円）について、令和３年９月に計画どおり竣工した。 (2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 1) 令和３年度当初予算（2件） 九州沖縄農業研究センター共同研究棟（2）耐震工事について、令和２年度から令和４年度までを工事期間とした3カ年計画（予算総額327百万円）において、令和３年度は2年目として実施している。 動物衛生研究部門製剤研究棟耐震工事について、令和２年度から令和４年度までを工事期間とした3カ年計画（予算総額214百万円）において、令和３年度は2年目として実施している。 2) 令和２年度補正予算（令和３年度繰越し 2件） 種苗管理センター（種苗C）雲仙農場栽培試験施設・ばれいしょ堆肥消毒施設新築工事及び十勝農場ばれいしょ堆肥消毒施設新築工事の2件については、新型コロナウイルスの感染拡大への対策を講じつつ、施行可能な工期を確保する必要があること、同ウイルス感染拡大の影響による鋼材の供給難が広がっており、納期に遅れが発生したことから令和４年２月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和４年度へ繰越し施工する。 3) 令和３年度補正予算（3件） 盛岡研究拠点栽培試験ほ場整備工事及び種苗C胆振農場ばれいしょ選別施設新築工事・貯蔵施設改修工事の2件については、冬期のコンクリート打設工事を行うことができないこと及び建設業界の人手不足や新型コロナウイルスの感染拡大への対策を講じつつ施行可能な工期を確保する必要があること、また同ウイルス感染拡大の影響による鋼材の供給難が広がっており、											

		工期に余裕を持たせた工事期間が必要となることから、令和４年３月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和４年度へ繰越し施工する。 農業情報研究センター農業・食品関係データの高度活用のためのネットワーク基盤構築工事については、新型コロナウイルス感染症の影響や半導体不足の影響から、各情報システム系企業からの技術情報収集に遅れが生じており、また半導体の供給難が広がっていることから、令和４年３月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和４年度へ繰越し施工する。 【農業機械化促進業務勘定】 令和３年度施設整備費補助金予算の次世代農業機械技術研究開発棟整備その他工事について、令和３年度から令和５年１月３１日までを工事期間とした２カ年計画（予算総額 292 百万円）において、令和３年度は１年目として展示棟解体、ほ場監視棟新築を実施している。予算額の一部について令和４年３月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和４年度へ繰越し施工する。	
主務大臣による評価			
評価　A ＜評価に至った理由＞ 一般管理費等の削減については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費、業務経費ともに中長期計画に基づく削減の数値目標（一般管理費３％、業務経費１％）を達成している※。 ※国から支出する運営費交付金について、一般管理費で３％、業務経費で１％を削減した額で措置。 調達の合理化については、令和３年６月に策定した調達等合理化計画に基づき、国際農林水産業研究センター等と連携し、共同調達を５地区で１７件実施しているほか、調達手続きの簡素化及び納期の短縮のため単価契約の品目を拡大（令和３年度末現在 1,048 品目、前年度 975 品目から７％増加）するなど、今年度の計画を着実に実施している。さらには、新たに特例随意契約方式を導入することで、従来の一般競争入札より発注までの期間を約 20 日間短縮している。 法人全体のデジタルトランスフォーメーションについては、新基幹業務システムを導入し、徹底した業務のオンライン化を図ることにより、ペーパーレス化（帳票類で対前年比 25％削減）、印刷費の削減（対前年度比 23.8％削減）という効果が得られている。また、業務に従事する職員数の削減・再配置、超過勤務の削減（対前年比 12.9％削減）等につながっている。さらに、組織内連携により、令和４年４月から開始する果樹の自家増殖にかかる許諾手続きの完全オンライン化を実現している。 研究拠点・研究施設・設備の集約については、全事業場において研究グループの配置見直し、施設利用の集約化を図っている。また、拠点数、施設数の多い農研機構にあっては、施設の維持管理は業務運営上の課題であるが、優先的に維持管理すべき最重要施設を指定し、維持管理費の集中投入や長期的な維持管理を検討するなど、積極的な取組を進めている。 以上のように、経費の削減や調達の合理化への取組により具体的な成果が得られていることや、デジタルトランスフォーメーションによる業務効率化の取組、施設の戦略的な維持管理等を進め、年度計画を上回る具体的な成果が得られたことから、A 評価とする。 ＜今後の課題＞ 引き続き、調達等の合理化やデジタルトランスフォーメーションを着実に進め、業務運営の効率化を図ることが必要である。その際、令和３年 12 月にデジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に配慮が必要である。また、水光熱費や資材価格の上昇、施設整備における資材や人材の確保等が今後のリスク要因となり得ることから、他法人とも情報共有を行いつつ、これらのリスクを織り込み、計画的な取組を行うことが望まれる。 ＜その他事項＞ （審議会の意見） ・人材の確保・育成は今後の研究を支える重要な要素、顕著な成果を上げられるよう取組の強化に期待する。			

1．当該事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2－①主な定量的指標							
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
1 収支の均衡							
セグメントごとの業務達成の目標に対する予算配分（百万円）と執行状況（％）							
	マネジメントセグメント	予算配分	22,398				
		執行状況	68.5				
	基盤技術セグメント	予算配分	3,256				
		執行状況	87.2				
	研究セグメントⅠ	予算配分	6,439				
		執行状況	93.9				
	研究セグメントⅡ	予算配分	8,506				
		執行状況	93.9				
	研究セグメントⅢ	予算配分	6,971				
		執行状況	95.5				
	研究セグメントⅣ	予算配分	5,668				
		執行状況	94.6				
	種苗管理セグメント	予算配分	2,549				
		執行状況	95.9				
	農研勘定共通	予算配分	11,530				
		執行状況	96.8				
	農業機械化促進業務	予算配分	2,041				
		執行状況	85.5				
	生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務	予算配分	7,977				
		執行状況	67.5				
	特定公募型研究開発業務	予算配分	2,110				
		執行状況	89.1				
	民間研究に係る特例業務	予算配分	171				

	執行状況	92.2					
その他の指標							
2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 （予算と決算の乖離状況）（％）							
	マネジメントセグメント	31.5					
	基盤技術セグメント	12.8					
	研究セグメントⅠ	6.1					
	研究セグメントⅡ	6.1					
	研究セグメントⅢ	4.5					
	研究セグメントⅣ	5.4					
	種苗管理セグメント	4.1					
	農業機械化促進業務	14.5					
	生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務	32.5					
	特定公募型研究開発業務	10.9					
	民間研究に係る特例業務	7.8					
主な定量的指標							
3 自己収入の確保							
	外部研究資金の実績（千円）	7,450,655					
	特許権等の実施許諾等収入実績（千円）	222,947					
	施設利用等の自己収入の実績（千円）	5,129					
新規業務への取組と実績		—					
4 保有資産の処分							
不要の保有資産の処分実績		16					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
1 収支の均衡 適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1 に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12 年2 月16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2 年3 月26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達	1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【農業技術研究業務勘定】 1 予算 令和3 年度～令和7 年度予算 表省略 2 収支計画 令和3 年度～令和7 年度収支計画 表省略 3 資金計画 令和3 年度～令和7 年度資金計画 表省略

成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。	【農業機械化促進業務勘定】 1 予算 令和３年度～令和７年度予算 表省略 2 収支計画 令和３年度～令和７年度収支計画 表省略 3 資金計画 令和３年度～令和７年度資金計画 表省略 【基礎的研究業務勘定】 1 予算 令和３年度～令和７年度予算 表省略 2 収支計画 令和３年度～令和７年度収支計画 表省略 3 資金計画 令和３年度～令和７年度資金計画 表省略 【特定公募型研究開発業務勘定】 1 予算 令和３年度～令和７年度予算 表省略 2 収支計画 令和３年度～令和７年度収支計画 表省略 3 資金計画 令和３年度～令和７年度資金計画 表省略 【民間研究特例業務勘定】 1 予算 令和３年度～令和７年度予算 表省略 2 収支計画 令和３年度～令和７年度収支計画 表省略 3 資金計画 令和３年度～令和７年度資金計画 表省略 【勘定共通】 （４）自己収入の確保 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に取り組む。また、自己収入の増加が見込まれる場合には、増加見込額を充てて行う新規業務を見込んで運営費交付金の予算要求を行い、認められた場合には当該新規業務を実施する。
3 自己収入の確保 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己	

収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。 4 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。 5 繰越欠損金の着実な解消 民間研究に係る特例業務について、令和 7 年度までの繰越欠損金解消計画に基づき、第 3 の 6（2）で定めた対策を講じながら、繰越欠損金の着実な解消を図る。			
（5）保有資産の処分 施設・設備、その他保有財産をモニタリングし、一元的に必要性を判断の上、適切な処分を行う。 （6）繰越欠損金の着実な解消 本計画第 1 の 6（2）①で定めた取組を講じながら、繰越欠損金の解消に向けた令和 7 年度までの計画を着実に実施し、当該計画を適切に見直すなど、繰越欠損金の着実な解消を図る。 2 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において 59 億円、農業機械化促進業務勘定において 2 億円、基礎的研究業務勘定において 9 億円、民間研究特例業務勘定において 1 億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員の人件費の遅配及び事業費等の支払い遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払の時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。 3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 民間研究特例業務勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金については、業務の状況を踏まえつつ、順次、国庫納付等を行う。 4 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 小規模研究拠点の組織見直しに基づき、令和 2 年 3 月 31 日に廃止した西日本農業研究センター綾部研究拠点の跡地敷地（上野地区：京都府綾部市上野町上野 200 番他、青野ほ場：京都府綾部市青野町東吉備前 50 番他、位田ほ場：綾部市位田町石原 82 番 1、以久田野ほ場：綾部市栗町大野 1 番 5 他、計 62,908m2）について、令和 8 年 3 月までに売却する。また、小規模研究拠点の組織見直しによる集約先の拠点（つくば、興津）の整備を行う。 5 剰余金の使途 農業・食品産業技術研究及び農業機械関連業務に係る試験研究等中長期目標における研究開発の重点化方向と成果の社会実装に向けた試験及び研究等の強化並びにそのために必要な分析機器等の研究用機器更新・購入等に使用する。また、種苗管理業務、基礎的研究業務及び民間研究に係る特例業務の円滑な運営のために必要な資金等に使用する。 自己収入については、目的積立金とし、農研機構発ベンチャーへの出資に必要な資金等に使用する。			
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和 3 年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
1 収支の均衡 【評価の視点】 ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化	1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【農業技術研究業務勘定】 （1）予算、（2）収支計画及び（3）資金計画の表は	1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 第 4 期に期間進行基準を採用していた一般管理費（26 億円）のうち、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる業務にかかる予算（10 億円）について業務達成基準を採用した。これにより、積雪などで単年度中に完了が困難な工事などが可能となり、計画的な	<評定と根拠> 評定：A 根拠：理事長裁量経費の投入により重点

に対応した会計処理方法はどのように定められているか。それに従って運営されているか。 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守<その他の指標> ・セグメントに配分された予算と決算に大きな乖離はないか。大きく乖離している場合は、その理由は明確になっているか。 ※予算と決算の乖離状況は表中に記載。	後掲する。 【農業機械化促進業務勘定】 （１）予算、（２）収支計画及び（３）資金計画の表は後掲する。 【基礎的研究業務勘定】 （１）予算、（２）収支計画及び（３）資金計画の表は後掲する。 【特定公募型研究開発業務勘定】 （１）予算、（２）収支計画及び（３）資金計画の表は後掲する。 【民間研究特例業務勘定】 （１）予算、（２）収支計画及び（３）資金計画の表は後掲する。	予算執行が可能となった。 研究セグメントの収益化単位である大課題と研究所を１：１で対応させるとともに、基盤セグメント（単一収益化単位）を担う基盤技術研究本部に研究推進室を配置し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する体制を構築した。 第５期に予算全体が縮減する中、理事長裁量経費を確保し、①Society 5.0 の実現に向けた基盤技術研究の高度化・加速化、②NARO イノベーション創造プログラム（N.I.P.）、横串プロジェクト（横串プロ）、③重点研究の加速と実装促進など、法人として必要な業務に重点的に予算配分出来るようにした。 セグメントに配分された予算と決算の乖離について、農業技術研究業務では、マネジメントセグメントが31.4%と大きく乖離しているが、これは、令和３年12月20日に成立した令和３年度1号補正予算による追加予算額のうち、3,056百万円（スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト）によるものであり、公募、審査等の手続きは完了したものの、採択の決定が令和４年度になったことによるものである。 また、基盤技術セグメント、研究セグメントⅠ～Ⅳにおいて、5.4%～12.7%の乖離となっているが、各セグメントとも研究の進捗により研究計画の一部を令和４年度に引き続くこととしたためである。 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 <１と合わせて記載>	分野を加速するしたほか、<u>国立研究開発法人として初めて一般管理費に業務達成基準を適用し、年度を越えた計画的な執行を可能とし、計画を越えた実績を上げた</u>。また、収益化単位に組織を併せ、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を強化した。 <課題と対応> 予算配分の最適化に向けて見直をした予算配分方式を引き続き確実に実行し、予算配分と執行の全体最適化を実現する必要がある。運営費交付金の削減に対応するために、外部資金などの自己収入の更なる確保が必要である。
3 自己収入の確保 【評価の視点】 ・受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、法人における知的財産権等の実施料収入の拡大等、自己収入確保に向けて積極的な取組が行われているか。	【勘定共通】 （４）自己収入の確保 外部資金獲得に向けて、府省連携型大型プロジェクト等の情報をいち早く研究職員に周知し、積極的な応募を促すとともに、民間企業との共同研究については、研究成果を積極的に共同特許出願に結び付ける等、特許実施料の確保に取り組む。また外部資金等の獲得実績を大課題推進費の配分に反映し、獲得へのインセンティブを与える。	（４）自己収入の確保 府省連携型大型プロジェクトなどの情報をいち早く研究所に周知するとともに大型プロジェクト室が中核となり、国家プロジェクト獲得を推進した。（一部Ⅰ-1-(1)再掲） 新規海外許諾案件において、許諾料の契約時一括払いにより、令和３年度の知的財産収入を増加させた。（Ⅰ-1-(3)再掲） 大課題推進費の「外部資金獲得実績枠」を新たに設け、獲得へのインセンティブを与えた。また、公的資金よりも民間資金の重み付けを高くすることで、民間資金獲得を促した。 上記の取組などにより、公的資金は7,109百万円（令和２年度5,544百万円）、民間資金は652百万円（令和２年度647百万円）を獲得し、<u>外部資金全体では令和２年度より15億円以上の増加となった</u>。 （注）公的資金には、審査に基づき、運営費交付金として交付される予算（イノベーション創出強化研究推進事業，スマート農業実証プロジェクト，PRISM など）を含む	
4 保有資産の処分 【評価の視点】 ・保有資産の必要性について点検を行っている	（５）保有資産の処分 施設・設備の利用状況の点検、研究資源の集約化を進め、不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有財産についても、利用率の改善が見込まれないな	（５）保有資産の処分 保有資産の必要性について点検を実施するため令和３年12月に施設利用状況調査を行い、機構として今後使用見込みがないものと一元的に判断した施設（建物7棟・構築物1件）について減損を認識した。今後、長期的な取り壊し・処分計画に位置づける。過年度に減損を認識した北海	

か。自己点検の結果、必要性や利用率の低い施設について、積極的な処分が行われているか。	ど、不要と判断されるものを処分する。	道管理部管内の旧事務所など5棟及び稼働率の低下や使用見込みのない施設11棟を取り壊した。 また、池の台管理部の土地について、常総国道事務所より国道敷地確保のため譲渡要請があり、不要財産として売買契約を締結し、105百万円を国庫納付した。併せて藤本・大わし管理部（種苗管理センター北海道中央農場）の土地について、北海道及び北広島市より道道などの敷地確保のため譲渡要請があり、不要財産として売買契約を締結し、89百万円を国庫納付した。	
5 繰越欠損金の着実な縮減 (第3の6で評価を行う。)	(6) 繰越欠損金の着実な解消 繰越欠損金の解消に向けた令和7年度までの計画を着実に実施し、本計画第1の6(2)①で定めた取組を講じながら、当該計画を適切に見直すなど、繰越欠損金の着実な解消を図る。	(6) 繰越欠損金の着実な解消 1の6(2)で評価	
	2 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において59億円、農業機械化促進業務勘定において2億円、基礎的研究業務勘定において9億円、民間研究特例業務勘定において1億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員の人件費の遅配及び事業費等の支払い遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払の時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。	2 短期借入金の限度額 該当なし。	
	3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 民間研究特例業務勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金については、業務の状況を踏まえつつ、順次、国庫納付等を行う。	3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 【農業技術研究業務勘定】 池の台管理部の土地について、常総国道事務所より国道敷地確保のため譲渡要請があり、不要財産として売買契約を締結し、105百万円を国庫納付した。併せて藤本・大わし管理部（種苗管理センター北海道中央農場）の土地について、北海道及び北広島市より道道などの敷地確保のため譲渡要請があり、不要財産として売買契約を締結し、89百万円を国庫納付した。（Ⅲ-1-(5)再掲） 【民間研究特例業務勘定】 令和2年度に償還期限を迎えた保有有価証券に係る出資金（3億円）について、8月に一部払い戻しを希望する各民間企業などの出資者に対して払戻し（1.0億円）を行った。	
	4 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	4 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	

	西日本農業研究センター綾部研究拠点の跡地（上野地区：京都府綾部市上野町上野 200 番他、青野ほ場：京都府綾部市青野町東吉備前 50 番他、位田ほ場：京都府綾部市位田町石原 82 番 1、以久田野ほ場：京都府綾部市栗町大野 1 番 5 他、計 62,908m2）について、現有既存施設解体撤去の設計を行う。 5 剰余金の使途 剰余金なし。	西日本管理部の旧綾部研究拠点内 4 箇所の跡地利用に向けて、上野地区の解体撤去工事設計を進めるとともに、以久田野地区の解体撤去工事に着手した。 5 剰余金の使途 該当なし。	
--	--	---	--

令和３年度計画											令和３年度の実績										
【農業技術研究業務勘定】											【農業技術研究業務勘定】										
(１) 予算											(１) 予算										
令和３年度予算											令和３年度予算										
(単位：百万円)											(単位：百万円)										
区 分	マネジメントセグメント	基盤技術セグメント	研究セグメントⅠ	研究セグメントⅡ	研究セグメントⅢ	研究セグメントⅣ	種苗管理セグメント	計	農研勘定共通	合計	区 分	マネジメントセグメント	基盤技術セグメント	研究セグメントⅠ	研究セグメントⅡ	研究セグメントⅢ	研究セグメントⅣ	種苗管理セグメント	計	農研勘定共通	合計
収入											収入										
前中長期目標期間からの繰越金	5,487	71	55	167	226	227	0	6,234	0	6,234	前中長期目標期間からの繰越金	5,487	71	55	167	226	227	0	6,234	0	6,234
運営費交付金	16,549	2,807	5,236	7,647	5,312	4,004	2,316	43,870	10,512	54,382	運営費交付金	16,543	2,807	5,242	7,647	5,312	4,004	2,316	43,870	10,512	54,382
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841	うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841
うち補正予算による追加	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056	うち補正予算による追加	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	1,650	施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	699	699
うち補正予算による追加	0	0	0	0	0	0	0	0	994	994	うち補正予算による追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託収入	34	604	623	865	691	450	8	3,275	0	3,275	補助金等収入	3	0	3	41	28	12	6	93	0	93
諸収入	0	0	6	0	0	0	4	10	12	22	受託収入	32	314	1,010	585	1,339	1,383	7	4,670	0	4,670
											諸収入	333	64	129	67	66	42	219	919	124	1,043
											不要財産売却収入	0	0	0	0	0	0	0	0	194	194
計	22,070	3,482	5,920	8,679	6,229	4,682	2,329	53,389	12,174	65,563	計	22,398	3,256	6,439	8,506	6,971	5,668	2,549	55,786	11,530	67,315
支出											支出										
業務経費	8,631	1,724	1,514	1,990	1,513	1,093	457	16,922	0	16,922	業務経費	4,299	1,438	1,335	1,739	1,343	962	617	11,733	0	11,733
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841	うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	28	270	6	26	1	84	0	416	0	416
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056	うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	1,650	施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	699	699
受託経費	34	604	623	865	691	450	8	3,275	0	3,275	補助金等経費	3	0	3	41	28	12	6	93	0	93
											受託経費	30	303	979	534	1,373	1,367	7	4,593	0	4,593

一般管理費	133	0	0	0	0	0	0	133	2,418	2,551
人件費	7,785	1,083	3,728	5,656	3,799	2,911	1,864	26,825	8,106	34,932
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	5,487	71	55	167	226	227	0	6,234	0	6,234
計	22,070	3,482	5,920	8,679	6,229	4,682	2,329	53,389	12,174	65,563

[注記]

1 「前中長期目標期間からの繰越金」は、第5期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト及び官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費を計上した。

2 運営費交付金は、令和3年度政府当初予算、官民研究開発投資拡大プログラム予算の追加額及び補正予算の追加額による運営費交付金予算を計上した。

3 施設整備費補助金は、令和3年度政府当初予算及び補正予算の追加額による施設整備費補助金予算を計上した。

4 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。

5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

一般管理費	120	0	0	0	0	0	0	120	2,273	2,393
人件費	7,484	1,052	3,687	5,550	3,735	2,837	1,815	26,160	7,998	34,158
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	3,416	47	44	125	178	185	0	3,995	0	3,995
不要財産売却による国庫納付	0	0	0	0	0	0	0	0	194	194
翌年度への繰越金	7,128	405	361	466	347	290	106	9,103	258	9,361
計	22,481	3,246	6,410	8,455	7,004	5,652	2,551	55,797	11,423	67,220

[注記]

1 「前中長期目標期間からの繰越金」は、第5期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト及び官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費を計上した。

2 運営費交付金は、令和3年度政府当初予算、官民研究開発投資拡大プログラム予算の追加額及び補正予算の追加額による運営費交付金予算を計上した。

3 施設整備費補助金は、令和3年度政府当初予算及び補正予算の追加額による施設整備費補助金予算を計上した。

4 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。

5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 収支計画

令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	マネジメントセグメント	基盤技術セグメント	研究セグメントⅠ	研究セグメントⅡ	研究セグメントⅢ	研究セグメントⅣ	種苗管理セグメント	計	農研勘定共通	合計
費用の部	22,120	3,480	5,911	8,664	6,219	4,675	2,327	53,397	9,914	63,311
経常費用	22,120	3,480	5,911	8,664	6,219	4,675	2,327	53,397	9,901	63,298
人件費	7,250	1,009	3,472	5,268	3,538	2,711	1,736	24,982	4,234	29,216
賞与引当金繰入	518	72	248	376	253	194	124	1,785	539	2,324
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	2,786	2,786
業務経費	12,955	1,647	1,442	1,988	1,591	1,215	415	21,252	0	21,252
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056
受託経費	29	517	533	740	591	386	7	2,803	0	2,803
一般管理費	133	0	0	0	0	0	0	133	2,117	2,251
減価償却費	1,236	236	215	292	247	171	46	2	224	2,666
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 収支計画

令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	マネジメントセグメント	基盤技術セグメント	研究セグメントⅠ	研究セグメントⅡ	研究セグメントⅢ	研究セグメントⅣ	種苗管理セグメント	計	農研勘定共通	合計
費用の部	14,885	2,905	6,260	8,339	6,764	5,280	2,483	46,917	9,704	56,621
経常費用	14,878	2,890	6,253	8,330	6,759	5,276	2,480	46,866	9,617	56,483
人件費	6,892	974	3,401	5,124	3,450	2,615	1,680	24,137	4,091	28,228
賞与引当金繰入	510	69	252	375	251	196	118	1,771	331	2,102
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	2,415	2,415
業務経費	7,102	1,048	1,316	1,746	1,385	1,013	566	14,174	0	14,174
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	28	93	2	19	1	84	0	226	0	226
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
補助金等経費	1	0	3	35	28	2	6	75	0	75
受託経費	30	321	791	432	1,008	1,145	7	3,734	0	3,734
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,542	2,542
減価償却費	343	478	490	617	637	306	103	2,975	238	3,213
財務費用	1	10	0	0	0	0	0	11	0	11
臨時損失	6	5	7	9	6	4	3	40	87	126

	収益の部	16,634	3,417	5,864	8,509	6,003	4,454	2,328	47,209	9,990	57,199			収益の部	11,332	2,924	6,099	8,183	6,502	5,103	2,507	42,650	10,328	52,979	
	運営費交付金収益	14,851	2,584	4,853	7,089	4,903	3,698	2,146	40,123	6,428	46,552			運営費交付金収益	10,193	2,071	4,464	6,612	4,602	3,453	2,016	33,411	6,644	40,055	
	うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841			うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	28	93	2	19	1	84	0	226	0	226	
	うち補正予算による追加	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056			うち補正予算による追加	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	諸収入	0	0	6	0	0	0	4	10	12	22			諸収入	323	67	141	85	81	57	221	974	78	1,052	
	受託収入	34	604	623	865	691	450	8	3,275	0	3,275			補助金等収入	1	0	3	35	28	2	6	75	0	75	
	資産見返負債戻入	1,232	157	134	179	157	112	45	2,015	224	2,239			受託収入	30	325	858	529	1,148	1,170	7	4,067	458	4,526	
	賞与引当金見返に係る収益	518	72	248	376	253	194	124	1,785	539	2,324			資産見返負債戻入	269	387	374	539	386	222	136	2,313	213	2,526	
	退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	2,786	2,786			賞与引当金見返に係る収益	510	69	252	375	251	196	118	1,771	331	2,102	
	臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	2,415	2,415	
														臨時利益	5	5	6	9	5	3	4	39	189	228	
	法人税等	0	0	0	0	0	0	0	0	76	76			法人税等	0	0	0	0	0	0	0	0	73	73	
	純利益	△5,486	△63	△46	△155	△216	△221	0	△6,188	0	△6,188			純利益	△3,553	19	△162	△155	△263	△177	24	△4,266	551	△3,715	
	前中長期目標期間	5,724	101	81	202	256	249	9	6,621	0	6,621			前中長期目標期間	3,520	65	116	181	159	128	11	4,181	376	4,557	
	繰越積立金取崩額													繰越積立金取崩額											
	総利益	237	38	35	46	40	28	9	433	0	433			総利益	△33	84	△45	26	△103	△49	35	△85	927	842	
〔注記〕													〔注記〕												
1 収支計画は、令和３年度政府当初予算、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費、官民研究開発投資拡大プログラム予算の追加額及び補正予算の追加額を基に予定損益として作成した。													1 収支計画は、令和３年度政府当初予算、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費、官民研究開発投資拡大プログラム予算の追加額及び補正予算の追加額を基に予定損益として作成した。												
2 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費及び前中長期目標期間において、受託収入等で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。													2 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費及び前中長期目標期間において、受託収入等で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。												
3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。													3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。												
(３) 資金計画													(３) 資金計画												

令和３年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	マネジ メント セグメ ント	基盤技術 セグメン ト	研究セグ メントⅠ	研究セグ メントⅡ	研究セグ メントⅢ	研究セグ メントⅣ	種苗管理 セグメン ト	計	農研勘定 共通	合計
資金支出	22,070	3,482	5,920	8,679	6,229	4,682	2,329	53,389	12,174	65,563
業務活動による支出	20,759	3,228	5,688	8,364	5,963	4,498	2,281	50,781	10,313	61,093
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841
うちスマート農業 技術の開発・実 証・実装プロジェ クト	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056
投資活動による支出	1,168	235	217	294	248	171	44	2,375	1,861	4,236
財務活動による支出	143	18	16	21	18	13	5	233	0	233
次年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	22,070	3,482	5,920	8,679	6,229	4,682	2,329	53,389	12,174	65,563
業務活動による収入	16,583	3,410	5,865	8,511	6,003	4,454	2,329	47,156	10,524	57,680
運営費交付金による 収入	16,549	2,807	5,236	7,647	5,312	4,004	2,316	43,870	10,512	54,382
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841
うち補正予算によ る追加	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056		3,056
受託収入	34	604	623	865	691	450	8	3,275	0	3,275
その他の収入	0	0	6	0	0	0	4	10	12	22
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	1,650
施設整備費補助金に よる収入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	1,650
うち補正予算によ る追加	0	0	0	0	0	0	0	0	994	994
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間か らの繰越金	5,487	71	55	167	226	227	0	6,234	0	6,234

〔注記〕

- 資金計画は、令和３年度政府当初予算、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費、官民研究開発投資拡大プログラム予算の追加額及び補正予算による追加額を基に予定キャッシュフローとして作成した。
- 「前中長期目標期間からの積立金」は、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費を計上した。

令和３年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	マネジ メント セグメ ント	基盤技術 セグメン ト	研究セグ メントⅠ	研究セグ メントⅡ	研究セグ メントⅢ	研究セグ メントⅣ	種苗管理 セグメン ト	計	農研勘定 共通	合計
資金支出	21,112	4,016	8,229	10,989	8,633	6,822	3,369	63,170	17,508	80,678
業務活動による支出	13,336	2,457	5,789	7,926	6,173	4,793	2,414	42,888	15,958	58,847
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	21	86	1	19	1	33	0	161	0	161
うちスマート農業 技術の開発・実 証・実装プロジェ クト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による支出	446	192	641	746	430	282	107	2,842	886	3,729
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	0	12	5	7	1	0	0	23	0	23
うちスマート農業 技術の開発・実 証・実装プロジェ クト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	62	15	21	23	25	20	6	173	217	390
次年度への繰越金	7,268	1,352	1,777	2,295	2,005	1,727	842	17,267	446	17,712
資金収入	21,112	4,016	8,229	10,989	8,633	6,822	3,369	63,170	17,508	80,678
業務活動による収入	16,912	3,217	6,283	8,329	6,631	5,290	2,557	49,219	11,071	60,291
運営費交付金による 収入	16,549	2,807	5,236	7,647	5,312	4,004	2,316	43,870	10,512	54,382
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	77	404	151	100	2	108	0	841	0	841
うち補正予算によ る追加	3,056	0	0	0	0	0	0	3,056	0	3,056
補助金等収入	1	0	4	42	33	3	7	90	0	90
受託収入	31	341	898	553	1,202	1,225	7	4,258	480	4,738
その他の収入	331	69	145	88	83	58	227	1,000	80	1,080
投資活動による収入	47	1	11	52	15	4	54	183	1,319	1,502
施設整備費補助金に よる収入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257	1,257
うち補正予算によ る追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	47	1	11	52	15	4	54	62	62	124
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間か らの繰越金	4,152	799	1,935	2,608	1,988	1,528	758	13,768	5,118	18,886

〔注記〕

- 資金計画は、令和３年度政府当初予算、第５期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費、官民研究開発投資拡大プロ

3

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額及び「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。

4

「投資活動による支出」は、有形固定資産の購入費を計上した。

5

「財務活動による支出」は、リース債務返済による支出額を計上した。

6

「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。

7

「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。

8

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【農業機械化促進業務勘定】

(1) 予算

令和3年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,797
施設整備費補助金	146
受託収入	4
諸収入	56
計	2,003
支出	
業務経費	833
施設整備費	146
受託経費	4
一般管理費	54
人件費	967
計	2,003

[注記]

1 運営費交付金は、令和3年度政府当初予算による運営費交付金予算を計上した。

2

「前中長期目標期間からの積立金」は、第5期中長期目標期間に繰越となったスマート農業技術の開発・実証プロジェクト、国際競争力強化技術開発プロジェクト、官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）に要する経費を計上した。

3

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額及び「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。

4

「投資活動による支出」は、有形固定資産の購入費を計上した。

5

「財務活動による支出」は、リース債務返済による支出額を計上した。

6

「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。

7

「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。

8

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【農業機械化促進業務勘定】

(1) 予算

令和3年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,797
施設整備費補助金	50
事業補助金	74
受託収入	60
諸収入	60
計	2,041
支出	
業務経費	623
施設整備費	50
事業補助金	74
受託経費	59
一般管理費	53
人件費	887
翌年度への繰越金	294

- 2 施設整備費補助金は、令和3年度政府当初予算による施設整備費補助金予算を計上した。
- 3 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 4 収入が増加するときは、その範囲内で支出を増加することができる。
- 5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 収支計画

令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,857
経常費用	1,857
人件費	810
賞与引当金繰入	66
退職給付費用	90
業務経費	744
受託経費	4
一般管理費	47
減価償却費	95
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1,855
運営費交付金収益	1,549
諸収入	56
受託収入	4
資産見返負債戻入	89
賞与引当金見返に係る収益	66
退職給付引当金見返に係る収益	90
臨時利益	0
法人税等	4
純利益	△ 6
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	6
総利益	1

[注記]

計	2,039
---	-------

[注記]

- 1 運営費交付金は、令和３年度政府当初予算による運営費交付金予算を計上した。
- 2 施設整備費補助金は、令和３年度政府当初予算による施設整備費補助金予算を計上した。
- 3 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 4 収入が増加するときは、その範囲内で支出を増加することができる。
- 5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 収支計画

令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,655
経常費用	1,649
人件費	686
賞与引当金繰入	54
退職給付費用	71
業務経費	593
受託経費	50
一般管理費	77
減価償却費	118
臨時損失	6
収益の部	1,643
運営費交付金収益	1,220
諸収入	56
受託収入	58
補助金等収益	70
資産見返負債戻入	109
賞与引当金見返に係る収益	54
退職給付引当金見返に係る収益	71
臨時利益	6
法人税等	4
純利益	△16
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	19
総利益	3

[注記]

1 収支計画は、令和３年度政府当初予算を基に予定損益として作成した。 2 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、前中長期目標期間において、受託収入等で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。 3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (３) 資金計画 令和３年度資金計画 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>資金支出</td><td>2,003</td></tr><tr><td>業務活動による支出</td><td>1,766</td></tr><tr><td>投資活動による支出</td><td>237</td></tr><tr><td>財務活動による支出</td><td>0</td></tr><tr><td>次年度への繰越金</td><td>0</td></tr><tr><td>資金収入</td><td>2,003</td></tr><tr><td>業務活動による収入</td><td>1,857</td></tr><tr><td>運営費交付金による収入</td><td>1,797</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>4</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>56</td></tr><tr><td>投資活動による収入</td><td>146</td></tr><tr><td>施設整備費補助金による収入</td><td>146</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr><tr><td>財務活動による収入</td><td>0</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr><tr><td>前中長期目標期間からの繰越金</td><td>0</td></tr></table> [注記] 1 資金計画は、令和３年度政府当初予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。 2 「業務活動による支出」は、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額を控除した額を計上した。 3 「投資活動による支出」は、有形固定資産の購入費を計上した。 4 「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。 5 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。 6 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。	区 分	金 額	資金支出	2,003	業務活動による支出	1,766	投資活動による支出	237	財務活動による支出	0	次年度への繰越金	0	資金収入	2,003	業務活動による収入	1,857	運営費交付金による収入	1,797	受託収入	4	その他の収入	56	投資活動による収入	146	施設整備費補助金による収入	146	その他の収入	0	財務活動による収入	0	その他の収入	0	前中長期目標期間からの繰越金	0	1 収支計画は、令和３年度政府当初予算を基に予定損益として作成した。 2 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、前中長期目標期間において、受託収入等で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。 3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (３) 資金計画 令和３年度資金計画 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>資金支出</td><td>2,624</td></tr><tr><td>業務活動による支出</td><td>1,731</td></tr><tr><td>投資活動による支出</td><td>329</td></tr><tr><td>財務活動による支出</td><td>0</td></tr><tr><td>次年度への繰越金</td><td>564</td></tr><tr><td>資金収入</td><td>2,280</td></tr><tr><td>業務活動による収入</td><td>2,041</td></tr><tr><td>運営費交付金による収入</td><td>1,797</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>57</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>187</td></tr><tr><td>投資活動による収入</td><td>239</td></tr><tr><td>施設整備費補助金による収入</td><td>239</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr><tr><td>財務活動による収入</td><td>0</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>0</td></tr><tr><td>前中長期目標期間からの繰越金</td><td>344</td></tr></table> [注記] 1 資金計画は、令和３年度政府当初予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。 2 「業務活動による支出」は、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額を控除した額を計上した。 3 「投資活動による支出」は、有形固定資産の購入費を計上した。 4 「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。 5 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。 6 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。	区 分	金 額	資金支出	2,624	業務活動による支出	1,731	投資活動による支出	329	財務活動による支出	0	次年度への繰越金	564	資金収入	2,280	業務活動による収入	2,041	運営費交付金による収入	1,797	受託収入	57	その他の収入	187	投資活動による収入	239	施設整備費補助金による収入	239	その他の収入	0	財務活動による収入	0	その他の収入	0	前中長期目標期間からの繰越金	344
区 分	金 額																																																																				
資金支出	2,003																																																																				
業務活動による支出	1,766																																																																				
投資活動による支出	237																																																																				
財務活動による支出	0																																																																				
次年度への繰越金	0																																																																				
資金収入	2,003																																																																				
業務活動による収入	1,857																																																																				
運営費交付金による収入	1,797																																																																				
受託収入	4																																																																				
その他の収入	56																																																																				
投資活動による収入	146																																																																				
施設整備費補助金による収入	146																																																																				
その他の収入	0																																																																				
財務活動による収入	0																																																																				
その他の収入	0																																																																				
前中長期目標期間からの繰越金	0																																																																				
区 分	金 額																																																																				
資金支出	2,624																																																																				
業務活動による支出	1,731																																																																				
投資活動による支出	329																																																																				
財務活動による支出	0																																																																				
次年度への繰越金	564																																																																				
資金収入	2,280																																																																				
業務活動による収入	2,041																																																																				
運営費交付金による収入	1,797																																																																				
受託収入	57																																																																				
その他の収入	187																																																																				
投資活動による収入	239																																																																				
施設整備費補助金による収入	239																																																																				
その他の収入	0																																																																				
財務活動による収入	0																																																																				
その他の収入	0																																																																				
前中長期目標期間からの繰越金	344																																																																				

【基礎的研究業務勘定】		【基礎的研究業務勘定】	
(1) 予算		(1) 予算	
令和3年度予算		令和3年度予算	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入	
前中長期目標期間からの繰越金	157	前中長期目標期間からの繰越金	157
運営費交付金	7,757	運営費交付金	7,757
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256	うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256
うち補正予算による追加	1,795	うち補正予算による追加	1,795
施設整備費補助金	0	施設整備費補助金	0
受託収入	0	受託収入	0
諸収入	1	諸収入	63
計	7,915	計	7,977
支出		支出	
業務経費	7,388	業務経費	4,967
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256	うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,056
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1,795	うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	3
施設整備費	0	施設整備費	0
受託経費	0	受託経費	0
一般管理費	35	一般管理費	33
人件費	335	人件費	303
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	157	前中長期目標期間繰越積立金取崩額	79
計	7,915	翌年度への繰越金	2,540
		計	7,922
[注記] 1 「前中長期目標期間からの繰越金」については、第5期中長期目標期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。 2 運営費交付金は、令和3年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算の追加額による運営費交付金予算を計上した。 3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。		[注記] 1 「前中長期目標期間からの繰越金」については、第5期中長期目標期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。 2 運営費交付金は、令和3年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算の追加額による運営費交付金予算を計上した。 3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。	

(2) 収支計画		(2) 収支計画	
令和3年度収支計画		令和3年度収支計画	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
費用の部	7,922	費用の部	5,286
経常費用	7,922	経常費用	5,286
人件費	293	人件費	336
賞与引当金繰入	23	賞与引当金繰入	27
退職給付費用	27	退職給付費用	17
業務経費	7,545	業務経費	4,851
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256	うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,056
うち前中長期目標期間繰越積立金	157	うち前中長期目標期間繰越積立金	83
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1,795	うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	3
受託経費	0	受託経費	0
一般管理費	31	一般管理費	49
減価償却費	2	減価償却費	6
財務費用	0	財務費用	0
臨時損失	0	臨時損失	0
収益の部	7,769	収益の部	5,242
運営費交付金収益	7,715	運営費交付金収益	5,131
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256	うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,056
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1,795	うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	3
諸収入	1	諸収入	63
受託収入	0	受託収入	0
資産見返負債戻入	2	資産見返負債戻入	4
賞与引当金見返に係る収益	23	賞与引当金見返に係る収益	27
退職給付引当金見返に係る収益	27	退職給付引当金見返に係る収益	17
臨時利益	0	臨時利益	0
法人税等	3	法人税等	3
純利益	△157	純利益	△47
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	157	前中長期目標期間繰越積立金取崩額	83

総利益		0	総利益		36
[注記]			[注記]		
1 収支計画は、令和３年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算による追加額を基に予定損益として作成した。			1 収支計画は、令和３年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算による追加額を基に予定損益として作成した。		
2 「前中長期目標期間繰越積立金取崩額」については、第５期中長期目標期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。			2 「前中長期目標期間繰越積立金取崩額」については、第５期中長期目標期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。		
3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。			3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。		
(３) 資金計画			(３) 資金計画		
令和３年度資金計画			令和３年度資金計画		
(単位：百万円)			(単位：百万円)		
区 分	金 額		区 分	金 額	
資金支出	7,915		資金支出	10,066	
業務活動による支出	7,913		業務活動による支出	7,187	
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256		うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,052	
うち前中長期目標期間繰越積立取崩額	157		うち前中長期目標期間繰越積立取崩額	83	
うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	1,795		うちスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	0	
投資活動による支出	0		投資活動による支出	0	
財務活動による支出	2		財務活動による支出	2	
次年度への繰越金	0		次年度への繰越金	2,877	
資金収入	7,915		資金収入	10,066	
業務活動による収入	7,758		業務活動による収入	7,890	
運営費交付金による収入	7,757		運営費交付金による収入	7,757	
うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256		うち戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）	2,256	
うち補正予算による追加	1,795		うち補正予算による追加	1,795	
受託収入	0		受託収入	0	
その他の収入	1		その他の収入	133	
投資活動による収入	0		投資活動による収入	0	
施設整備費補助金による収入	0		施設整備費補助金による収入	0	
その他の収入	0		その他の収入	0	
財務活動による収入	0		財務活動による収入	0	
その他の収入	0		その他の収入	0	

前中長期目標期間からの繰越金		157	前中長期目標期間からの繰越金		2,177
[注記]			[注記]		
1 資金計画は、令和3年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算による追加額を基に予定キャッシュフローとして作成した。			1 資金計画は、令和3年度政府当初予算、戦略的イノベーション創造プログラム予算及び補正予算による追加額を基に予定キャッシュフローとして作成した。		
2 「前中長期目標期間からの繰越金」については、第5期中長期計画期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。			2 「前中長期目標期間からの繰越金」については、第5期中長期計画期間に繰越となったイノベーション創出強化研究推進事業等に要する経費を計上した。		
3 「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。			3 「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。		
4 「財務活動による支出」は、リース債務返済による支出額を計上した。			4 「財務活動による支出」は、リース債務返済による支出額を計上した。		
5 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。			5 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。		
6 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。			6 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。		
【特定公募型研究開発業務勘定】			【特定公募型研究開発業務勘定】		
(1) 予算			(1) 予算		
令和3年度予算			令和3年度予算		
(単位：百万円)			(単位：百万円)		
区 分		金 額	区 分		金 額
収入			収入		
前中長期目標期間からの繰越金		24	前中長期目標期間からの繰越金		24
運営費交付金		0	運営費交付金		0
施設整備費補助金		0	施設整備費補助金		0
国庫補助金		3,100	国庫補助金		3,100
うち補正予算による追加		3,000	うち補正予算による追加		3,000
受託収入		0	受託収入		0
諸収入		0	諸収入		1
計		3,124	計		3,125
支出			支出		
業務経費		2,049	業務経費		1,833
施設整備費		0	施設整備費		0
受託経費		0	受託経費		0
一般管理費		16	一般管理費		8
人件費		45	人件費		40
翌年度への繰越金			翌年度への繰越金		38
計		2,110	計		1,919
[注記]			[注記]		
1 「前中長期目標期間からの繰越金」については、令和3年度に繰越となった業務経費等を計上した。			1 「前中長期目標期間からの繰越金」については、令和3年度に繰越となった業務経費等を計上した。		

2 国庫補助金は、令和3年度政府当初予算及び補正予算の追加額による国庫補助金予算を計上した。 3 前年度の執行残がある場合は、支出予算を増額して執行できる。 4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (2) 収支計画 令和3年度収支計画 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>費用の部</td><td>2,110</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>2,110</td></tr><tr><td>人件費</td><td>42</td></tr><tr><td>賞与引当金繰入</td><td>3</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>2,049</td></tr><tr><td>受託経費</td><td>0</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>16</td></tr><tr><td>財務費用</td><td>0</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>0</td></tr><tr><td>収益の部</td><td>2,110</td></tr><tr><td>運営費交付金収益</td><td>0</td></tr><tr><td>補助金等収益</td><td>2,107</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>0</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>0</td></tr><tr><td>資産見返負債戻入</td><td>0</td></tr><tr><td>賞与引当金見返に係る収益</td><td>3</td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>0</td></tr><tr><td>法人税等</td><td>0</td></tr><tr><td>純利益</td><td>0</td></tr><tr><td>総利益</td><td>0</td></tr></table> [注記] 1 収支計画は、令和3年度政府当初予算、補正予算による追加額及び前中長期目標期間からの繰越金を基に予定損益として作成した。 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (3) 資金計画	区 分	金 額	費用の部	2,110	経常費用	2,110	人件費	42	賞与引当金繰入	3	業務経費	2,049	受託経費	0	一般管理費	16	財務費用	0	臨時損失	0	収益の部	2,110	運営費交付金収益	0	補助金等収益	2,107	諸収入	0	受託収入	0	資産見返負債戻入	0	賞与引当金見返に係る収益	3	臨時利益	0	法人税等	0	純利益	0	総利益	0	2 国庫補助金は、令和3年度政府当初予算及び補正予算の追加額による国庫補助金予算を計上した。 3 前年度の執行残がある場合は、支出予算を増額して執行できる。 4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (2) 収支計画 令和3年度収支計画 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>費用の部</td><td>1,847</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>1,847</td></tr><tr><td>人件費</td><td>37</td></tr><tr><td>賞与引当金繰入</td><td>3</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>1,800</td></tr><tr><td>受託経費</td><td>0</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>8</td></tr><tr><td>財務費用</td><td>0</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>0</td></tr><tr><td>収益の部</td><td>1,848</td></tr><tr><td>運営費交付金収益</td><td>0</td></tr><tr><td>補助金等収益</td><td>1,843</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>1</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>0</td></tr><tr><td>資産見返負債戻入</td><td>0</td></tr><tr><td>賞与引当金見返に係る収益</td><td>3</td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>0</td></tr><tr><td>法人税等</td><td>0</td></tr><tr><td>純利益</td><td>0</td></tr><tr><td>総利益</td><td>0</td></tr></table> [注記] 1 収支計画は、令和3年度政府当初予算、補正予算による追加額及び前中長期目標期間からの繰越金を基に予定損益として作成した。 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。 (3) 資金計画	区 分	金 額	費用の部	1,847	経常費用	1,847	人件費	37	賞与引当金繰入	3	業務経費	1,800	受託経費	0	一般管理費	8	財務費用	0	臨時損失	0	収益の部	1,848	運営費交付金収益	0	補助金等収益	1,843	諸収入	1	受託収入	0	資産見返負債戻入	0	賞与引当金見返に係る収益	3	臨時利益	0	法人税等	0	純利益	0	総利益	0
区 分	金 額																																																																																				
費用の部	2,110																																																																																				
経常費用	2,110																																																																																				
人件費	42																																																																																				
賞与引当金繰入	3																																																																																				
業務経費	2,049																																																																																				
受託経費	0																																																																																				
一般管理費	16																																																																																				
財務費用	0																																																																																				
臨時損失	0																																																																																				
収益の部	2,110																																																																																				
運営費交付金収益	0																																																																																				
補助金等収益	2,107																																																																																				
諸収入	0																																																																																				
受託収入	0																																																																																				
資産見返負債戻入	0																																																																																				
賞与引当金見返に係る収益	3																																																																																				
臨時利益	0																																																																																				
法人税等	0																																																																																				
純利益	0																																																																																				
総利益	0																																																																																				
区 分	金 額																																																																																				
費用の部	1,847																																																																																				
経常費用	1,847																																																																																				
人件費	37																																																																																				
賞与引当金繰入	3																																																																																				
業務経費	1,800																																																																																				
受託経費	0																																																																																				
一般管理費	8																																																																																				
財務費用	0																																																																																				
臨時損失	0																																																																																				
収益の部	1,848																																																																																				
運営費交付金収益	0																																																																																				
補助金等収益	1,843																																																																																				
諸収入	1																																																																																				
受託収入	0																																																																																				
資産見返負債戻入	0																																																																																				
賞与引当金見返に係る収益	3																																																																																				
臨時利益	0																																																																																				
法人税等	0																																																																																				
純利益	0																																																																																				
総利益	0																																																																																				

令和３年度資金計画

(単位：百万円)

区	分	金	額
資金支出		7,838	
業務活動による支出		2,110	
投資活動による支出		0	
財務活動による支出		0	
次年度への繰越金		5,728	
資金収入		7,838	
業務活動による収入		3,100	
運営費交付金による収入		0	
国庫補助金収入		3,100	
うち補正予算による追加		3,000	
受託収入		0	
その他の収入		0	
投資活動による収入		0	
施設整備費補助金による収入		0	
その他の収入		0	
財務活動による収入		0	
その他の収入		0	
前中長期目標期間からの繰越金		4,738	

[注記]

1

資金計画は、令和３年度政府当初予算、補正予算による追加額及び前中長期目標期間からの繰越金を基に予定キャッシュフローとして作成した。

2

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額を計上した。

3

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【民間研究特例業務勘定】

(１) 予算

令和３年度予算

(単位：百万円)

区	分	金	額
収入			
運営費交付金		0	
施設整備費補助金		0	
出資金		0	

令和３年度資金計画

(単位：百万円)

区	分	金	額
資金支出		7,931	
業務活動による支出		1,969	
投資活動による支出		0	
財務活動による支出		0	
次年度への繰越金		5,962	
資金収入		7,931	
業務活動による収入		3,101	
運営費交付金による収入		0	
国庫補助金収入		3,100	
うち補正予算による追加		3,000	
受託収入		0	
その他の収入		1	
投資活動による収入		0	
施設整備費補助金による収入		0	
その他の収入		0	
財務活動による収入		0	
その他の収入		0	
前中長期目標期間からの繰越金		4,830	

[注記]

1

資金計画は、令和３年度政府当初予算、補正予算による追加額及び前中長期目標期間からの繰越金を基に予定キャッシュフローとして作成した。

2

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額を計上した。

3

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【民間研究特例業務勘定】

(１) 予算

令和３年度予算

(単位：百万円)

区	分	金	額
収入			
運営費交付金		0	
施設整備費補助金		0	
出資金		0	

	業務収入	29			業務収入	7	
	受託収入	0			受託収入	0	
	諸収入	111			諸収入	113	
	計	140			計	120	
	支出				支出		
	業務経費	10			業務経費	9	
	施設整備費	0			施設整備費	0	
	受託経費	0			受託経費	0	
	一般管理費	9			一般管理費	7	
	人件費	42			人件費	37	
	その他支出	109			その他支出	104	
	計	171			計	158	

[注記]

- 1 業務収入は、委託費返還見込額及び売上納付見込額の計画額を計上した。
- 2 諸収入は、受取利息及び有価証券利息の見込額を計上した。
- 3 その他支出は出資者への出資金一部払戻見込額を計上した。
- 4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（２）収支計画

令和３年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	62
経常費用	62
業務経費	30
受託経費	0
一般管理費	32
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	139
運営費交付金収益	0
業務収入	29
諸収入	110
受託収入	0
資産見返負債戻入	0
臨時利益	0

[注記]

- 1 業務収入は、委託費返還見込額及び売上納付見込額の計画額を計上した。
- 2 諸収入は、受取利息及び有価証券利息の見込額を計上した。
- 3 その他支出は出資者への出資金一部払戻見込額を計上した。
- 4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（２）収支計画

令和３年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	92
経常費用	81
業務経費	54
受託経費	0
一般管理費	27
財務費用	11
臨時損失	0
収益の部	119
運営費交付金収益	0
業務収入	9
諸収入	110
受託収入	0
資産見返負債戻入	0
臨時利益	0

	法人税等	0		法人税等	0
	純利益	77		純利益	26
	前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0		前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
	総利益	77		総利益	26

[注記]

1

収支計画は、予算ベースで作成した。

2

経常費用の業務経費、一般管理費については、それぞれに人件費を含んでいる。

3

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 資金計画

令和3年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	655
業務活動による支出	65
投資活動による支出	0
財務活動による支出	109
次年度への繰越金	482
資金収入	655
業務活動による収入	144
運営費交付金による収入	0
事業収入	33
受託収入	0
その他の収入	111
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0
その他の収入	0
前中長期目標期間からの繰越金	511

[注記]

1

資金計画は、予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。

2

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から前払費用、未払い金、賞与引当金を加減した額を計上した。

3

「財務活動による支出」は、出資者への出資金一部払戻見込額を計上した。

	法人税等	0		法人税等	0
	純利益	26		純利益	26
	前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0		前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
	総利益	26		総利益	26

[注記]

1

収支計画は、予算ベースで作成した。

2

経常費用の業務経費、一般管理費については、それぞれに人件費を含んでいる。

3

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 資金計画

令和3年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	583
業務活動による支出	55
投資活動による支出	0
財務活動による支出	104
次年度への繰越金	424
資金収入	583
業務活動による収入	121
運営費交付金による収入	0
事業収入	11
受託収入	0
その他の収入	111
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0
その他の収入	0
前中長期目標期間からの繰越金	462

[注記]

1

資金計画は、予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。

2

「業務活動による支出」は、「業務経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から前払費用、未払い金、賞与引当金を加減した額を計上した。

3

「財務活動による支出」は、出資者への出資金一部払戻見込額を計上した。

4 「業務活動による収入」の「事業収入」は、予算の「業務収入」から長期未収金に計上されている一部返還金を加算した額を計上した。	4 「業務活動による収入」の「事業収入」は、予算の「業務収入」から長期未収金に計上されている一部返還金を加算した額を計上した。
5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。	5 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4. その他

目的積立金等の状況					
【農業技術研究業務勘定】					
(単位：百万円)					
	令和3年度末（初年度）	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	3,307				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務	7,473				
当期の運営費交付金債務交付額(a)	54,382				
うち年度末残高(b)	7,473				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13.7%				
【農業機械化促進業務勘定】					
(単位：百万円)					
	令和3年度末（初年度）	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	24				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務	303				
当期の運営費交付金債務交付額(a)	1,797				
うち年度末残高(b)	303				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.9%				

【基礎的研究業務勘定】

(単位：百万円)

	令和 3 年度末（初年度）	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	426				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務	2,512				
当期の運営費交付金債務交付額(a)	7,757				
うち年度末残高(b)	2,512				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	32.4%				

【特定公募型研究開発業務勘定】

(単位：百万円)

	令和 3 年度末（初年度）	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金					
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務					
当期の運営費交付金債務交付額(a)					
うち年度末残高(b)					
当期運営費交付金残存率(b÷a)					

【民間研究特例業務勘定】

(単位：百万円)

	令和 3 年度末（初年度）	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金					
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務					
当期の運営費交付金債務交付額(a)					
うち年度末残高(b)					
当期運営費交付金残存率(b÷a)					

主務大臣による評価
評定　A <評定に至った理由> 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を着実に進めており、一般管理費、業務経費ともに中長期計画に基づく削減の数値目標（一般管理費３％、業務経費１％）を達成している※。 ※国から支出する運営費交付金について、一般管理費で３％、業務経費で１％を削減した額で措置。 特に、国立研究開発法人として初めて、期間進行基準を採用していた一般管理費の一部に業務達成基準を採用する取組を行ったことから、予算の計画的な執行が可能となったことは高く評価できる。また、第５期中長期計画期間には、研究セグメントの収益化単位である大課題ごとに予算と実績を管理する体制を構築するとともに、理事長裁量経費を確保（令和３年度：19.4億円）し、重点分野への重点的な予算配分を行うこととしており、予算の機動的、効率的な執行が行われている。 自己収入の確保については、大型プロジェクト室が中核となり、国家プロジェクト獲得を推進するとともに、外部資金の獲得に応じて大課題推進費を配分する「外部資金獲得実績枠」を新たに設け、外部資金の獲得（特に民間資金の獲得）にインセンティブを与え、外部資金の獲得の強化に積極的に取り組んでいる。その結果、公的外部資金 7,109 百万円（前年度 5,544 百万円）、民間資金 652 百万円（前年度 647 百万円）を獲得し、外部資金全体で前年度より 15 億円以上の増という実績を上げている。 保有財産の処分については、使用見込みのない施設等 16 棟を取り壊すなどし、処分を着実に実施している。 以上のように、財務内容の改善に向けて、業務達成基準等に基づく運営費交付金の執行管理を適切かつ効果的に実施しているほか、予算配分の最適化に向けた見直しや外部資金など自己収入の確保、保有資産の処分にも積極的に取り組んでおり、年度計画を越えた実績を上げたことから、A 評定とする。 <今後の課題> 引き続き一般管理費３％、業務経費１％の効率化が求められることから、効率的な予算配分、執行を進めるとともに、自己収入の更なる確保に努める必要がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－1	ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2－①その他の指標						
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
（2）コンプライアンスの推進 法令遵守に向けた取組実績（職員研修等の開催件数等）（回）	24					
（5）環境対策・安全管理の推進 不要となった化学物質の処分実績 不要となった生物材料等の処分実績（件） 環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績（回）	12,951					
	26					
	188					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（1）内部統制システムの構築 国立研究開発法人は、高度なガバナンス、適正な PDCA サイクルの下での法人運営が必須である。第 4 期には、法人統合後のガバナンス体制、評価体制を構築したが、今後は、役員の役割・権限・責任をさらに明確にし、理事長のトップマネジメントによる内部統制をさらに強化する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。	（1）内部統制システムの構築 ア 理事長のトップマネジメントの下、役員の分担、権限、責任を更に明確にして業務運営を行うとともに、役員会を定期的に開催し、理事長の意思決定を補佐する。 イ 本部・各部門等が参画する会議や各組織の指揮命令系統を通じ、理事長のトップマネジメントを徹底する。 ウ 内部統制委員会を司令塔として、農研機構における内部統制を強化する。 エ リスク管理委員会において、業務運営の妨げとなるリスクを洗い出し、リスク低減に必要な対応を行う。 オ リスクに対する対応状況についてのモニタリング機能を強化し、内部監査を行う。 カ 適正で効率的な評価を実施することにより業務運営の改善を行うとともに、評価結果を次年度の計画に適切に反映する。また、農研機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を深めて、モチベーションの向上につなげる。
（2）コンプライアンスの推進 農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。 研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局、林野庁長官、水産庁長官通知）等を踏まえ対策を強化する。	（2）コンプライアンス・研究に係る不正防止の推進 ア 内部統制統括責任者の指揮の下、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。 イ 農研機構の内外からの法令違反等に関する通報等に対応するとともに、法令遵守や倫理保持のための役職員に対する教育・啓発活動を実践する。 ウ 国が定めたガイドラインに則って、研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用を防止するための規程の改正を図りつつ、具体的な不正防止計画を策定して研究活動の適正化に努める。
（3）情報公開の推進	（3）情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。		公正な法人運営を実現し、農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ積極的に対応する。	
（４）情報セキュリティ対策の強化 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。		（４）情報セキュリティ対策の強化 ア 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。 イ 最新の技術に対応しながら、高度化するサイバー攻撃に対応できる農研機構 LAN システムへと再編を進めるとともに、不正アクセス等への監視体制を強化し、情報システムを安定的に運用する。 ウ 情報セキュリティ教育、情報セキュリティ監査及び情報システムの脆弱性診断を通じて情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策を改善する。 エ 保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。	
（５）環境対策・安全管理の推進 化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。		（５）環境対策・安全管理の推進 ア 毒劇物・化学物質・放射性同位元素等、規制のある物質については、化学物質管理システムにより、適正管理の徹底を図る。 イ 規制のある生物材料等については、事業場ごとの管理体制を構築し、適正入手、適正管理を徹底する。また、遺伝子組換え実験、動物実験及び人を対象とした研究等については、法令又はガイドライン等に従い適正に実施する。 ウ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号）に基づき、環境配慮等の状況等を記載した環境報告書を公表する。併せて、国が推進する温室効果ガスの削減目標に基づき、事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組む。 エ 「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき、農研機構内で使用するエネルギーの削減を図り、毎年度の使用量を取りまとめ定期報告書を提出する。 オ 責任と権限・指示命令系統を明確化した安全衛生管理体制を確立して事故等を未然に防止する対策を強化し、労働災害や危険がゼロとなる職場環境を整える。 カ 防災教育や訓練等による職員の防災意識の向上、必要な設備の設置・管理、自衛消防隊など防災に関する組織体制の充実を図る。	

評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）内部統制システムの構築 【評価の視点】 ・理事長のリーダーシップの下、役員による迅速な意志決定ができる内部統制の仕組みがどのように構築され、運用されているか。それにより業務がどれだけ円滑に行われているか。	（１）内部統制システムの構築 ア 当該年度に重点的に取り組む事項を明確にした理事長による組織目標を年度当初に策定し、各組織が責任を持って当該目標に取り組めるよう周知を行う。また、役員の役割分担を見直し、分担、権限、責任を適正化するとともに、定期的に役員会を開催し、法人として迅速・的確な意思決定を行う。 イ 理事長のトップマネジメントを徹底し、業務運営の適切な執行を確保するため、所長・管理部長会議を定期的に開催し、重要事項を的確に情報共有する。	（１）内部統制システムの構築 ア 理事長のトップマネジメントの下、毎年度の組織目標を策定して組織として重点的に取り組む目標を明確化し、当該組織目標をブレイクダウンすることにより、法人全体として統一的な取組を行った。また、役員会を月２回以上開催し、迅速な意思決定を行った。 イ 理事長のトップマネジメントを徹底するため、全役員の出席の下、所長・管理部長会議を月１回開催し、業務の進捗状況を確認し、業務運営の適切な執行を確保した。 理事及び本部から、伝達が必要な事項の周知を徹底するとともに、重要事項である「みどりの食	<評定と根拠> 評定：B 根拠：研究推進担当理事の責任明確化、内部統制上の情報伝達のための会議の位置づけ明確化などにより内部統制の強化を図るとともに、コンプライアンスについては、研修の実施、研究費不正防止計画の改正、相談への対応などを着実に進めた。リスク管理として南海トラフ地震を想定した農研機構として初めて

<その他の指標> ・内部統制システムの構築と取組状況	ウ 内部統制上の重大な問題の把握を行い、当該問題の改善策の検討を行うほか、内部統制の推進に関する重要事項につき内部統制委員会で確実に検討を行う。	料システム戦略」については、農林水産省からの説明会を開くなど、的確な情報共有を行った。 ウ 研究推進担当理事が研究課題だけでなく研究所にも責任を持つ体制とし、内部統制を強化した。 所長・管理部長会議は第１部と第２部に分け、第１部を内部統制上の情報伝達のための会議として位置づけを明確化した。 内部統制上の重大な問題を検討するため、内部統制委員会を１１回開催し、改善策の検討、解決に努めた。 研究資源や研究成果の適正な取扱いを担保するため、採用時及び退職時に必要事項を確認する体制を構築した。 研究用生物材料の取扱について不適切な事例を確認し、再発防止策の策定と実施を適切に行った。	となる広域防災訓練を実施した。また、新たに効果的・効率的な評価体制を構築し、客観的な評価を行った。さらに、新たな端末セキュリティシステムの導入や階層別研修の実施、資産の一元的管理体制の構築や統一的な指示により、温室効果ガスの削減目標を前倒しで達成、またエネルギー使用量の削減により経済産業省からＳ評価を６年連続で獲得するなど、情報セキュリティの強化や環境対策を着実に進めた。安全管理については、職員及び契約職員などへ作業指示を行う職員を対象に職長教育を実施して必要な知識を付与した上で、全ての作業において職長を明確化し、労働災害の未然防止対策を徹底したことにより、災害発生の頻度を表す「休業災害度数率」が全産業平均（R2：1.95）を大きく下回った。 以上、年度計画を上回る成果を出したが、不適切な生物材料の取扱い及びセクハラ事案各１件を確認したことから、自己評定をＢとした。 <課題と対応> 内部統制機能の強化のために、エリア管理体制の導入に合わせた内部統制の体制を整備する。また、日常的なモニタリングの報告、内部統制システムが機能しているかなどを点検・評価・是正する仕組みを構築する。
	エ 令和２年度に行ったリスクの洗い出しを参考として、農研機構のリスクを把握するために、研究所と事業場のヒアリングを行う。その上で対応すべきリスクの優先順位を決定し、対策を実施する。	エ 年間９回のリスク管理委員会を開催し、農研機構におけるリスク管理を推進した。 リスク管理部により本部各部、研究所及び管理部に対して行ったリスクの対応状況に関するヒアリングの結果と令和２年度に行ったリスクの洗い出しの分析から、優先対応リスクとして「労働時間の管理に関するリスク低減と業務の効率化」を定め、対応の計画を立て検討を開始した。 またこれとは別に、早急に対応する必要のあるリスク課題（「安全保障輸出管理」、「研究の国際化及びオープン化に伴う研究情報の海外流出防止」、「生産物管理」及び「災害対応」）を定め、部署横断的なワーキンググループを結成して対応策を策定した。 新型コロナウイルス感染の拡大に対しては、副理事長を中心とした新型コロナウイルス対策会議をオンラインで随時（令和３年度４４回）開催し、政府や各自治体の要請を遵守した対応策を策定した。これらの対応策を管理本部ラインで周知徹底し、感染防止対策と業務の両立を図った結果、感染者発生率は、全国の発生率と比べて低い水準となっている。	
	オ 内部監査については、理事長の指示の下に、リスク管理の状況やモニタリング結果、前年度の監査結果を踏まえて、重点監査項目を設定し、監事監査及び会計監査人監査との連携により、効果的かつ効果的に実施する。	オ 理事長の指示の下、令和３年度の内部監査の重点監査項目を設定した実施計画を策定した。 内部監査では、監査対象部署に対するモニタリングを実施し、監査対象部署及び本部担当部署などに対して監査結果の情報共有及び改善に向けて必要な提言を行った。 監査の実施に当たっては、監事監査及び会計監査人監査と連携し、監査項目・時期の重複の調整を行い、効果的・効果的な監査を実施した。	
	カ 令和３年度から開始する新たな評価システムについて、円滑に実施するためのルールを整備し役職員への周知を図ることで、機構内評価及び大臣評価に係る業務を着実に実施する。また、新たな評価システムにおける外部委員（レビューア及び評価委員）の選定を行う。評価結果は次年度の計画及び業務運営に適切に反映させる。また、所長・管理部長会議等を通じて理事長の理念を法人全体で共有するとともに、理事長が	カ 第５期中長期計画に対応した評価システムを新たに構築し、厳正な自己評価を実施した。評価単位となる９つのセグメントに対応した評価システムにより、セグメントごとに外部ピアレビューアを招聘して実績を検討した。農研機構評価委員会を新たに設置し、多様な分野の第一人者を外部評価委員として招聘した。評価戦略会議で検討した農研機構の運営全体に対する自己評価の妥当性を審議した。 令和２年度及び第４期末実績の主務省評価では、理事長のリーダーシップによるマネジメント改革が極めて高い評価を受けた。第５期は改革が成果につながる業務運営を組織目標に設定し、所長・管理部長会議などにおいて目標の共有を図り、業務の進捗管理を行った。	

	策定する法人全体の組織目標をブレイクダウンして各組織の目標を設定し、役職員それぞれが自らの業務の位置付けを意識しながら業務に当たれるようにする。		
（２）コンプライアンスの推進 【評価の視点】 ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための事前の取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・法令遵守や倫理保持に向けた取組実績（職員研修等の開催件数等） ※職員研修の開催実績は表中に記載	（２）コンプライアンス・研究に係る不正防止の推進 ア コンプライアンスの責任体制を明確化し、内部統制統括責任者の指示の下、管理部長及び研究所の長を通じて機構全体のコンプライアンス意識の向上を図る。 イ コンプライアンス相談窓口に対する通報や相談に対して迅速に対応し、解決を図る。役職員のコンプライアンス意識の向上につながる研修、職場ミーティング及び各種の啓発活動を実施する。 ウ 研究費不正防止計画に従い、担当部署において確実に対応策を実施するとともに、定期的にモニタリングを行う。特に、資金配分先等の研究費不正防止についてのモニタリングについても強化する。また、研究不正防止については、職員に対して独自の教材を用いた教育を徹底するとともに、各種の啓発活動を通じて研究倫理の意識向上を図る。	（２）コンプライアンス・研究に係る不正防止の推進 ア コンプライアンスの責任体制を明確化し、内部統制統括責任者（副理事長）の指示の下、機構全体のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。コンプライアンス事案については、理事（種苗管理、リスク管理担当）が所長・管理部長会議に報告し、管理部長及び所長などを通じて、機構全体に周知徹底した。 イ コンプライアンス相談については、相談者の意向を尊重しつつ、対象者への事実確認を迅速に行い、解決に向けて取り組むとともに、コンプライアンス推進室への通報相談（40件）について、関係部署と連携して、適切に対処した。なお、令和２年度に相談のあったセクハラ事案１件について、懲戒処分を行い、公表した。 ９月30日にパワーハラスメント防止に関する幹部研修、１月27日にハラスメントに関する研修を実施した。また、定期的にコンプライアンス便りを発行（12回）し、職場ミーティングの課題の提供を行うなど啓発活動を行い、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ウ 令和２年度の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に対応して研究費不正防止計画を改正し、計画に従って確実に対応策を実施した。 研究費不正防止の管理責任者（管理本部長及び企画戦略本部長）は、四半期に１度、日常的モニタリングの実施状況について、管理部長及び研究所長などから報告を受け、その結果をリスク管理委員会及び内部統制委員会に報告するとともに、問題点やヒヤリハット事例については所長・管理部長会議において共有した。 資金配分に関わる部署における資金配分先などへの研究費不正防止策の実施状況について、リスク管理部によるモニタリングを行い、内部監査でモニタリングの状況を確認するなど、研究不正防止の対策が確実に取られていることを確認した。 全役職員に対して独自の教材を用いたコンプライアンス教育を行う（受講率：100%）とともに、研究職員などに対しては、研究費不正防止のための教育（受講率：100%）及び研究倫理教育（受講率：100%）をe-ラーニング形式で行い、倫理意識の向上を図った。 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査に対して適切に対応した。	

（３）情報公開の推進 【評価の視点】 ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求へどのような対応が行われているか。 ＜その他の指標＞ ・情報公開対応状況	（３）情報公開の推進 法人運営の透明性を確保するため、法人情報等をホームページに適切に掲載するとともに、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応する。	（３）情報公開の推進 法令などにより公表が義務付けられた法人情報について、適時ホームページに掲載して適切な情報公開を行った。また、情報開示請求（８件）に対して、適正かつ迅速に対応した。	
（４）情報セキュリティ対策の強化 【評価の視点】 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた事前の情報セキュリティ対策がどのようになされているか。情報セキュリティ・インシデントは生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・情報セキュリティ取組状況	（４）情報セキュリティ対策の強化 ア 政府統一基準を反映して改訂した情報セキュリティ・ポリシーを適切に運用するとともに、IT 機器等の調達に係る政府申合せに即した取組を行う。	（４）情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ・ポリシーについて、政府統一基準群（令和３年）の一部を先取りする形で実施手順書を見直した。 IT 機器などの調達に関しても、政府申合せに即した対応を行った。	
	イ 農研機構の本部地区においてネットワーク分離によりセキュリティの向上した農研機構 LAN システムの運用を開始するとともに、未知のウイルスにも対処できる新たな端末セキュリティシステム、持出端末を遠隔監視できるシステムの運用を開始する。また、農研機構のつくば地区において入退館管理システムの導入に着手する。	イ 本部地区においてネットワーク分離へ向けた無線 LAN の運用を開始した。 未知のウイルスにも対処できる端末セキュリティシステムである FALCON の運用を開始し、不審な振る舞いをするプログラムの監視及び抑止の実施及びインシデント（疑い含む）発生時の遠隔によるネットワーク遮断が可能となった。 また、持出端末を遠隔監視できるシステムとして、MobileIron の運用を開始した。 つくば地区への入退館管理システムについては、世界的な半導体不足の影響により、令和３年度内の機材調達が困難であることが判明したため、令和３年度は工事契約を締結し、システムの導入に着手した。	
	ウ 情報セキュリティ対策推進計画に即して階層別教育・自己点検、情報セキュリティ監査、情報システムの脆弱性診断を行うとともに、実施結果を分析し、次年度の対策に反映すべき点を把握する。	ウ 情報セキュリティに関する階層別教育・自己点検を実施した（情報セキュリティ責任者向け：５月、全職員向け：１１月、課室情報セキュリティ責任者向け：１２月など）。 監査室による情報セキュリティ監査は観音台第３管理部、西日本管理部の２つの管理単位を対象に１月中に実施した。 外部公開サーバのプラットフォーム脆弱性診断（６月、１２月）及びアプリケーション脆弱性診断（８月～１１月）を実施し、脆弱性が発見されたものについて管理者への対応指示及び再診断を行い、脆弱性対応を徹底した。	
	エ 階層別教育等を通じて個人情報、研究成果等の適正な取扱いの徹底を図るとともに、保有個人情報の管理について点検・指導を行う。	エ 個人情報について、全職員向け情報セキュリティ教育（１１月～１２月）により適正な取扱いの徹底を図ったほか、総務省の「個人情報の保護に関する法律の施行状況調査」（７月～９月）において保有個人情報の点検・指導を実施した。 また、研究職員の各階層研修においては、研究成果や特許情報の適正な取扱いについてカリキュラムに組み込み知識の付与を行った。	

		一般職員の主査研修においては、個人情報や文書などの適正な取扱についてカリキュラムに組み込み知識の付与を行った。	
（５）環境対策・安全管理の推進 【評価の視点】 ・化学物質、生物材料等を適正に管理するシステムが構築・運用されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・研究資材等の適正な管理のための取組状況（不用となった化学物質や生物材料等の処分の実績を含む。） ※化学物質及び生物材料の処分の実績は表中に記載。 【評価の視点】 ・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確化し実施しているか。 ＜その他の指標＞ ・環境負荷低減のための取組状況 ・事故・災害を未然に防止するための安全確保体制の整備状況及び安全対策の状況 【評価の視点】	（５）環境対策・安全管理の推進 ア 化学物質管理システムの改修により可能となった「放射性同位元素」及び「液化ガス保管容器」のシステム登録を進めるとともに、全ての化学物質について、同システムによる適正管理を徹底する。 イ 規制実験について、機構で統一化した新たな審査体制を構築するとともに、事業場ごとの現場の管理体制を強化する。 ウ 資産・環境管理委員会において、政府の環境政策に基づき、温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動を積極的に推進し、環境報告書を公表する。 エ 資産・環境管理委員会においてエネルギー使用量の節減のための課題を整理し、省エネルギーを一体的に取り組み、定期報告書を提出する。 オ 「労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、責任と権限・指示命令システムを明確化した安全衛生管理体制の下、労働災害を未然に防止する対策を強化するとともに、労働災害に関する情報を農研機構内で共有し、防災意識の高揚、労働災害事故発生時の対応等の徹底を図る。また、リスクアセスメント講習、衛生管理者能力向上研修の実施に加え、作業責任者を対象とする「農研機構版職長教育」を労	（５）環境対策・安全管理の推進 ア 「放射性同位元素」及び「液化ガス保管容器」が登録できるよう化学物質管理システムの改修を行い、液化ガス保管容器は 436 点全ての登録を完了し、放射性同位元素については登録作業を進めている。これにより、今後全ての化学物質について、同システムによる適正管理が行える環境を構築した。 イ 法令等に基づく動物実験の審査については、従来から研究所単位での委員会で審査を実施してきたが、組織横断的な 6 つの専門委員会に再編成し、機構本部による審査の一元管理体制を構築することにより、審査の効率化・高度化を図った。遺伝子組換え実験の審査についても同様に、審査の一元管理体制の構築に向けて、オンライン審査システムを整備した。 横浜植物防疫所長から、農林水産大臣の許可を得て輸入した輸入禁止品について大臣許可違反があったことが通知された。これを受けて、生物研究材料に関する部署横断的なワーキンググループを結成して、従来は研究所単位で管理してきた体制を見直し、機構で統一化した管理体制の検討を開始した。 ウ 資産・環境管理委員会が中心となって事務・事業における温室効果ガスの排出削減に取り組み、政府目標（2030 年度までに 2013 年度比で 26％削減）を前倒しで達成し、農研機構環境報告書 2021 として公表した。また、令和 3 年度、政府による地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出削減計画の見直し（同上 50％削減）に連動し、「農研機構の事務・事業に関し温室効果ガスの排出の抑制などのため実行すべき措置について定める実施計画」及び「環境マスタープラン」を見直した。 エ 研究・業務の増加、新型コロナウイルス感染防止対策の実施、気温の変動に伴い、いくつかの事業場ではエネルギー使用量が増加したものの、資産・環境管理委員会において省エネルギーを一体的に取り組み、機構全体ではエネルギー使用量に係る過去 5 年間の平均原単位変化 1 ％以上の削減を達成し、経済産業省による令和 3 年公表実績において連続 6 年間 S クラス評価を獲得した。 オ 労働災害防止等対策会議を毎月開催し、労働安全衛生に係る情報を農研機構全体で共有した。また、安全衛生関係法令及び農研機構内ルール（労働災害防止のためのガイドライン）に基づいた作業環境の整備、安全を優先した「安全作業手順書」の作成などを組織的に進めるとともに、以下の職長教育を実施した上で、全ての作業において職長を明確化し、休業（重傷）災害の未然防止を図った。 【職長教育】 ・不安全行動による労働災害の発生を未然に防止するため「農研機構版職長教育（新設）」を実施（技術支援部 418 名、種苗管理センター101 名、計 519 名受講）。	

・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。重大な事故が生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績 ※研修の開催実績は表中に記載。	災事故発生率の高い部署（技術支援部、種苗管理センター）から順次実施する。	・契約職員などに作業指示を行う研究職員などを対象に動画による職長教育を実施（職長基礎講習：1,732名受講、危険予知講習：1,815名受講） ・グループ討議によるリスクアセスメントを実施し、結果を基に安全作業手順書を作成する「リスクアセスメント講習」を実施（受講者75名、1人当たり5回受講）。 ・衛生管理者能力向上研修（131名受講） 【休業災害度数率（発生件数）の推移】 H28：1.75(17件)、H29：1.25(12件)、H30：1.25(12件)、R1：0.71(7件)、R2：0.31(3件)、R3：0.31(3件)	
カ 防火・防災訓練や安否確認システムによる報告訓練を通じて、職員の防災意識の向上を図るとともに、自衛消防隊等の体制・運用の確認を行い、非常時に備える。	カ 安否確認システムによる報告訓練を実施し、地震・災害時の安否確認の迅速化を図った。 また、南海トラフ地震を想定した広域防災訓練（15カ所の拠点同時訓練）を実施し、職員の防災意識の向上を図った。また、災害発生時の安否確認、施設・設備被害、情報システム障害を想定した情報伝達訓練を行い、その検証を通じて改善点の抽出・対策を行った。		
主務大臣による評価			
評価 B ＜評価に至った理由＞ 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、月2回以上開催される役員会を通じた迅速な意思決定を行う内部統制システムが構築されている。また、新たに研究推進担当理事が研究所にも責任を持つ体制を整備するとともに、原則として毎月開催する所長・管理部長会議の一部を内部統制上の情報伝達のための会議として位置づけるなど内部統制システムの強化を図っている。 また、リスク管理部において、早急に対応する必要のあるリスク課題（「安全保障輸出管理」、「生産物管理」等）を選定し、部署横断的なワーキンググループにおいて対応策を検討している。こうした中、発生した「セクハラ事案（1件）」、「生物素材の不適切取扱事案（1件）」については、速やかな処分・対応、再発防止に向けた取組を行った。 また、研究費不正防止のための自己点検の仕組みの導入、研究費の適正使用に関する研修の実施、研究倫理研修等の内容充実等の取組を進め、令和3年度に研究費不正は生じなかった。 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ・ポリシー（手順書等）の見直しを実施したほか、新たな端末セキュリティシステムの導入や階層別教育を実施するなど対策を強化している。 環境対策・安全管理については、組織全体でエネルギー使用量を1％以上削減し、省エネ法に基づく事業者クラス分け評価制度において連続6年間S評価を獲得したほか、昨年度に引き続き、温室効果ガスの排出削減目標の前倒しでの達成、全産業平均を大きく下回る休業災害度数率の維持が図られている。さらに、南海トラフ地震を想定した広域防災訓練を農研機構として初めて実施している。 以上のように、理事長のリーダーシップの下、内部統制システムの強化を進め、組織全体のコンプライアンス意識の向上、情報セキュリティ対策の強化、温室効果ガスの排出量削減等を着実に進め、ガバナンスの強化が図られている。確認されたセクハラ事案や不適切な生物材料の取扱い事案については、速やかに対応を行っているが、徹底した発生防止の取組を進める必要がある。これらを勘案しB評価とする。 ＜今後の課題＞ 引き続き内部統制の強化を行うとともに、システムが機能しているかなどの点検・評価・是正する仕組みを構築し、組織全体で、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境・安全管理等の基本的かつ重要な事項に対する意識の向上が図られるよう、不断の取組を進める必要がある。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－2	人材の確保・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2－①モニタリング指標						
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
各種研修の実施状況	開催回数（件）	111				
	研修参加人数（人）	6,081				
女性職員の新規採用率（％）	37.0					
女性管理職の割合（％）	10.4					

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（１）多様な人材の確保と育成 研究開発成果の最大化のためには、多様な人材の集合体としての研究組織の形成が急務である。これまで、外部からのスペシャリストの登用を含む多様な人材確保、マネジメント層の育成等の取組を強化してきたが、引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門における多様な人材の確保・育成の取組を推進することが必要である。 このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づいて制定された農研機構の人材育成プログラムに基づき、農研機構業務の全体をマネジメントできる人材と、管理業務、技術支援業務、種苗管理業務等の各業務分野における専門家の確保・育成と、性別、国籍に依らない、多様な人材の活用を進める。特に研究を担う研究職員については、基礎、応用、実用化段階における優れた人材、学際的な人材の確保・育成を進める。 （２）人事に関する計画 期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野の技術シーズの活用や、先進的ノウハウの活用等による農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。 優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワーク・ライフ・バランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。	（１）多様な人材の確保と育成 ア 多様な人材の集合体としての研究組織の形成に向け、多様な雇用形態や公募方法を活用して人材を確保する。 イ 以下の人材の育成を進める。 ・ 組織をマネジメントできる人材及び多様な分野におけるスペシャリスト ・ 基礎、応用、実用化段階における優れた研究者 ・ 人文・社会科学と自然科学の融合を担う学際的研究人材 ・ 管理業務、技術支援業務、種苗管理業務のエキスパート ウ これらの人材の確保・育成では、性別、国籍に依らず、多様な人材を活用するとともに、外国人の雇用に当たっては、採用後の円滑な業務遂行のための支援を行い、農研機構におけるダイバーシティを推進する。 （２）人事に関する計画 ア クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。 イ 管理職登用の仕組みの改革、組織マネジメント、知的財産管理、広報その他の業務に関するスペシャリストの配置等に取り組むとともに、職種等にとらわれず、職員の能力・特性等に応じて、適材適所に留意した人員配置を行う。また、個人の能力を最大限発揮させるキャリアパスを形成する。 ウ 人件費予算の状況等を踏まえつつ、優秀な若手職員の確保を積極的に行うとともに、再雇用職員及び契約職員については、個人の能力・特性を踏まえて適正な配置を行う。 エ 「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、以下の点に留意しつつ、ダイバーシティの推進に向けた取組を強化する。 ・ 全職員数に占める女性の割合が前期実績（21.3％、令和 3 年 1 月 1 日現在）を上回るよう、積極的に女性を採用する。 ・ 女性管理職の割合が前期実績（9.8％、令和 3 年 1 月 1 日現在）を上回るよう配置する。 ・ 職業生活と家庭生活との円滑かつ持続的な両立を可能とするための環境を整備する。

（３）人事評価制度の改善 公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法等、多様な視点からの適切な評価が可能なものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。		（３）人事評価制度の改善 ア 公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを構築・運用するとともに、評価者のスキルを向上させる。 その際、研究職員の評価については、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法など、多様な視点から適切な評価が可能なものとする。 イ 人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。	
（４）報酬・給与制度の改善 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。 また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。		（４）報酬・給与制度の改善 ア 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため給与水準を毎年度公表する。 イ 多様な人材の確保及び人材育成の推進を図るため、研究開発業務の特性等を踏まえた、より柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組む。	

評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和３年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）多様な人材の確保と育成 ○多様な人材の確保と育成が適切に行われているか。 <評価指標> ・将来の事業展開に即した人材の確保、育成及び活用を行っているか。また、どのような人材育成の取組が行われているか。その結果として、こういった優れた人材が育成され、活用されたか。 ○適材適所の人員配置により職員の能力が発揮できる体制が構築されているか。 <評価指標> ・多様な人材の確保に当たって、クロスアポイ	（１）多様な人材の確保と育成 ア 試験、選考及び任期付等の採用方法を有効に組み合わせ、多様な分野で活躍するプロフェッショナルとなり得る優秀な人材を確保する。また、博士課程等の若手研究者を支援する制度を設計する。 イ 職種別の画一的なキャリアパスを見直し、幅広い知識、高度な専門性、的確な判断力を持つ人材を育成するための新たな人材育成プログラム案を策定するとともに、以下の取組を行う。 - 優れた研究者を育成するための新たなキャリアパスを設計する。 - 階層別研修を実施するとともに、昇任前研修の充実を図り、研修効果等の評価に基づいた人事配置を促進する。また、管理職層を対象として組織マネジメントに必要な問題発見・解決能力の向上を目的とした研修を実施する。 - 若手研究職員について、３年間の育成計画を作成するとともに、OJT 担当者の研修を実施する。 - 在外研究員制度について、従来の自薦方式に加えて、戦略的・計画的に派遣者及び派遣機関を選定するよう制度を見直す。	（１）多様な人材の確保と育成 ア 任期付在籍出向制度を活用し、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から現職人材をファンディングのプロフェッショナルとして採用した。また、特許庁との初の人事交流として、上席審査官を任期付職員として招聘した。各種採用面接においてリモート面接を導入し（延べ329名）、海外在住者へも面接対象を拡大した（海外から５名面接）。 イ - 新たなキャリアパスに沿った人材育成プログラム改訂案を作成した。また、卓越した研究者の確保・活躍促進のために、シニアエグゼクティブリサーチャー及びエグゼクティブリサーチャーのポストを新設し、新たなキャリアパスを構築した。 - 各種階層別研修をリモート形式や動画配信で着実に実施した（管理職のビジネススクール派遣を含む 20 回開催）。また、本部のオンライン研修主催者向けのセミナーを開催し、リモート研修業務のスキルを水平展開した。さらに、管理職層を中心とした昇任前研修の制度設計に着手するとともに、全職種管理職員を対象としてマネジメントに対する統一の方針や手法の周知を図るとともに、機構内の懸案事項解決に向けたワークショップ形式による研修や、アンコンシャスバイアス研修を実施した。 - 研究職員については、採用から３年間の育成計画の作成と月報による育成状況の把握、また育成担当者への OJT 担当者研修などを実施し、育成の強化を図った。 - 一般職技術支援系職員については採用から３年間の育成計画を作成した上で、短期派遣研修において他職場を知る機会を付与することで人材の流動化を促進し、ヒアリングなどにより育成状況を把握することで育成の強化を図った。 - 一般職技術系職員については、採用から６年目までの職員を対象に、本人の意向を踏まえた育成目標を設定し、目標に応じた技術習得や企画力、折衝能力など幅広い能力の養成を図る	<評定と根拠> 評定：B 根拠：他機関から異分野のエキスパート人材の確保、管理職研修の充実、新卒研究職の初期３年育成の体制強化、NARO イノベーション創造プログラム（N.I.P.）の推進による若手研究職の育成など、幅広い層の人材力強化に取り組むとともに、女性職員を対象としたキャリアアップ研修を新規に実施するなどダイバーシティを推進した。また、クロスアポイント制度の活用や卓越研究者のポスト新設などで多様な人材を確保し、適材適所に配置した。さらに、研究実施職員の人事評価についてマニュアルなどを改訂し、本格導入に向けて再試行を実施した。また、各種研修や採用面接のリモート化による効率化を進めた。以上、概ね年度計画通りの成果を達成した。 <課題と対応>

ントメント制度などの雇用の多様化の取組が図られているか。		とともに、栽培試験、種苗検査、ばれいしょ原原種生産などの業務ごとに習熟度に応じた知識・技術研修を実施し、計画的な育成を図った。 ・ 在外研究員制度を見直し、本人発意による申請に加えて所長による派遣計画を定め、戦略的な人材育成への改善を図った。 ・ 破壊的イノベーションの創出及び若手イノベーション人材の育成を趣旨とした NARO イノベーション創造プログラム（N.I.P.）を実施した（高額課題 8 課題、100 万円課題 31 課題を新規採択）。 ・ 研究意欲の増進を趣旨として、理事長により特に優れた研究成果を表彰する NARO RESEARCH PRIZE 2021 を 5 課題、NARO RESEARCH PRIZE SPECIALⅢを 11 課題に授与した。	研究実施職員の新たな人事評価システムについては、第 5 期中に新制度を本格導入する。また、再試行結果を踏まえて評価結果を処遇などに反映するシステムを設計する。 給与制度の改善に向けた取組については、研究開発業務の特性を踏まえた柔軟な給与体系の導入と適切な給与水準の両立が図れるよう、再雇用制度から定年延長への移行を考慮した人件費の執行見込みなどを適切に把握しつつ、検討を進める。
	ウ これらの人材の確保・育成では、性別、国籍に依らず、多様な人材を活用するとともに、外国人職員へのメンター配置や必要な情報の英語化など外国人職員の活躍支援を強化し、農研機構におけるダイバーシティを推進する。	ウ 外国人職員に対してメンターを配置した。メンターには翻訳ソフトを配付し、外国人職員の活躍支援に活用した。また、英語化推進ワーキンググループを設置し、イントラネットに掲載されている情報について、優先度・重要度を基に英語化対象情報のリストアップを行い、各担当部署が英語化を推進した。	
	（２）人事に関する計画 ○ダイバーシティ確保の取組が積極的に推進されているか。 <評価指標> ・優秀な女性・若手職員の採用の取組や男女共同参画の取組の強化が図られているか。	（２）人事に関する計画 ア クロスアポイント制度等を利用して、大学等との人事交流を積極的に行う。 イ 農研機構内の人材の一層の流動化を進めるとともに、能力と実績に基づく人事管理を徹底し、適材適所の配置を行う。 ウ 人件費予算の状況等を踏まえつつ、採用試験方法等を改善し、優秀な若手職員の確保を積極的に行う。特に、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や国外居住者の採用の観点から、オンラインでの採用活動を強化する。再雇用職員の配置に当たっては、個人の能力・特性等と業務との適切なマッチングを行う。 エ 女性管理職登用に向けて、研究所等から推薦された女性職員にキャリアアップ研修等を行う。また、職業生活と家庭生活の両立と業務効率化に資する在宅勤務制度の設計を行う。	（２）人事に関する計画 ア クロスアポイント制度を活用し、学校法人龍谷大学の教授 1 名を農研機構へ、また、農研機構研究職員 1 名を国立大学法人筑波大学教授へ、各々配置した。 イ 新設の基盤技術研究本部、及び企画戦略、事業開発、知的財産などのマネジメント部署の組織拡充に対応し、適性を考慮した人員を配置して人材の流動化を図った。また、研究所、研究領域、研究グループの再編・新設に対応し、人材の流動化を図るとともに、適材適所の配置を行った。 ウ 若手研究職員の令和 4 年 4 月 1 日試験採用について年齢制限を採用時 34 歳以下に改正し、既卒を含む幅広い経験・背景をもつ若手職員 33 名を採用内定した。また、任期付研究職員 28 名を採用内定した。加えて、博士号取得者を対象としたパーマネント選考採用で 31 名を採用内定した。また、将来の定年延長制度の導入を踏まえ、再雇用職員の有する能力・経験などを本格活用する方策について検討を開始した。 エ 採用した研究職に占める女性の割合が 27.7%に増加した。全職員数に占める女性の割合は 22.6%となり、前期実績を上回った。また、管理職の女性の割合は 10.4%に増加した（第 4 期末：9.8%）。女性職員のマネジメント層への昇任意欲を涵養するため、各所属長からの推薦を受けた女性職員に対して、外部講師によるキャリアアップ研修を実施した。 在宅勤務制度については、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、業務の効率化を前提とした制度設計のために在宅勤務の試行を実施した。本試行を通して、在宅勤務における業務内容、業務

		の効率化、効果の確認を行うとともに、問題点の洗い出しを行い、在宅勤務制度設計を進めた。	
（３）人事評価制度の改善 ○職員の能力や業績を公正に評価する人事評価システムが構築・運用されているか。 ＜評価指標＞ ・職員の研究業績や能力を適確に評価できる人事評価システムの整備、運用が図られているか。	（３）人事評価制度の改善 ア 公正かつ透明性の高い評価となるよう毎期の人事評価結果を検証するとともに、期首・期末ごとに評価者・被評価者への研修、情報提供を行う。また、研究職員（一般）については、令和２年度に引き続き試行を行い、目標設定・評価等に関するデータを収集・解析するとともに、必要に応じて人事評価制度の改善を図る。	（３）人事評価制度の改善 ア 研究実施職員の人事評価については、令和２年度の試行結果を踏まえて人事評価マニュアルを改訂するとともに、目標設定に関する事例集を作成・周知したうえで令和２年度に引き続き試行を行い、オンラインでの評価者訓練及び被評価者に対する説明会を実施した。試行を通して、目標設定・評価などに関する問題点を洗い出し、対応策を提案した。 一般職員などの人事評価については、評価者を対象として、期首においては目標設定における水準や考え方の説明会、期末においてはこれまでの評価結果などを分析し、評価項目の目線合わせ及び具体的事例の評価などについての説明会を実施した。	
	イ 人事評価結果については、勤勉手当に連動させる等処遇に適切に反映する。	イ 研究管理職員については、人事評価を勤勉手当に連動させ、処遇に反映させた。研究実施職員については、人事評価結果の処遇への反映方法について設計した。	
（４）報酬・給与制度の改善 ○職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準となっているか。クロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は公表されているか。	（４）報酬・給与制度の改善 ア 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。また、給与水準については、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、その状況を公表する。	（４）報酬・給与制度の改善 ア 農研機構における役職員の給与は、従来から国家公務員などの給与などを勘案した支給水準としており、令和３年度においても、国に準拠した場合の人件費総額の範囲内で給与改定を実施した。その結果、国家公務員とほぼ同等の給与水準となっており、具体的には、令和３年度の対国家公務員指数は、①事務・技術職員（農研機構でいう一般職員）が 93.2%、②研究職員が 98.1%となっている。	
	イ 卓越した人材の確保や人事交流の促進を給与面で支える柔軟な報酬・給与制度の導入に向けて、研究開発業務の特性等を踏まえた年俸制等の制度設計を行う。	イ 年俸制等の導入に向け、ジョブ型雇用となる任期付採用制度の厳格な運用を検討し、ジョブ型として任期付採用するポストの見直しを行い、また、任期付研究実施職員の俸給表について号俸増設を行った。	
主務大臣による評価			
評定 B ＜評定に至った理由＞ 多様な人材の確保と育成については、JST と特許庁から異分野のエキスパートの招聘を行うとともに、リモートでの採用面接の導入による海外在住者を含む面接対象者の拡大を図るなど、多様な分野から幅広く卓越した人材の確保を図る取組を行っている。さらに、独立行政法人の裁量性を活かし、卓越した研究者の確保・活躍促進のため、新たにシニアエグゼクティブリサーチャー及びエグゼクティブリサーチャーのポストを新設している。 人材育成については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、各種階層別研修をリモート形式等で実施（20 回開催）するとともに、若手研究職の育成の取組（育成計画の策定、育成状況の検証、若手向け研究プログラムの推進等）をはじめ、若手人材の育成を推進している。加えて、外国人職員へのメンター配置や所内情報の英語化を進めることで、ダイバーシティを推進している。 人事に関する計画については、若手研究職員の採用時の年齢制限を 34 歳以下に引き上げ、既卒を含む幅広い人材の確保を図るとともに、知財マネジメントなど重要な研究課題等に対応するための部署の新設や拡充に対応し、適切な人材配置を行っている。また、採用者の女性割合は第４期平均の 34.6%から 37.0%に増加し、新たに女性職員を対象としたキャリアアップ研修を実施するなど、管理職員への女性登用も着実に進めている。ワーク・ライフ・バランスへの配慮としては、在宅勤務制度の試行を開始し、業務効率化等の効果の確認や問題点の洗い出しなどの取組を進めている。 人事評価制度については、新たな人事評価システム導入に向け、目標設定に関する事例集を作成するとともに、評価者に対して評価項目の目線合わせや具体的事例の評価等についての説明会を実施し、公平な人事評価の実現に向けた取組を進めている。			

以上のように、多様な人材の確保と人材育成の取組の推進、性別や国籍に依らないダイバーシティの推進、人事評価制度の改善等に着実に取り組んでいることから、B評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、多様な人材確保やそれに対応する環境づくり、若手職員の計画的な育成の取組の強化を行う必要がある。また、中長期的な視点から、ベテラン人材の能力や経験を最大限活かすための検討を進める必要がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－3	主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2－①主な定量的指標						
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
前中期目標期間の繰越 積立金の処分状況	農業技術研究業務勘定（百万円）	4,653				
	農業機械化促進業務勘定（百万円）	19				
	基礎的研究業務勘定（百万円）	83				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
積立金の処分に係る事項については、中長期計画に定める。 また、施設及び設備に関する計画については第4の1（4）、職員の人事に関する計画については第6の2（1）に即して定める。		前中長期目標期間繰越積立金は、第4期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトに要する費用及びゲノム編集標的配列予測ツールの開発、基礎的研究業務その他の新型コロナウイルス感染症の影響により繰り越した業務に要する費用等に充当する。 また、施設及び設備に関する計画については、本計画第2の1（4）、職員の人事に関する計画については、本計画第4の2（2）のとおり。	
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和3年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
【評価の視点】 ・積立金の処分に係る事項が適切に定められ、運用されているか。	前中長期目標期間繰越積立金は、第4期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトに要する費用及びゲノム編集標的配列予測ツールの開発、基礎的研究業務その他の新型コロナウイルス感染症の影響により繰り越した業務に要する費用等に充当する。 また、施設及び設備に関する計画については、本計画第2の1（4）、職員の人事に関する計画については、本計画第4の2（2）のとおり。	【農業技術研究業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、令和2年度補正予算によるスマート農業技術の開発・実証プロジェクトに必要な費用、及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、今中長期目標期間に繰り越した固定資産の当年度の減価償却に要する費用等に充当した。（令和3年度 4,653 百万円） 【農業機械化促進業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、前中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、今中長期目標期間に繰り越した固定資産の当年度の減価償却に要する費用等に充当した。（令和3年度 19 百万円） 【基礎的研究業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、基礎的研究業務の新型コロナウイルス感染の感染拡大による影響により繰り越した業務に要する費用等に充当した。（令和3年度 83 百万円）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：前中長期目標期間繰越積立金は、第4期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する等、年度計画に従って着実に業務を遂行した。 <課題と対応> 前中長期目標期間繰越積立金については、独法会計基準等に基づき、引き続き当期の費用等に適切に取り崩す。

主務大臣による評価
評価 B ＜評価に至った理由＞ 各勘定の前中長期目標期間繰越積立金については、独立行政法人会計基準や中長期計画等に基づいて適切な処理が行われていることからB評価とする。 ＜今後の課題＞ 引き続き、各勘定の前中長期目標期間繰越積立金について適切な処理を行う必要がある。